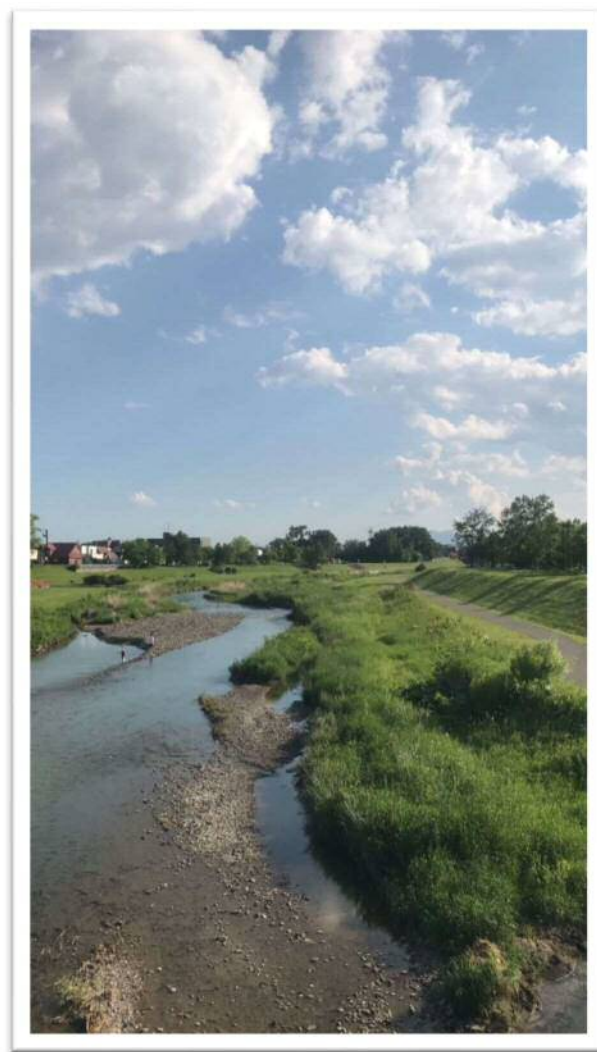


令和3年度 清掃事業の概要（案）



黄金橋から望む清流漁川

恵庭市生活環境部

廃棄物管理課



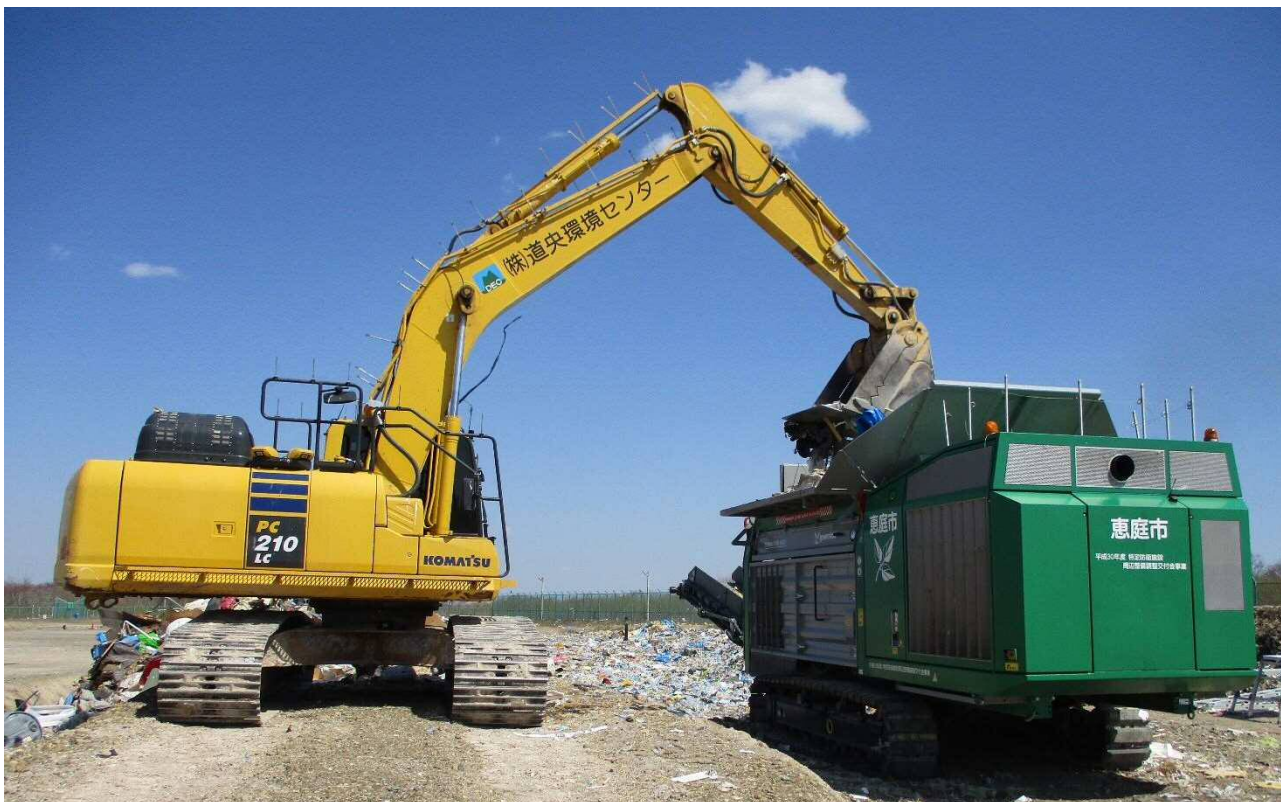
目次

I. 恵庭市の概要	1
II. ごみ処理の体制	2
1. 恵庭市家庭系ごみ処理の大まかな流れ	2
2. ごみの収集について	3
3. 料金体系	3
4. 施設の概要	7
III. ごみ・資源物・し尿処理実績	12
1. ごみ発生量の推移	12
2. 家庭ごみの状況	13
3. 施設ごとの処理量の推移	15
4. 資源物搬入量の推移	17
5. 資源物搬出量の推移	18
6. リサイクル率の推移	19
7. し尿等処理量の推移	20
IV. ごみ排出抑制、啓発運動関係	21
1. 古着のリサイクル	21
2. 小型家電の回収	21
3. (株)マテックじゅんかんコンビニ24 恵庭黄金利用の状況	22
4. 廃食油の回収	23
5. せん定枝回収モデル事業	23
6. 集団資源回収	24
7. 環境美化等推進員登録制度	25
8. ボランティア袋	25
9. 集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度	26
V. 生活環境部機構図	28
VI. 事務分掌	29
VII. 令和3年度 恵庭市一般廃棄物処理実施計画	30
第1 一般廃棄物処理の基本的事項	30

第2	ごみ処理実施計画.....	31
第3	一般廃棄物の発生抑制、再使用・再生利用、エネルギー回収、適正処理の施策.....	41
VIII.	ごみ処理事業の沿革.....	43
1.	恵庭市ごみ処理事業の沿革.....	43
2.	ごみの広域処理から単独処理への経緯.....	49
IX.	清掃関連法令・内規類・その他資料.....	53
○	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例.....	53
○	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則.....	68
○	恵庭市廃棄物処理施設設置条例.....	87
○	きれいなまちづくり条例.....	89
○	恵庭市廃棄物の受入等に関する要綱.....	91
○	恵庭市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可に関する基準.....	94
○	恵庭市家庭廃棄物処理手数料収納事務等の取扱いに関する要綱.....	97
○	恵庭市ボランティア清掃ごみ袋交付要綱.....	103
○	恵庭市資源回収奨励金交付要綱.....	105
○	恵庭市環境美化等推進員登録制度実施要綱.....	108
○	恵庭市集合住宅に係るごみ保管場所設置等に関する指導要綱.....	110
○	恵庭市集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度実施要綱.....	112
○	恵庭市し尿処理券の返還の取扱いに関する要綱.....	115

1. 恵庭市の概要

恵庭市は、札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置し、恵まれた交通アクセスと穏やかな気候風土を持つまちです。早くから住宅地整備を進めるとともに、公共下水道や大学・専門学校、工業団地などの都市基盤の整備が進められ、着実に人口が増えてきています。また、季節によって様々な表情を見せる自然が広がり、農業・工業・商業とともに市民の暮らしと調和した豊かな環境に恵まれています。



●位置

- 東端 東経141° 39' 10"
- 西端 東経141° 14' 07"
- 南端 北緯 42° 47' 45"
- 北端 北緯 42° 59' 16"

●海抜 34.1m

●広ぼう 東西34km、南北23km

●面積 294.65 Km²

●人口

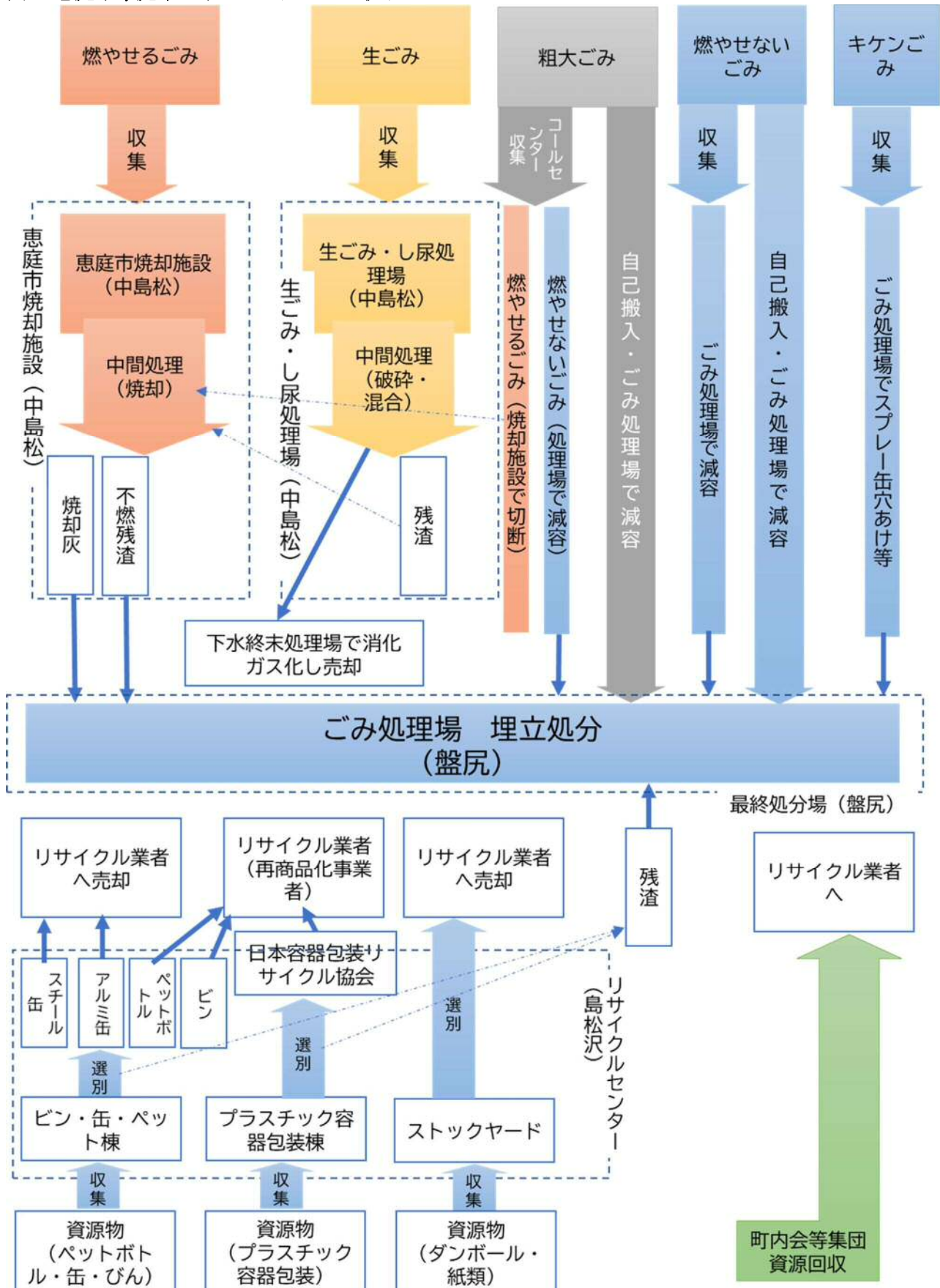
恵庭市は、明治30年に戸長役場が設置された時は、143世帯572人で、73年後の昭和45年市制施行時には8,750世帯34,449人となっています。令和3年3月末日現在の人口は、次表のとおりです。

世帯数	34,237世帯	
人口	男	34,069人
	女	35,925人
	計	69,994人

II. ごみ処理の体制

1. 恵庭市家庭系ごみ処理の大まかな流れ

図 1 恵庭市家庭系ごみ処理の大まかな流れ



2. ごみの収集について

(1)家庭ごみ

収集区分は『燃やせるごみ』『生ごみ』『燃やせないごみ(キケンごみを含む)』『粗大ごみ』『資源物』の5区分に分別して排出。平成22年4月からの家庭ごみ有料化に伴い、『燃やせるごみ』『燃やせないごみ』『キケンごみ』については有料指定ごみ袋を使用。『粗大ごみ』についてはごみ処理券を使用。平成24年4月からは、それまで『燃やせるごみ』の中に含まれていた『生ごみ』の分別収集を開始し、それに伴い生ごみ専用の黄色い有料指定ごみ袋を新設し、カラス対策として特殊な加工を施した素材を採用。燃やせるごみ用の指定袋は黄色からピンク色へ変更。

(2)家庭資源物

資源物の分類は、『プラスチック製容器包装類』『ペットボトル・缶・びん』『紙パック』『段ボール』『新聞・チラシ・雑誌・本』『蛍光管』『電池』の7区分に分別して排出。

(3)収集方法

燃やせるごみ、生ごみの日は週2回(農村地区は週1回)、燃やせないごみの日は月1回、資源物の収集日は週1回(燃やせないごみの日がある週は収集しない)。戸別及びステーション収集を実施。

平成31年4月からは、1ヶ月に1回の収集であった粗大ごみを事前申込による収集へ変更。

3. 料金体系

(1)手数料

表1【家庭廃棄物処理手数料】

項目	規格	手数料	
		R2~R3	R4~R6
燃やせるごみ	5リットル	10円/枚	15円/枚
	10リットル	20円/枚	30円/枚
	20リットル	40円/枚	60円/枚
	40リットル	80円/枚	120円/枚
燃やせないごみ (キケンごみ兼用)	5リットル	20円/枚	
	10リットル	40円/枚	
	20リットル	80円/枚	
	40リットル	160円/枚	
生ごみ	3リットル	6円/枚	
	6リットル	12円/枚	
	12リットル	24円/枚	
ごみ処理券	1枚	100円/枚	
	1枚	400円/枚	
直接搬入	—	231円/10kg	

※直接搬入については有料指定ごみ袋及びごみ処理券は使用せず、計量により算出。10kgに満たないものは端数切り上げ。

表 2【事業系廃棄物処分手数料】

種類	区分	手数料	
		R2～R3	R4～R6
事業系一般廃棄物	不燃ごみ	231 円/10kg	343 円/10kg
	可燃ごみ	128 円/10kg	217 円/10kg
	生ごみ	93 円/10kg	
	資源物	114 円/10kg	
産業廃棄物	不燃ごみ	509 円/10kg	
	可燃ごみ	400 円/10kg	

表 3【し尿処理手数料】

項目	料金
し尿処理手数料	50 円/10ℓ
仮設トイレ加算料金	880 円/1 箇所

(2)公共料金等審議会及び廃棄物減量等推進審議会におけるごみ処理手数料等の改定経過

※平成 29 年度からごみ処理手数料は廃棄物減量等推進審議会で審議

年度	審議内容			
昭和 62 年 (昭和 63 年 4 月 1 日改定分)	●し尿処理手数料及びごみ処分手数料改定			
	し尿処理手数料		事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料	
	下水道区域内	下水道区域外	事業系一廃	産業廃棄物
	97 円/10 ℓ	42 円/10ℓ	23 円/10kg	40 円/10kg
平成 6 年 (平成 7 年 4 月 1 日改定分) (平成 8 年 4 月 1 日改定分)	●し尿処理手数料及びごみ処分手数料改定			
	し尿処理手数料		事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料	
	全域 平成 7 年 4 月 1 日 改定分	全域 平成 8 年 4 月 1 日 改定分	事業系一廃	産業廃棄物
	50 円/10ℓ	54 円/10ℓ	32 円/10kg	54 円/10kg
平成 14 年 (平成 15 年 4 月 1 日改定分)	●し尿処理手数料及びごみ処分手数料改定			
	し尿処理手数料	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料		
		事業系一廃	産業廃棄物	産業廃棄物 (汚泥)
	47 円/10ℓ	60 円/10kg	税込 90 円/10kg	税込 110 円/10kg
※産業廃棄物処理事業特別会計は平成 17 年から消費税納付(内税方式 5%)				
平成 18 年 (平成 19 年 4 月 1 日改定分)	●ごみ処分手数料改定			
	し尿処理手数料	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料		
		事業系一廃	産業廃棄物	産業廃棄物(汚泥)
—	80 円/10kg	税込 117 円/10kg	税込 140 円/10kg	

平成 19 年 (平成 20 年 4 月 1 日改定分)	●ごみ処分手数料改定			
	し尿処分手数料	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料		
		事業系一廃	産業廃棄物	産業廃棄物(汚泥)
—	88 円/10kg	税込 126 円/10kg	税込 151 円/10kg	
平成 20 年 (平成 22 年 4 月 1 日改定分)	●ごみ処分手数料改定			
	家庭廃棄物処分手数料			
	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	直接搬入ごみ
2 円/ℓ		100 円/個	70 円/10kg	
平成 22 年 (平成 23 年 4 月 1 日改定分)	●ごみ処分手数料改定			
	し尿処分手数料	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料		
		事業系一廃	産業廃棄物	産業廃棄物(汚泥)
—	92 円/10kg	税込 132 円/10kg	税込 158 円/10kg	
平成 23 年 (平成 24 年 4 月 1 日改定分)	●ごみ処分手数料改定			
	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料			
	事業系一廃	事業系一廃(生ごみ)	産業廃棄物	産廃(汚泥)
	—	92 円/10kg	—	—
	家庭廃棄物処分手数料			
可燃ごみ(生ごみ)	不燃ごみ	粗大ごみ	直接搬入ごみ	
2 円/ℓ		—	—	
平成 24 年 (平成 25 年 4 月 1 日改定分)	●ごみ処分手数料改定			
	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料			
	事業系一廃	産業廃棄物	産廃(汚泥)	
99 円/10kg	税込 142 円/10kg	税込 170 円/10kg		
平成 25 年 (平成 26 年 4 月 1 日改定分)	●ごみ処分手数料改定			
	し尿処 手数料	事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料		
		事業系一廃	事業系一廃(生ごみ)	産業廃棄物
	50 円/10ℓ	100 円/10kg	99 円/10kg	税込 146 円/10kg 税別 136 円/10kg
消費税改定をふまえ(5%→8%H26.4.1)内税方式から外税方式へ変更				

平成 28 年 (平成 29 年 4 月 1 日改定 分)	●ごみ処理手数料改定					
	し尿処理手数料		事業系一般廃棄物及び産業廃棄物処分手数料			
	50 円 /10ℓ	仮設トイレ 加算料金	事業系 一廃	事業系一廃 (生ごみ)	産業廃棄物	産廃(汚泥)
880 円/1 箇所		112 円 /10kg	112 円/10kg	税込 168 円/10kg (8%) 税込 171 円/10kg (R 元.10.1~10%) 税別 156 円/10kg	税込 201 円/10kg (8%) 税込 205 円/10kg (R 元.10.1~10%) 税別 187 円/10kg	
平成 30 年 (令和 2 年 4 月 1 日 改定予定分)	●ごみ処理手数料改定					
	家庭廃棄物処理手数料					
	収集			直接搬入		
	不燃ごみ	粗大ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ		
	4.0 円/ℓ	100~900 円/個	128 円/10kg	231 円/10kg		
●ごみ処理手数料改定						
事業系一般廃棄物処分手数料				産業廃棄物処分手数料		
事業系 一廃 (可燃)	事業系 一廃 (不燃)	事業系 一廃 (生ごみ)	事業系 一廃 (資源物)	産業廃棄物 (可燃)	産業廃棄物 (不燃)	
128 円 /10kg	231 円 /10kg	93 円/10kg	114 円 /10kg	税込 400 円/10kg 税別 364 円/10kg	税込 509 円/10kg 税別 463 円/10kg	
平成 30 年 (令和 4 年 4 月 1 日 改定予定分)	●ごみ処理手数料改定					
	事業系一般廃棄物処分手数料			家庭廃棄物処理手数料		
	事業系一廃 (可燃)	事業系一廃 (不燃)	事業系一廃 (不燃)	収集		
				可燃ごみ		
217 円/10kg	343 円/10kg	343 円/10kg	3.0 円/ℓ			

4. 施設の概要

恵庭市の廃棄物処理施設は、ごみ処理場、リサイクルセンター、生ごみ・し尿処理場、焼却施設、破碎処理施設の5施設です。旧焼却場は、ダイオキシン類濃度基準などへの対応が難しかったことにより、平成14年度から休止となっていました。中島松に新たな焼却施設を建設し、令和2年4月から本格稼動しました。

(1) 恵庭市ごみ処理場

市内で発生した燃やせないごみ、キケンごみ、粗大ごみの他、事業系一般廃棄物、産業廃棄物などを埋め立て処理しています。



名称	ごみ処理場
所在地	盤尻 255 番地 4
種類	管理型
埋立方式	セル方式(サンドイッチ方式と併用)

	1期	2期	3期	4期	5期	6期
埋立面積	16,200 m ²	18,520 m ²	19,600 m ²	42,600 m ²	33,050 m ²	20,500 m ²
埋立容積	144,000 m ³	151,800 m ³	149,400 m ³	330,000 m ³	309,000 m ³	160,000 m ³
建設期間	昭和 58～59 年	平成 3～4 年	平成 6・10 年	平成 11～12 年	平成 18～19 年	平成 27～28 年
埋立開始	昭和 59 年 10 月	平成 4 年 5 月	平成 7 年 7 月	平成 12 年 4 月	平成 20 年 5 月	平成 29 年 5 月
補助事業	破碎・管理棟 【防衛省（民生安定施設助成事業）】 貯留構造物【厚生省補助】	防衛省（民生安定施設助成事業）	無し	防衛省（民生安定施設助成事業）	防衛省（民生安定施設助成事業）	防衛省（民生安定施設助成事業）
備考	平成 7 年埋立終了	令和 2 年埋立終了	平成 22 年埋立終了 産業廃棄物用	平成 21 年埋立終了	供用中	供用中

合計埋立面積 150,470 m² 埋立容積 1,244,200 m³

(2) 恵庭市リサイクルセンター

旧焼却場の施設を一部利用し、市内で発生した資源物を受入れ、選別・減容等処理を行い、市内の資源化施設へ搬出しています。



名称	リサイクルセンター		
所在地	島松沢 131 番地 8		
敷地面積	11,137.92 m ²		
施設名	ビン・缶・ペットボトル 等減容保管施設	プラスチック容器包装 減容保管施設	ストックヤード
建築面積	613.61 m ²	418.65 m ²	216 m ²
延床面積	712.24 m ²	418.65 m ²	216 m ²
機械設備	受入・供給設備・選別設 備 圧縮・減容化設備	圧縮梱包設備	資源物保管庫
処理能力	11t/日 (5h)	5t/日 (5h)	200 m ²
処理対象	ビン・カン・ペットその 他資源物	プラスチック (容器包装適用物)	ダンボール・乾電池・蛍光 管・紙パック・衣類・小型 家電・本類等
工事期間	平成 10 年 8 月～ 平成 12 年 2 月	平成 18 年 10 月～ 平成 19 年 3 月	平成 28 年 10 月～ 平成 29 年 3 月
補助事業	防衛省 (特定防衛施設周 辺整備調整交付金)	防衛省 (特定防衛施設周 辺整備調整交付金)	環境省 (循環型社会形成推 進交付金)
供用開始	平成 12 年 4 月	平成 19 年 4 月	平成 29 年 3 月
備考	平成 27 年 3 月 資源物 収集袋の圧縮梱包機更新 (特定防衛施設周辺整備 調整交付金)		旧焼却施設煙突解体 (平成 27 年度実施) 跡地に建設

(3) 恵庭市生ごみ・し尿処理場

市内の家庭及び事業活動から発生した生ごみやし尿を受入れ、破碎分別などを行っています。隣接する下水終末処理場に送った後、下水汚泥と混合し、バイオガスを発生させ資源化しています。



名称	生ごみ・し尿処理場	
所在地	中島松 460 番地 1	
敷地面積	12,028 m ²	
施設名	生ごみ処理施設	し尿処理施設
建築面積	254.90 m ²	535.56 m ²
延床面積	357.53 m ²	804.82 m ²
機械設備	受入ホッパ、破碎分別機、移送コンベア、残渣ホッパ	一次処理 受入槽、夾雑物除去装置、し渣ホッパ、予備貯留槽、脱臭装置、沈殿槽 二次処理～休止中 脱水機、浄化槽、放流ピット、硝酸化槽、汚泥分離槽
処理能力	18t/日(6h)	15kl/日(6h)
処理対象	生ごみ	し尿、浄化槽汚泥
処理方法	破碎分別後、し尿処理施設混合槽へ移送	<ul style="list-style-type: none"> ・一次処理後、下水終末処理場へ移送（平成 16 年～平成 24 年） ・生ごみと混合し下水終末処理場へ移送（平成 24 年～）
工事期間	平成 22 年 12 月～平成 24 年 8 月	昭和 62 年 8 月～平成元年 1 月
補助事業	防衛省（民生安定施設助成事業）	防衛省（民生安定施設助成事業）
供用開始	平成 24 年 9 月	平成元年 2 月

(4) 恵庭市焼却施設

市内で発生した燃やせるごみ、粗大ごみの他、事業系一般廃棄物、産業廃棄物などを焼却処理しています。焼却処理に伴い発生する熱はボイラで回収し、施設内の暖房等に利用する他、隣接施設で利用しています。また、蒸気発電機によって発生した電力は、施設内の電力の一部として利用しています。



名称	焼却施設
所在地	中島松 461 番地 1
燃焼形式	全連続燃焼式ストーカ炉
敷地面積	28,018 m ²
建築面積	2,282 m ²
延床面積	4,204 m ²
処理能力	56 t / 日 (28 t × 2 炉)
工事期間	平成 28 年 9 月 ~ 令和 2 年 3 月
補助事業	防衛省 (民生安定施設助成事業)
供用開始	令和 2 年 3 月

(5) 破碎施設

ごみ処理場で粗大ごみ等の破碎を行い、ごみを減容しています。



名称	破碎施設
所在地	盤尻 255 番地 4
処理能力	300t/日(5h) (移動式)
処理方式	低速回転破碎式
補助事業	防衛省（特定防衛施設 周辺整備調整交付金）
供用開始	令和元年 6 月

(6) 休止している施設

名称	ごみ焼却場	ごみ破碎処理施設
所在地	島松沢 131 番地 7	盤尻 255 番地 4
敷地面積	11,621 m ² (リサイクルセンター内)	105,028 m ² (ごみ処理場内)
建築面積	1,091.56 m ²	477.35 m ²
構造	RC+S 造	RC+ALC 造
機械設備等	トラックスケール (供用中)、 焼却施設 (H14 休止)、 事務室 (供用中)、煙突等 (H27 解体)	トラックスケール (供用中)、受入・破 砕、集じん、磁選機、風力分離
処理能力	75 t/日 (24h)	30 t/日 (5h)
処理対象物	可燃物 (プラ除く)	粗大ごみ
処理方式	全連続燃焼式焼却炉	衝撃せん断併用回転式
工事期間	昭和 50 年 1 月～昭和 54 年 1 月	昭和 58 年 2 月 22 日～昭和 59 年 3 月 30 日
補助事業	防衛省 (民生安定施設助成事業)	防衛省 (民生安定施設助成事業)
供用開始	昭和 54 年 4 月 1 日	昭和 59 年 4 月 1 日
休止	平成 14 年 11 月 30 日	平成 16 年 3 月 31 日
備考	平成 12 年度煙突補修工事 (炭素繊維補 強工法) 平成 27 年度煙突等解体工事 (環境省： 循環型社会形成推進交付金)	

Ⅲ. ごみ・資源物・し尿処理実績

1. ごみ発生量の推移

表 4 ごみ発生量の推移

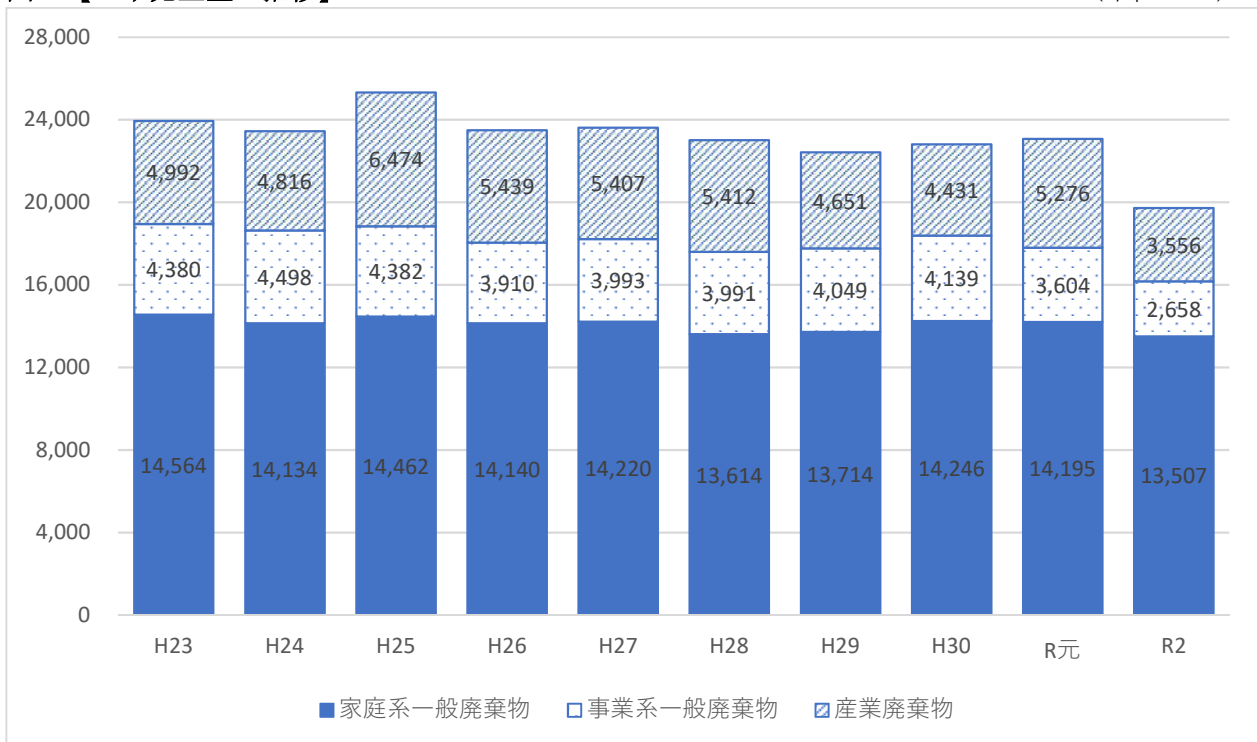
(単位：t)

項目		年度		平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
処 理 対 象 人 口		68,754	68,797	68,751	68,898	68,934	69,197	69,447	69,626	69,900	69,994	
処 理 対 象 世 帯		30,573	30,884	31,066	31,470	31,880	32,416	32,867	33,331	33,779	34,237	
家庭系一般廃棄物	収 集	可 燃 生 ご み	8,872.72	5,668.72	5,788.41	5,701.41	5,770.66	5,653.60	5,691.26	5,666.61	7,043.12	7,812.38
		不 燃	1,209.00	1,238.00	1,280.00	1,208.00	1,193.00	1,131.00	1,141.00	1,372.00	653.29	444.71
		粗大ごみ	810.24	828.95	856.83	808.51	800.60	755.80	765.83	921.07	341.86	306.75
		資 源	2,839.34	2,838.19	2,813.50	2,775.04	2,712.42	2,562.44	2,455.64	2,424.24	2,293.29	2,303.53
	小 計	13,731.30	13,159.52	13,255.50	12,949.21	12,934.69	12,435.35	12,409.85	12,707.18	12,649.95	13,102.79	
	直 接 入	可 燃	44.23	49.98	114.17	88.25	80.43	88.04	130.42	156.50	1,194.74	0.00
		不 燃	750.41	897.70	1,065.10	1,077.05	1,179.11	1,065.12	1,152.93	1,361.91	317.41	382.59
		資 源	38.14	26.64	27.56	25.83	26.25	25.80	21.18	20.41	32.90	21.44
	小 計	832.78	974.32	1,206.83	1,191.13	1,285.79	1,178.96	1,304.53	1,538.82	1,545.05	404.03	
	合 計	14,564.08	14,133.84	14,462.33	14,140.34	14,220.48	13,614.31	13,714.38	14,246.00	14,195.00	13,506.82	
一 般 事 業 系 廃 棄 物	可 燃 生 ご み	2,872.43	1,671.11	1,709.38	1,680.39	1,730.93	1,714.32	1,774.66	1,816.65	1,855.74	1,101.05	
	不 燃	1,297.66	1,324.25	1,124.34	732.50	717.86	688.63	676.17	612.62	214.26	215.44	
	資 源	210.17	198.40	200.06	175.00	149.55	138.96	121.71	111.86	82.17	23.09	
	合 計	4,380.26	4,498.01	4,381.55	3,909.53	3,993.41	3,990.59	4,048.95	4,139.05	3,603.82	2,657.60	
産 業 廃 棄 物	可 燃	313.89	219.67	203.61	208.91	231.89	250.62	235.09	228.41	2,851.83	2,321.36	
	不 燃	4,677.91	4,596.81	6,270.34	5,229.64	5,175.05	5,161.40	4,416.30	4,202.16	2,424.33	1,234.60	
	合 計	4,991.80	4,816.48	6,473.95	5,438.55	5,406.94	5,412.02	4,651.39	4,430.57	5,276.16	3,555.96	
合 計	23,936.14	23,448.33	25,317.83	23,488.42	23,620.83	23,016.92	22,414.72	22,815.62	23,074.98	19,720.38		

※ 平成 24 年 4 月生ごみ分別収集開始

図 2 【ごみ発生量の推移】

(単位：t)



2. 家庭ごみの状況

市ではごみの減量とリサイクルの促進を図り、持続可能な循環型社会の構築を目指して、平成22年4月から家庭ごみの有料化を実施しています。平成24年から生ごみの分別収集を開始し、生ごみの資源化を実施しています。

(1) 家庭ごみ排出量

家庭から収集されたごみは、表5のとおりとなっており、令和2年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、生ごみの分別回収を実施した平成24年度からほぼ横ばいとなっています。

表5【家庭からのごみ排出量の推移】

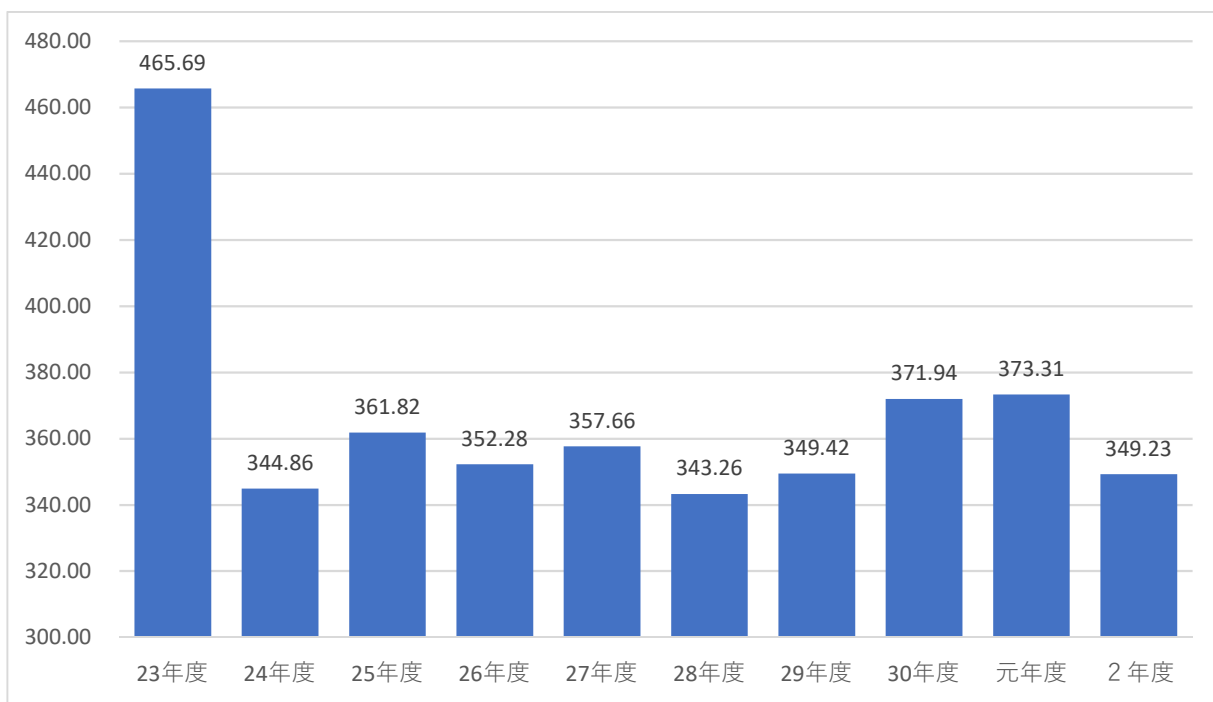
区分/年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
人	口 (人)	68,754	68,797	68,751	68,898	68,934	69,197	69,447	69,626	69,900	69,994	
世	帯 数 (世帯)	30,573	30,884	31,066	31,470	31,880	32,416	32,867	33,331	33,779	34,237	
収	可 燃 ご み (t)	8,872.72	5,668.72	5,788.41	5,701.41	5,770.66	5,653.60	5,691.26	5,666.61	7,043.12	7,812.38	
	生 ご み (t)		2,585.66	2,516.76	2,456.25	2,458.01	2,332.51	2,356.12	2,323.26	2,318.39	2,235.42	
	不 燃 ご み (t)	1,209.00	1,238.00	1,280.00	1,208.00	1,193.00	1,131.00	1,141.00	1,372.00	653.29	444.71	
	粗 大 ご み (t)	810.24	828.95	856.83	808.51	800.60	755.80	765.83	921.07	341.86	306.75	
	資 源 物 (t)	2,839.34	2,838.19	2,813.50	2,775.04	2,712.42	2,562.44	2,455.64	2,424.24	2,293.29	2,303.53	
集	合 計 (t)	13,731.30	13,159.52	13,255.50	12,949.21	12,934.69	12,435.35	12,409.85	12,707.18	12,649.95	13,102.79	
直	可 燃 ご み (t)	44.23	49.98	114.17	88.25	80.43	88.04	130.42	156.50	1,194.74	0.00	
	不 燃 ご み (t)	750.41	897.70	1,065.10	1,077.05	1,179.11	1,065.12	1,152.93	1,361.91	317.41	382.59	
	搬	資 源 物 (t)	38.14	26.64	27.56	25.83	26.25	25.80	21.18	20.41	32.90	21.44
	入	合 計 (t)	832.78	974.32	1,206.83	1,191.13	1,285.79	1,178.96	1,304.53	1,538.82	1,545.05	404.03
家 庭 系 ご み 合 計 (t)		14,564.08	14,133.84	14,462.33	14,140.34	14,220.48	13,614.31	13,714.38	14,246.00	14,195.00	13,506.82	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g)		465.69	344.86	361.82	352.28	357.66	343.26	349.42	371.94	373.31	349.23	

※1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：1人が1日に出す資源物以外の家庭系ごみの量

(家庭系ごみ排出量－収集生ごみ－収集資源物－直搬資源物) ÷ 人口 (年度ごと3月末) ÷ 365日 (閏年366日)

図3【1人1日当たりの家庭系ごみ排出量】

(単位：g)



(2)家庭ごみ有料化収入

有料化の収入は、有料指定ごみ袋及びごみ処理券の販売による収入、ごみ処理場への直接搬入における重量（10kgあたり）により計量し算出する手数料収入からなります。

家庭ごみ有料化収入の推移は次の表6のとおりです。令和2年度から燃やせないごみ袋の手数料を、 円 あたり2円から4円に変更したことにより収入が増加しています。なお、この収入は、ごみ収集経費等の財源に充てています。

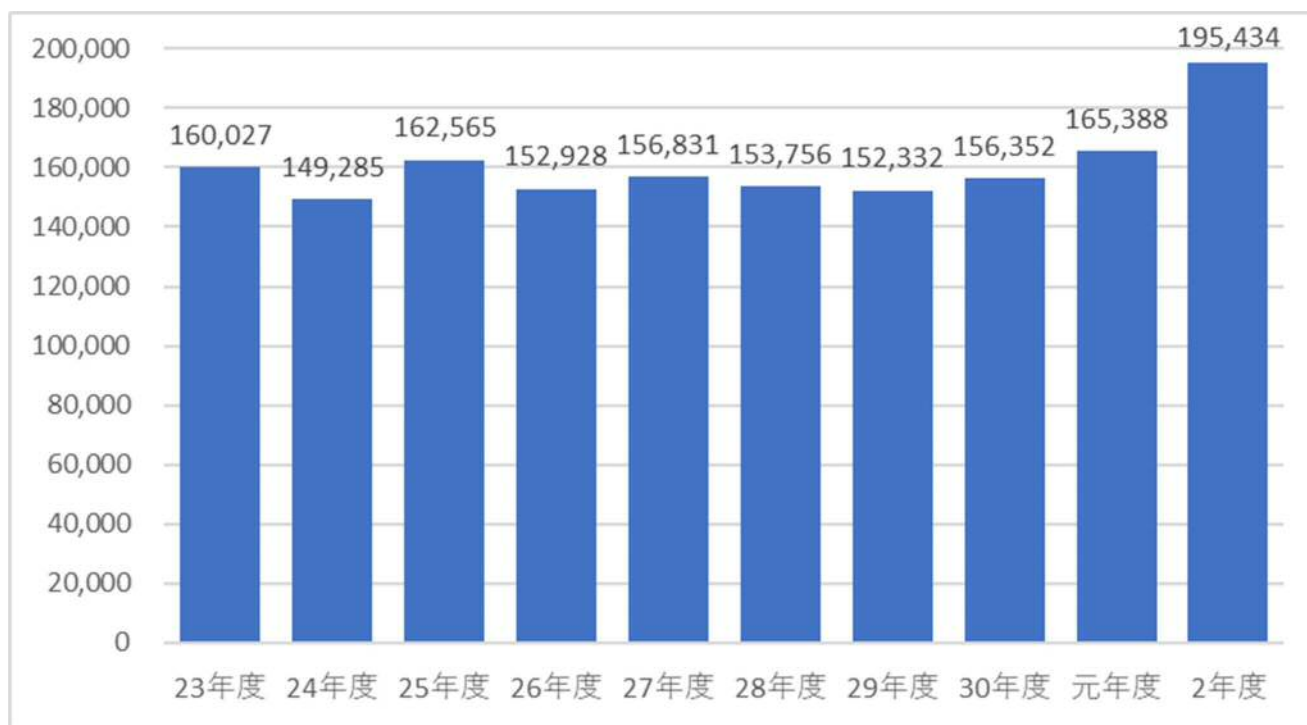
表6【家庭ごみ有料化収入の推移】

(単位：千円)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
燃やせるごみ袋	116,830	94,451	101,696	97,712	100,353	99,310	98,040	98,775	123,446	131,822
燃やせないごみ袋	28,718	27,170	30,441	26,744	27,090	26,342	25,629	26,431	13,409	34,398
生ごみ袋	3,041	15,530	15,951	14,704	14,999	14,603	14,291	14,161	14,932	14,602
ごみ処理券（粗大）	5,979	5,591	6,304	5,611	5,572	5,429	5,388	6,356	3,016	5,774
直接搬入（可燃）	294	344	795	618	563	616	913	1,096	8,363	
直接搬入（不燃）	5,165	6,199	7,378	7,539	8,254	7,456	8,071	9,533	2,222	8,838
合計	160,027	149,285	162,565	152,928	156,831	153,756	152,332	156,352	165,388	195,434

図4【家庭ごみ有料化収入の推移】

(単位：千円)



3. 施設ごとの処理量の推移

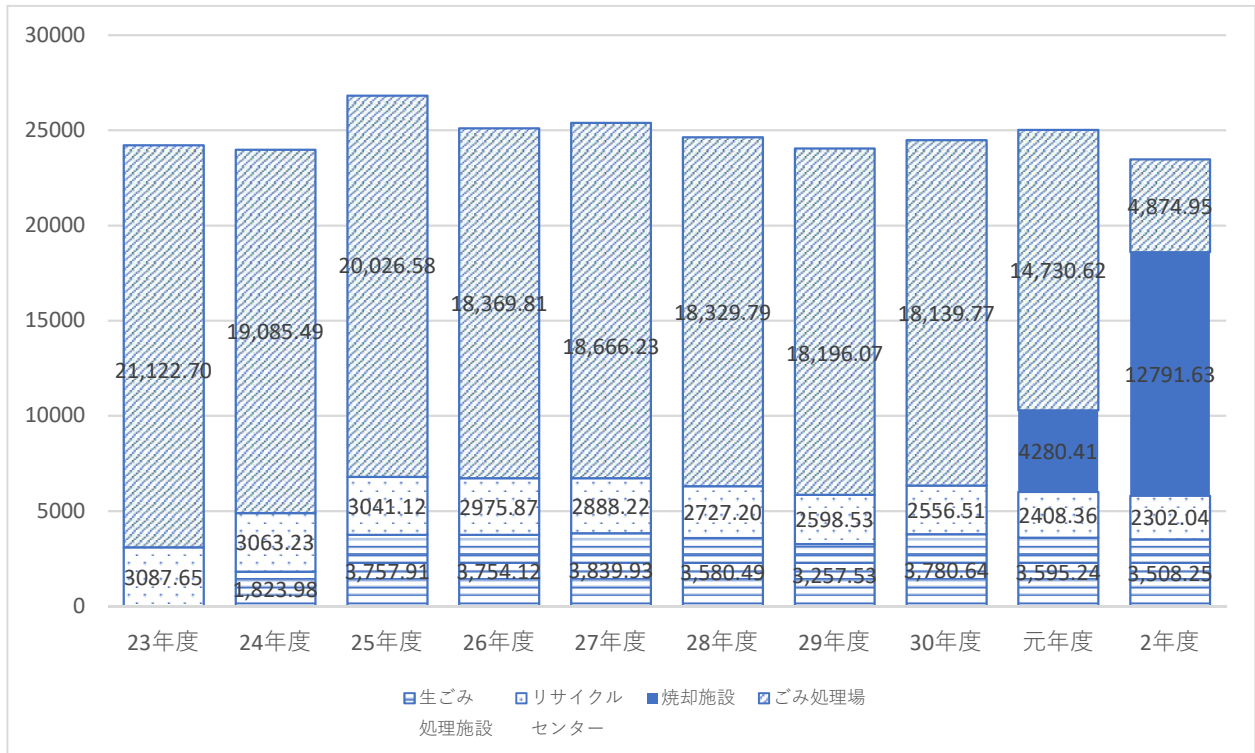
表7【施設ごとの処理量の推移】

(単位：t)

項目		年度										
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
処理施設	生ごみ	家庭系一般廃棄物	—	1,264.63	2,456.38	2,456.25	2,458.01	2,332.51	1,802.09	2,259.51	2,197.67	2,202.51
		事業系一般廃棄物	—	559.35	1,301.53	1,297.87	1,381.92	1,247.98	1,455.44	1,521.13	1,397.57	1,305.74
	合計	0.00	1,823.98	3,757.91	3,754.12	3,839.93	3,580.49	3,257.53	3,780.64	3,595.24	3,508.25	
	リサイクル	家庭系一般廃棄物	2,877.48	2,864.83	2,841.06	2,800.87	2,738.67	2,588.24	2,476.82	2,444.65	2,326.19	2,278.95
事業系一般廃棄物	210.17	198.40	200.06	175.00	149.55	138.96	121.71	111.86	82.17	23.09		
合計	3,087.65	3,063.23	3,041.12	2,975.87	2,888.22	2,727.20	2,598.53	2,556.51	2,408.36	2,302.04		
焼却施設	家庭系一般廃棄物	可燃	—	—	—	—	—	—	—	—	3,412.67	7,812.38
		生ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	100.67	32.91
		粗大	—	—	—	—	—	—	—	—	106.88	119.85
		資源物	—	—	—	—	—	—	—	—	0.00	41.23
		小計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3,620.22	8,006.37
	事業系一般廃棄物	可燃	—	—	—	—	—	—	—	—	607.06	2,451.62
		生ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	53.13	12.28
		小計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	660.19	2,463.90
	産業廃棄物	可燃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,321.36
	合計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4,280.41	12,791.63
ごみ処理場	家庭系一般廃棄物	可燃	8,916.95	5,718.70	5,902.58	5,789.66	5,851.09	5,741.64	5,821.68	5,823.11	5,337.51	0.00
		生ごみ	—	1,321.03	60.38	0.00	0.00	0.00	0.00	554.03	63.75	20.05
		不燃	1,959.41	2,135.70	2,345.10	2,285.05	2,372.11	2,196.12	2,293.93	2,733.91	970.70	827.30
		粗大	810.24	828.95	856.83	808.51	800.60	755.80	765.83	921.07	234.98	186.90
		資源物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.79
		小計	11,686.60	10,004.38	9,164.89	8,883.22	9,023.80	8,693.56	9,435.47	9,541.84	6,563.24	1,018.99
	事業系一般廃棄物	可燃	2,956.16	1,975.61	2,293.04	2,317.53	2,444.02	2,378.69	2,460.72	2,518.99	1,911.03	0.00
		生ごみ	—	744.90	46.24	23.77	13.15	200.70	20.97	76.79	0.95	0.00
		不燃	1,450.73	1,544.12	2,048.46	1,706.74	1,778.32	1,644.82	1,627.52	1,571.58	979.24	2,069.54
		小計	4,406.89	4,264.63	4,387.74	4,048.04	4,235.49	4,224.21	4,109.21	4,167.36	2,891.22	2,069.54
	産業廃棄物	可燃	313.89	219.67	203.61	208.91	231.89	250.62	235.09	228.41	2,851.83	0.00
		不燃	4,715.32	4,596.81	6,270.34	5,229.64	5,175.05	5,161.40	4,416.30	4,202.16	2,424.33	1,786.42
		小計	5,029.21	4,816.48	6,473.95	5,438.55	5,406.94	5,412.02	4,651.39	4,430.57	5,276.16	1,786.42
	合計	21,122.70	19,085.49	20,026.58	18,369.81	18,666.23	18,329.79	18,196.07	18,139.77	14,730.62	4,874.95	
	合計	24,210.35	23,972.70	26,825.61	25,099.80	25,394.38	24,637.48	24,052.13	24,476.92	25,014.63	23,476.87	

図 5 【施設ごとの処理量の推移】

(単位：t)



4. 資源物搬入量の推移

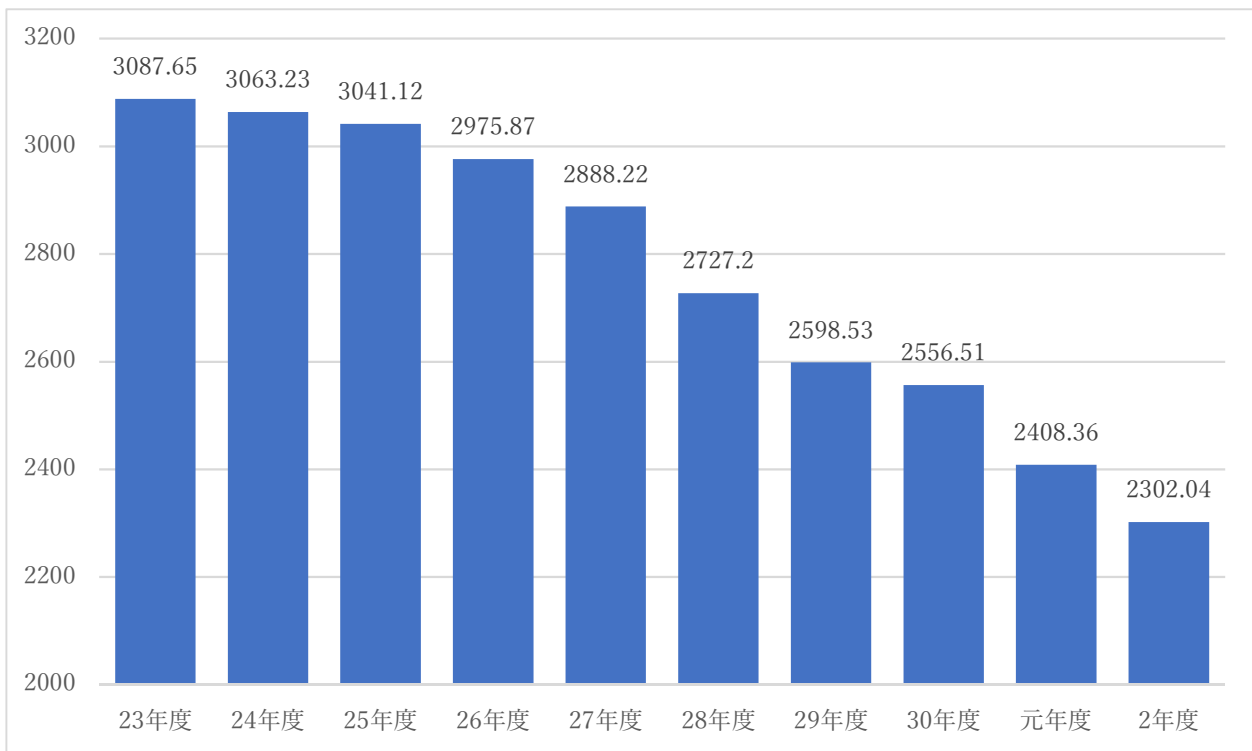
表8【資源物搬入量の推移】

(単位：t)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
缶・びん・ ペット類	収集	1,053.53	1,058.79	1,048.56	1,037.98	1,027.40	990.58	958.64	940.26	974.53	995.95
	直搬	160.27	155.01	154.97	127.55	106.41	97.66	84.65	90.79	75.41	15.30
	小計	1,213.80	1,213.80	1,203.53	1,165.53	1,133.81	1,088.24	1,043.29	1,031.05	1,049.94	1,011.25
プラ類	収集	968.94	1,008.21	1,033.07	1,027.49	1,040.89	1,048.12	1,062.87	1,075.95	967.98	877.63
	直搬	5.20	3.22	4.32	5.08	5.74	5.74	6.68	7.79	9.97	2.96
	小計	974.14	1,011.43	1,037.39	1,032.57	1,046.63	1,053.86	1,069.55	1,083.74	977.95	880.59
紙類	収集	816.87	771.19	731.87	709.57	644.13	523.74	434.13	408.03	350.78	383.93
	直搬	68.17	51.81	54.98	52.73	49.82	46.61	44.00	33.69	29.69	26.27
	小計	885.04	823.00	786.85	762.30	693.95	570.35	478.13	441.72	380.47	410.20
蛍光管・ 乾電池	直搬	14.67	15.00	13.35	15.47	13.83	14.75	7.56	-	-	-
合計		3,087.65	3,063.23	3,041.12	2,975.87	2,888.22	2,727.20	2,598.53	2,556.51	2,408.36	2,302.04

図6【資源物搬入量の推移】

(単位：t)



5. 資源物搬出量の推移

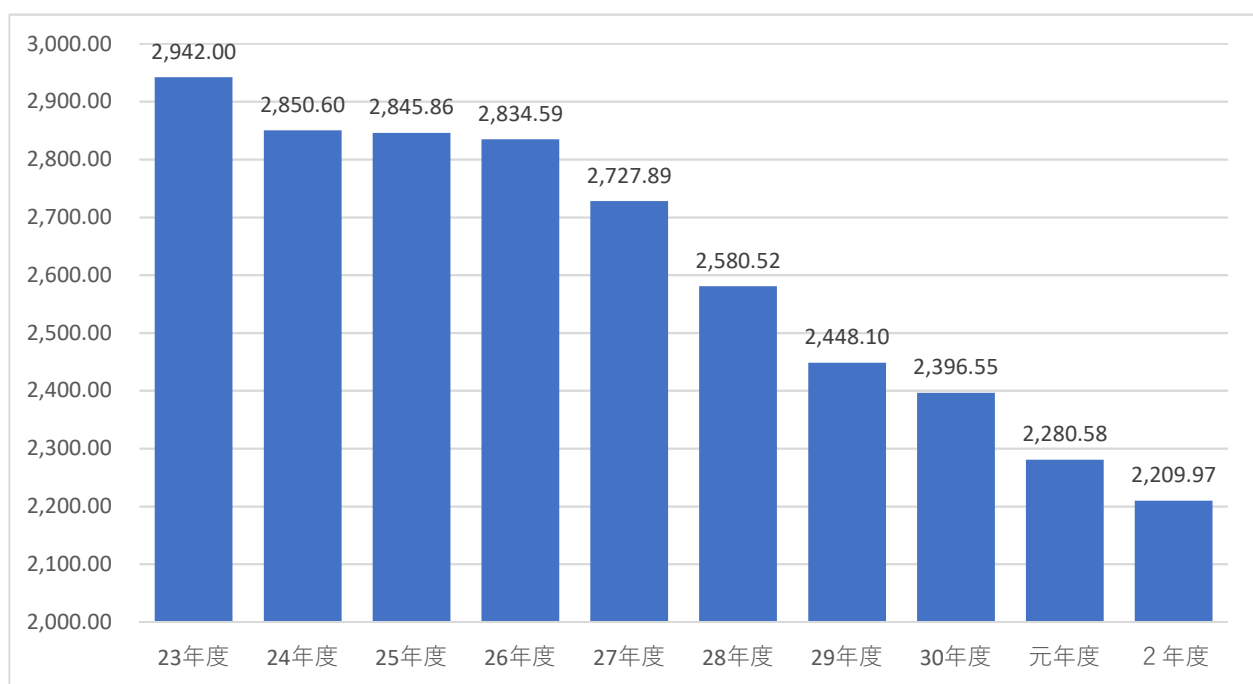
表9【資源物搬出量の推移】

(単位：t)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
スチール缶	136.16	127.84	130.92	102.62	91.16	81.68	76.56	71.23	65.41	73.66	
アルミ缶	114.89	116.40	109.74	116.79	109.73	106.99	109.13	92.90	91.21	105.72	
ダンボール	355.13	338.74	320.34	324.00	304.20	265.94	233.69	212.14	177.36	198.92	
紙パック	28.07	26.31	22.85	20.90	20.01	16.96	16.16	13.81	13.01	13.84	
シュレツダー	5.46	8.44	2.84	4.47	3.18	3.42	3.08	3.32	3.15	4.68	
新聞紙	303.22	291.05	285.28	271.94	244.57	208.39	181.20	155.84	145.95	128.40	
雑誌	218.44	202.62	194.51	176.31	147.78	107.30	84.36	74.92	66.98	68.41	
ペットボトル	245.33	238.70	251.85	242.77	232.12	234.34	227.84	225.37	250.23	245.14	
ガラスびん	無色	157.15	154.40	161.96	158.88	156.20	146.47	139.88	138.99	130.48	131.10
	茶色	197.49	185.74	191.49	192.12	192.18	179.17	173.37	169.71	157.79	145.79
	その他	156.76	97.41	96.56	111.38	93.78	91.61	84.52	91.57	73.04	80.87
プラ容器	920.20	968.46	963.26	988.48	1,012.45	1,020.75	1,006.28	1,043.68	972.69	891.10	
蛍光管	12.86	11.10	12.56	12.57	9.79	11.44	6.96	2.43	2.43	3.09	
乾電池	18.36	15.12	21.06	19.08	18.30	14.72	16.89	11.65	12.48	13.47	
生鉄	72.48	68.27	80.64	92.28	92.44	91.34	88.18	88.99	118.37	105.78	
合計	2,942.00	2,850.60	2,845.86	2,834.59	2,727.89	2,580.52	2,448.10	2,396.55	2,280.58	2,209.97	

図7【資源物搬出量の推移】

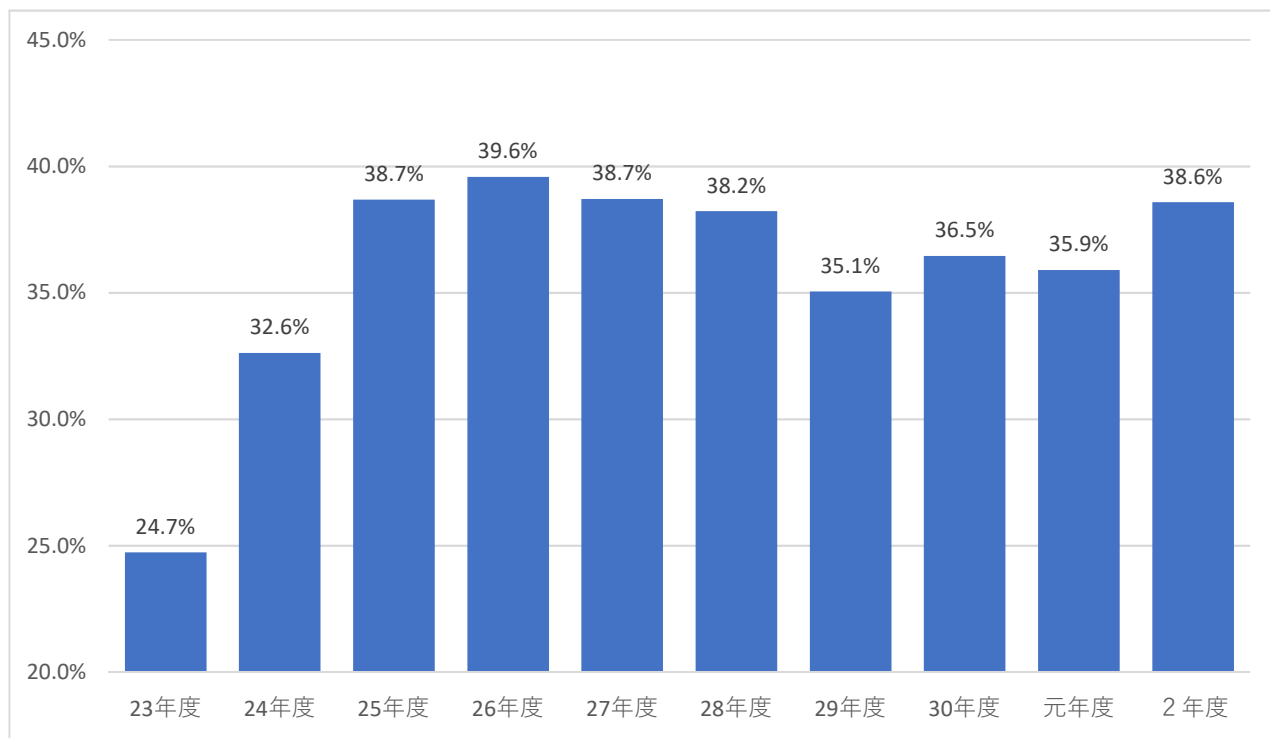
(単位：t)



6. リサイクル率の推移

図 8【リサイクル率の推移】

(%)



※24年度から生ごみを資源化したため、リサイクル率が上昇しております。

(集団資源回収量+中間処理時の資源化量+最終処分時の直接資源化量)

※リサイクル率(%)=

(集団資源回収量+市が受け入れた一般廃棄物総量)

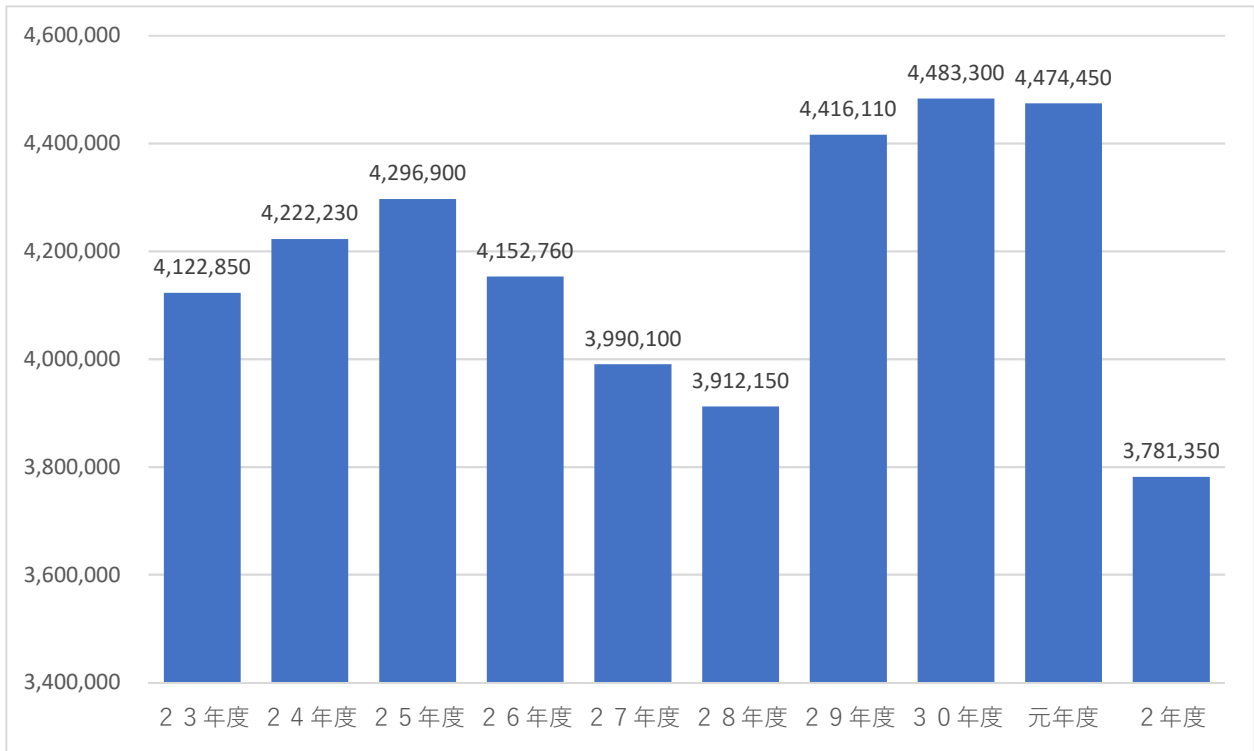
7. し尿等処理量の推移

表 10【し尿処理量の推移】

区分	単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
人口	人	68,754	68,797	68,751	68,898	68,934	69,197	69,447	69,626	69,900	69,994
処理区域内人口	人	66,906	67,105	66,968	67,114	67,151	67,411	67,686	67,918	68,205	68,356
水洗化人口	人	66,617	66,811	66,713	66,865	66,976	67,254	67,531	67,776	68,063	68,233
水洗化率	%	99.6	99.6	99.6	99.6	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
合併浄化槽人口	人	885	760	794	815	852	937	956	995	995	995
し尿浄化槽人口	人	145	145	145	145	143	143	143	143	143	143
し尿人口	人	1,107	1,081	1,099	1,073	963	863	817	712	699	623
市施設	L	609,700	697,250	653,100	720,200	600,250	532,300	466,400	524,550	488,150	394,500
事業所	L	1,070,350	1,254,250	1,290,650	1,126,350	1,024,550	1,038,950	1,449,450	1,482,850	1,532,500	1,124,200
仮設トイレ	L	191,100	209,950	251,700	276,450	241,650	255,100	264,400	208,350	333,350	218,200
一般家庭	L	856,100	803,200	796,600	729,300	749,450	685,500	673,200	670,250	635,450	626,550
減免対象	L	11,800	11,350	10,700	7,400	10,200	9,050	12,050	12,500	11,950	-
し尿処理量計	L	2,727,250	2,964,650	2,992,050	2,852,300	2,615,900	2,511,850	2,853,450	2,886,000	2,989,450	2,363,450
浄化槽汚泥処理量	L	1,395,600	1,257,580	1,304,850	1,300,460	1,374,200	1,400,300	1,562,660	1,597,300	1,485,000	1,417,900
年間処理量計	L	4,122,850	4,222,230	4,296,900	4,152,760	3,990,100	3,912,150	4,416,110	4,483,300	4,474,450	3,781,350
し尿手数料	円/10 ²	47	47	47	50	50	50	50	50	50	50

図 9【し尿等処理量の推移】

(単位：リットル)



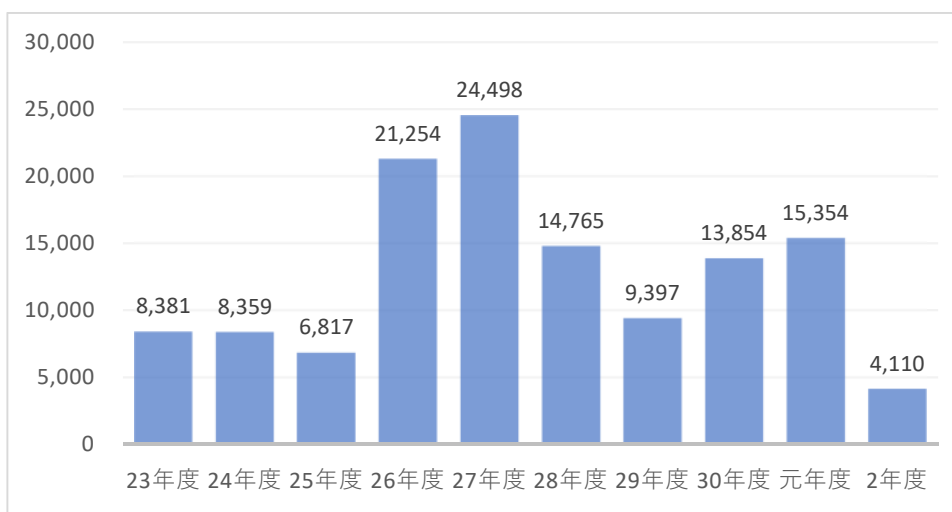
IV. ごみ排出抑制、啓発運動関係

1. 古着のリサイクル

平成 17 年 10 月から、燃やせるごみとして埋立て処理されていた古着を、回収後は状態がよいものはそのまま衣類として、その他は工業用雑巾として再生利用していました。平成 26 年 4 月から、「綿 50% 以上のもの限定」という回収品目の制限を撤廃し、より一層取り組みを推進してきました。しかし、リサイクル市況の変化により令和 2 年 6 月 1 日から拠点回収を停止しています。なお、回収は拠点場所を恵庭市役所、恵み野出張所、島松支所、中恵庭出張所の 4 カ所とし実施していました。

図 10【古着回収量年度別実績】

(単位：kg)

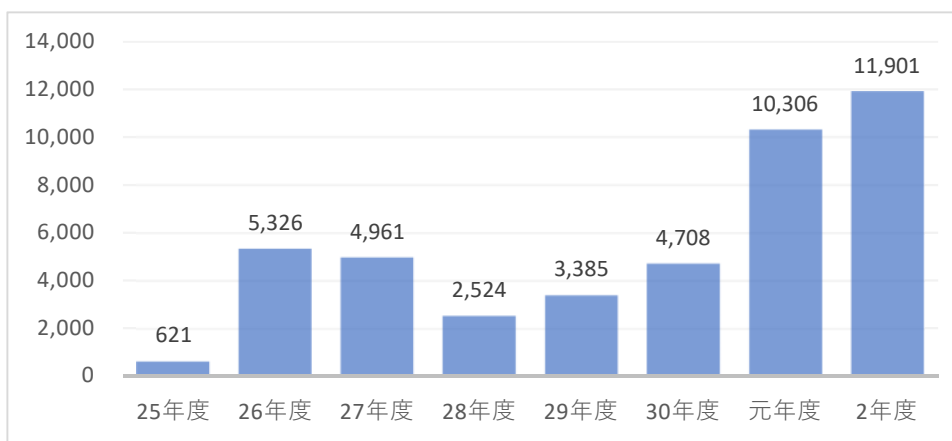


2. 小型家電の回収

平成 25 年の小型家電リサイクル法の施行に伴い、「わくわくおたから市」にてイベント回収（モデル事業）を実施。平成 26 年度から市役所廃棄物管理課等で窓口回収を実施しています。

図 11【小型家電回収量年度別実績】

(単位：kg)



また、上記拠点小型家電回収の他、令和 3 年 1 月にリネットジャパンと協定を締結した結果、パソコンを含む小型家電の回収が、2 月に 12 件 100.1kg、3 月に 13 件 97.6kg の利用がありました。

3. (株)マテックじゅんかんコンビニ24 恵庭黄金利用の状況

平成28年8月から(株)マテックじゅんかんコンビニ24が資源回収を実施しています。

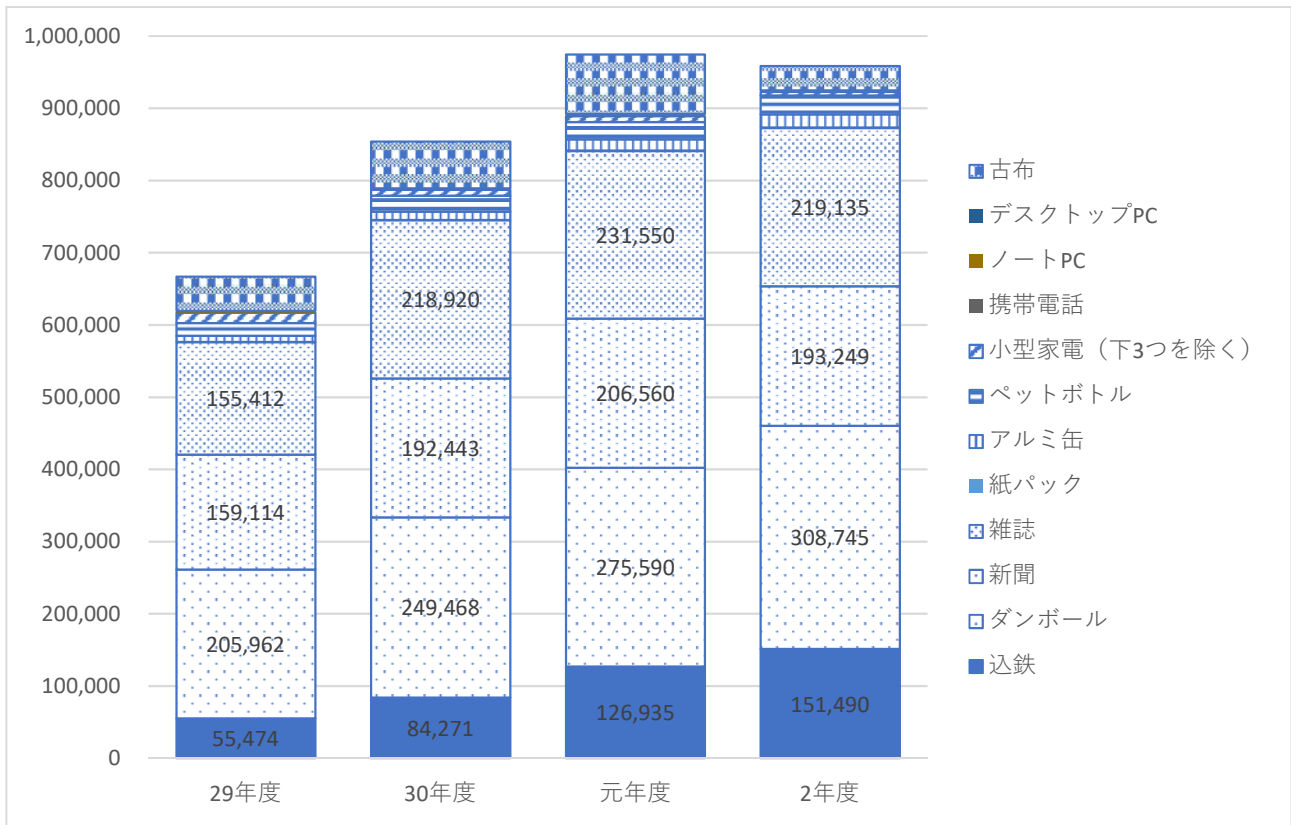
表 11 【(株)マテックじゅんかんコンビニ24 恵庭黄金利用状況】

(単位:kg)

	29年度	30年度	元年度	2年度
込鉄	55,474	84,271	126,935	151,490
ダンボール	205,962	249,468	275,590	308,745
新聞	159,114	192,443	206,560	193,249
雑誌	155,412	218,920	231,550	219,135
紙パック	449	448	818	871
アルミ缶	8,626	11,579	15,802	18,318
ペットボトル	17,501	21,854	23,950	26,214
小型家電 (下3つを除く)	14,261	8,093	8,052	4,725
携帯電話	53	63	103	94
ノートPC	803	767	1,019	1,157
デスクトップPC	1,849	1,328	1,581	875
古布	47,675	64,613	82,666	33,558
計	667,179	853,846	974,625	958,430

図 12 【(株)マテックじゅんかんコンビニ24 恵庭黄金利用状況】

(単位:kg)

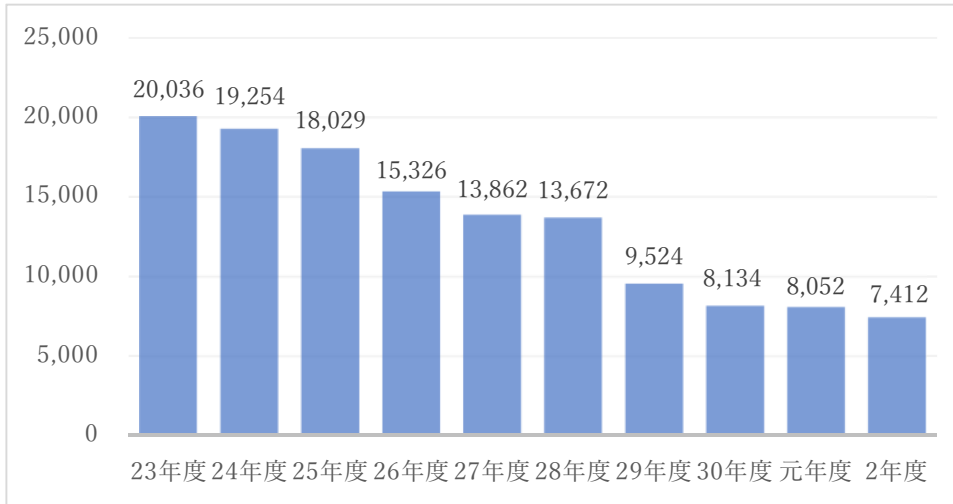


4. 廃食油の回収

平成 18 年 10 月から、家庭から出る廃食油は民間企業により拠点回収され、有効利用されています。

図 13【廃食油回収量年度別実績】

(単位：kg)



5. せん定枝回収モデル事業

せん定枝の資源化については以前から市民要望が多く、ごみの減量や資源化をさらに促進するとともにごみ処理場の延命化を図るため、家庭から出るせん定枝を無料で回収するモデル事業を平成 26 年度から実施しました。平成 26～28 年度は、自己搬入された方のみを対象として無料回収を行い、平成 29 年度以降は回収方法を変更し、令和元年度は 11 月の粗大ごみ収集日にすべての家庭をまわって戸別で回収を行うとともに、自己搬入での受け入れを実施しました。

しかし、家庭せん定枝を木質バイオマスの資源とすることが困難であることがわかったため、令和元年度でモデル事業を終了することとし、令和 2 年度は経過措置として自己搬入での受け入れを実施しました。

表 12【せん定枝回収モデル事業年度別実績】

		自己搬入のみ			戸別収集のみ		自己搬入 & 戸別収集	自己搬入のみ
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
件数	自己搬入	868件	904件	990件	—	—	423件	1,073件
	戸別収集	—	—	—	2,380件	2,432件	1,997件	—
	合計	868件	904件	990件	2,380件	2,432件	2,420件	1,073件
回収量	自己搬入	71.19 t	82.08 t	382.46m ³	—	—	71.93 t	108.71 t
	戸別収集	—	—	—	237.00m ³	72.79 t	49.88 t	—
	合計	71.19 t	82.08 t	382.46m ³	237.00m ³	72.79 t	121.81 t	108.71 t

6. 集団資源回収

恵庭市内の各種団体が独自で資源物を回収する活動に対して、市では奨励金を交付し、廃棄物の減量とリサイクル促進に取り組む団体を応援しています。平成22年度までの奨励金は、1kg当たり2円でしたが、平成23年度から奨励金を1kg当たり3円に増額しています。

平成26年度から、紙製容器包装（雑紙を含む）に限り、奨励金を1kg当たり6円に増額し、より一層取り組みを推進しています。

表13【集団資源回収年度別実績】

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
実施団体	町内会	49	48	48	47	46	48	49	50	49	49
	学校	9	10	11	9	9	11	11	12	13	11
	老人クラブ	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
	スポーツ団体	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6
	その他	5	7	7	7	7	6	6	6	6	6
	計	71	73	74	71	71	73	74	76	76	74
回収量(t)		2,318	2,383	2,370	2,332	2,304	2,294	2,069	2,161	1,920	1,710
奨励金(円)		6,946,800	7,144,600	7,102,900	7,152,600	7,057,600	7,044,500	6,368,900	6,698,400	5,971,000	5,376,100

表14【集団資源回収量区分別年度別実績】

(単位:kg)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
紙類	新聞	1,535,328	1,537,566	1,498,886	1,458,371	1,441,604	1,414,874	1,260,165	1,287,869	1,130,884	964,676
	雑誌	303,435	321,854	299,636	271,733	274,069	258,919	205,951	211,750	175,639	155,696
	ダンボール	413,383	447,525	473,268	453,201	450,090	468,030	445,240	468,022	440,581	393,283
	紙パック	17,701	22,389	19,345	18,849	17,751	17,150	20,813	22,871	21,312	14,897
	紙製容器包装類	—	6,554	8,454	54,001	51,238	58,116	56,875	73,920	72,069	83,752
	小計	2,269,847	2,335,888	2,299,589	2,256,155	2,234,751	2,217,088	1,989,044	2,064,432	1,840,485	1,612,304
ペットボトルびん・缶	びん	8,822	7,216	7,265	6,818	6,457	7,349	7,218	7,652	6,392	5,157
	アルミ缶	24,056	24,084	24,606	24,470	24,829	25,821	23,582	26,765	24,484	24,973
	スチール缶	4,380	4,609	5,177	5,086	4,330	5,428	5,951	7,577	6,163	6,654
	ペットボトル	9,097	10,910	12,528	12,481	12,542	16,028	16,404	22,359	13,431	9,567
	小計	46,354	46,818	49,576	48,854	48,158	54,625	53,155	64,352	50,470	46,351
その他	金属類	1,238	289	7,090	10,713	4,840	7,339	11,053	13,266	11,494	42,060
	布類	30	285	13,193	16,284	15,583	14,501	15,830	19,235	17,715	9,556
	その他・ケース等	137	306	319	69	237	55	50	95	131	67
	小計	1,405	880	20,602	27,066	20,660	21,895	26,933	32,596	29,340	51,683
合計(kg)		2,317,605	2,383,585	2,369,767	2,332,075	2,303,569	2,293,608	2,069,132	2,161,380	1,920,295	1,710,339
金額(円)		6,946,800	7,144,600	7,102,900	7,152,600	7,057,600	7,044,500	6,368,900	6,698,400	5,971,000	5,376,100
申請件数		71件	73件	74件	71件	72件	75件	74件	76件	76件	74件

7. 環境美化等推進員登録制度

恵庭市環境美化等推進員登録制度は、市内の環境保全を目的として、市と推進員が協働して、より一層地域の美化とごみの減量・リサイクルを推進する制度です。推進員として活動して頂く方においては、市と市民のパイプ役として、また、地域のリーダーとして、活動していただき、市民が参加する循環型社会の形成が図られます。(年度末環境美化等推進員人数61町内会88人)

【推進員の活動内容】

■環境美化に関する活動

町内会一斉清掃の実施、ごみゼロの日(5月30日)クリーンウォーキングへの参加など

■廃棄物の減量及び分別マナーの向上に関する活動

■町内回覧などによる住民周知、地域のごみ排出状況の確認(集合住宅排出ごみ等優良保管場所制度)

■リサイクルの推進及び廃棄物の減量に関する活動

集団資源回収の利用周知

■不法投棄の通報

■ボランティア袋の配布

8. ボランティア袋

平成22年4月の家庭ごみの有料化に併せて導入されています。道路や公園などの公共施設においてボランティア清掃する個人や団体の方に、ボランティア袋を無料配布し、市で回収を実施しています。

平成31年4月からは焼却処理のための「草木類専用ボランティア袋」が追加され、これまでの「ポイ捨てごみ用ボランティア袋」と合わせて、ボランティア袋が2種類となっており、窓口での配布や町内会への配布を行っています。

表15【令和2年度ボランティア袋の配布状況】

場所	恵庭市役所				島松支所				恵み野出張所				中恵庭出張所				小計	町内会		合計	
	個人		団体		個人		団体		個人		団体		個人		団体						
申請件数	297		57		81		15		190		13		1		0						
種別	草木	ポイ	草木	ポイ	草木	ポイ	草木	ポイ	草木	ポイ	草木	ポイ	草木	ポイ	草木	ポイ	草木	ポイ	草木	ポイ	
配布枚数	4,511	2,442	2,172	1,985	1,105	170	760	220	2,490	630	470	40	30	0	0	0	11,538	5,487	22,670	9,320	49,015

表16【令和2年度ボランティアによる収集量】(単位：t)

廃棄物管理課	草木類専用	33.80
	ポイ捨てごみ用	10.44
建設部管理課	草木類専用	65.71
	ポイ捨てごみ用	1.46
委託先	草木類専用	44.08
	ポイ捨てごみ用	6.47
合計	草木類専用	143.59
	ポイ捨てごみ用	18.37

9. 集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度

地域や集合住宅に設置した「ごみステーション」は排出されたごみを一時仮置きする場所で、適正に管理し、地域の環境衛生を保全する必要があります。

この制度は、集合住宅のごみステーション等に排出されるごみについて、適正に分別、維持管理が行われているか一定の基準で評価・認定し、社会的にPRする制度です。また、ごみステーションの排出状態を改善し、より良く保つことで防犯効果にも繋がります。

入居者、管理会社及び、オーナーの適正な分別を促し、ごみの減量意識向上を目的としており、集合住宅排出ごみ等優良保管場所一覧は表 17 のとおりとなっています。

表 17 【集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定一覧】

	所在地	名称	認定番号	認定年月日
1	相生町	コロナード恵庭	2	平成 22 年 8 月 18 日
2	相生町	相生ハイツ	3	平成 22 年 8 月 18 日
3	有明町	キャッスル	4	平成 22 年 8 月 19 日
4	住吉町	ハイツウッドヒル	8	平成 22 年 8 月 25 日
5	柏陽町	パレ・リュミエール	9	平成 22 年 8 月 24 日
6	和光町	サンブリッチ	10	平成 22 年 8 月 25 日
7	和光町	ウッドヒルⅡ	12	平成 22 年 8 月 25 日
8	和光町	TMS	13	平成 22 年 8 月 25 日
9	文京町	プリマヴェーラⅠ・プリマヴェーラⅡ	16	平成 22 年 8 月 30 日
10	栄恵町	松屋ビル	17	平成 22 年 9 月 1 日
11	桜町	桜町一番館	20	平成 22 年 9 月 13 日
12	島松本町	なのはなマンション	21	平成 22 年 9 月 14 日
13	住吉町	グリーンハイム 103	22	平成 22 年 9 月 15 日
14	住吉町	グリーンハイム 106	23	平成 22 年 9 月 15 日
15	緑町	グリーンハイム 101・102	24	平成 22 年 9 月 16 日
16	恵み野北	恵み野ハイム	27	平成 22 年 10 月 15 日
17	本町	パークハイツ本町	28	平成 22 年 10 月 29 日
18	本町	マック恵庭本町コート	29	平成 22 年 11 月 30 日

19	駒場町	マリンパレスⅠ・マリンパレスⅡ	30	平成22年12月6日
20	泉町	スイートハウス	32	平成23年1月31日
21	北柏木町	我夢21	33	平成23年3月16日
22	恵み野南	道営住宅恵み野団地	34	平成23年8月16日
23	和光町	ステージアエルム 山崎製パン(株)札幌工場独身寮	38	平成23年8月26日
24	柏木町	ハイツカルミア	39	平成24年1月27日
25	柏木町	オークハイツ	40	平成24年1月27日
26	黄金中央	黒田ハイム	41	平成24年1月27日
27	黄金南	リバティ恵庭	42	平成24年2月21日
28	黄金南	グラスミア恵庭	43	平成24年2月21日
29	漁町	遊イングハイツ	45	平成24年2月21日
30	住吉町	田むら	46	平成24年2月27日
31	中島町	ハイツ日下Ⅱ	47	平成24年8月23日
32	桜町	ピースプレイス	49	平成25年7月18日
33	柏木町	オーク	44	平成31年2月5日
34	漁町	コートドエル恵庭	50	令和2年12月14日
35	島松本町	サーム島松	51	令和2年12月14日
36	黄金南	GRANVIA 恵庭	52	令和3年1月29日
37	黄金南	フレグランス恵庭	53	令和3年1月29日
38	黄金南	ブランシュフルール	54	令和3年1月29日
39	中島町	コンフォート恵み野	55	令和3年1月29日
40	黄金中央	ハイツゴールド	56	令和3年1月29日

※令和3年3月末現在

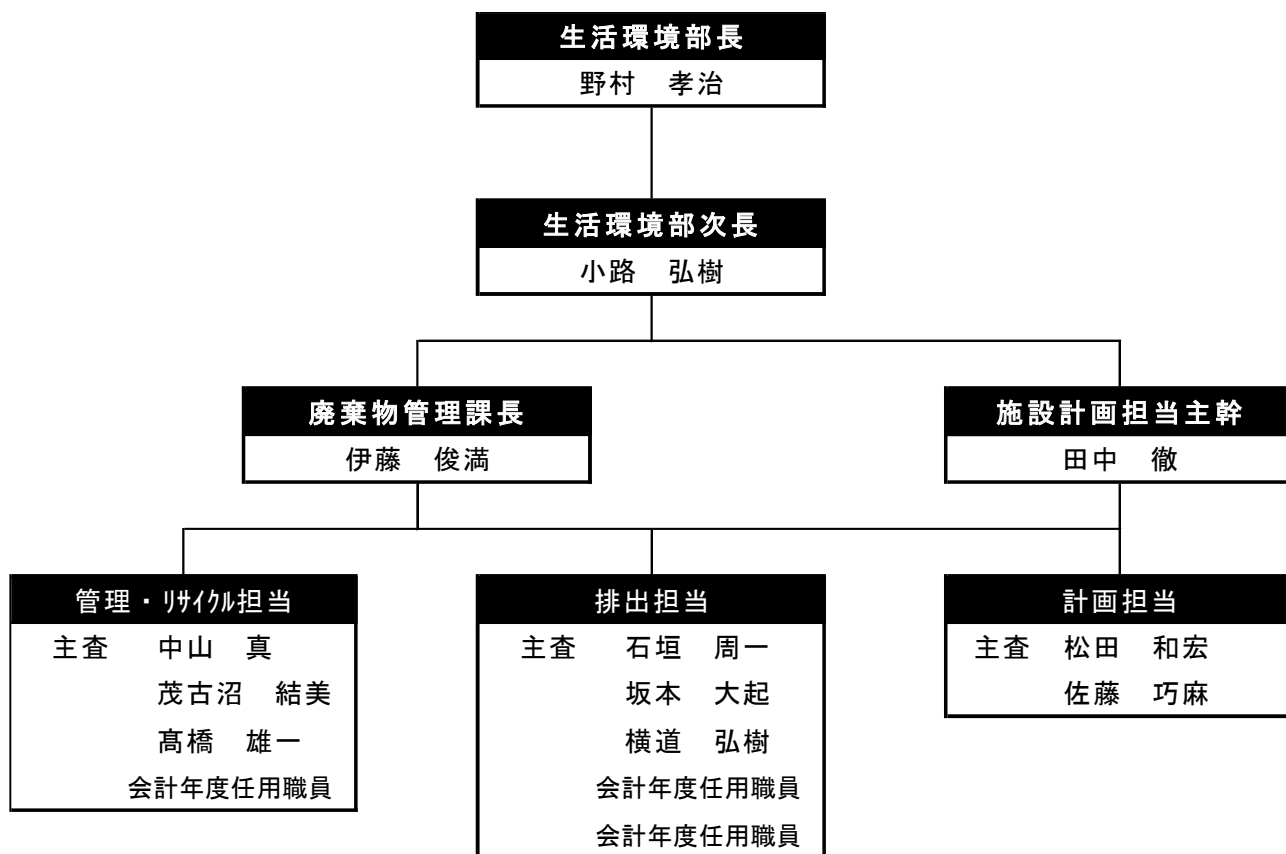
V. 生活環境部機構図

生活環境部機構図



◀生活環境部（廃棄物関連部門）▶

廃棄物管理課 13 名（会計年度任用職員含む）



VI. 事務分掌

廃棄物管理課

- 循環型社会形成の推進に関する事。
- 廃棄物処理の計画に関する事。
- 廃棄物減量等推進審議会に関する事。
- 一般廃棄物の収集・運搬に関する事。
- 廃棄物の減量化・再利用・資源化に関する事。
- 廃棄物の適正処理に関する事。
- 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に係る許可及び指導に関する事。
- ごみ処分手数料及びし尿処理手数料に関する事。
- 清掃事業の企画統計・調査研究・総合調整に関する事。
- きれいなまちづくり条例に関する事。
- 廃棄物の不法投棄に係る指導改善に関する事。
- 廃棄物処理施設の計画および工事に関する事。
- 廃棄物処理施設の運営および維持管理に関する事。
- 廃棄物処理施設の周辺対策に関する事。
- 中島松地域交流施設に関する事。
- 廃棄物処理施設環境保全基金に関する事。
- 産業廃棄物処理施設基金に関する事。

VII. 令和3年度 恵庭市一般廃棄物処理実施計画

第1 一般廃棄物処理の基本的事項

1. 処理区域 恵庭市全域

2. 計画期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

3. 処理計画量

(1) 市が処理する一般廃棄物（ごみ）

家庭ごみ	事業ごみ	計
13,972 t	6,905 t	20,877 t

(2) 市が処理する一般廃棄物（し尿）

し尿	浄化槽汚泥	計
2,829 k l	1,554 k l	4,383 k l

(3) 一般廃棄物処分業許可業者が処理する一般廃棄物

がれき類	木くず	刈草	計
100 t	1,500 t	500 t	2,100 t

(4) 関係を有する他の市町村への搬出

市町村名	廃棄物の種類	重量
千歳市	すきとり物	2,500 t
千歳市	自然木	1 t
千歳市	動物の死骸	3.7 t
石狩市	食品残渣	55 t
石狩市	動植物性残渣	5 t
江別市	動物の死骸	7.5 t
北見市	蛍光灯・乾電池	16.37 t

第2 ごみ処理実施計画

1. 市が処理する一般廃棄物

(1) 処理主体及び処理方法

ア. 家庭ごみ

次の区分により減量化・資源化を図るものとし、排出にあたっては分別を遵守し、処理の適正化を推進する。

種類	収集・ 運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	市(委託)	市(委託)	焼却	市(委託)	埋立
燃やせないごみ	市(委託)	—	—	市(委託)	埋立
キケンごみ	市(委託)	市(委託)	選別	市(委託)	埋立
粗大ごみ	市(委託)	市(委託)	破碎・磁選 焼却	市(委託)	埋立
生ごみ	市(委託)	市(委託)	破碎選別	—	—
プラスチック容器包装	市(委託)	市(委託)	選別 圧縮梱包	—	—
ペットボトル・缶・びん	市(委託)	市(委託)	選別 圧縮梱包	—	—
紙パック	市(委託)	市(委託)	選別 コンテナ積替	—	—
ダンボール	市(委託)	市(委託)	選別 コンテナ積替	—	—
新聞らし・雑誌・本	市(委託)	市(委託)	選別 コンテナ積替	—	—
蛍光管・LED ・水銀使用廃製品	市(委託)	市(委託)	選別 コンテナ積替	—	—
電池	市(委託)	市(委託)	選別 コンテナ積替	—	—
小型家電	市(拠点回収)	市	専用回収 バック詰	—	—
し尿	市(委託)	市(委託)	一次処理 夾雑物除去	—	—
浄化槽汚泥	許可業者	市(委託)	一次処理 夾雑物除去	—	—

イ. 事業系ごみ

排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。排出者は、減量化・資源化に努め、市の施設に搬入するときは自ら搬入するか、収集運搬許可業者へ委託し搬入する。

種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	排出者 許可業者	市（委託）	焼却	市（委託）	埋立
燃やせないごみ	排出者 許可業者	市（委託）	破碎・磁選	市（委託）	埋立
生ごみ	排出者 許可業者	市（委託）	破碎選別	—	—
資源物	排出者 許可業者 資源回収業者	市（委託） 資源化業者	選別 圧縮梱包	—	—
し尿	市（委託）	市（委託）	一次処理 夾雑物除去	—	—
浄化槽汚泥	許可業者	市（委託）	一次処理 夾雑物除去	—	—

(2) 排出方法・収集回数・処理手数料・収集方法

ア. 家庭ごみ

種類		排出方法	収集回数	処理手数料	収集方法
燃やせるごみ		有料指定ごみ袋 (燃やせるごみ用)	週2回 (農村地区 週1回)	10につき 2円	戸別 収集 及び ステ ーシ ョン 方式
	せん定枝	ごみ処理券		1~10束に つき100 円	
燃やせないごみ		有料指定ごみ袋 (燃やせないごみ用)	月1回	10につき 4円	
	キケンごみ	(キケンごみはキケン表示)			
粗大ごみ		ごみ処理券	申込の都度	100円から 900円	
生ごみ		有料指定ごみ袋 (生ごみ専用)	週2回 (農村地区 週1回)	10につき 2円	
資源 ごみ	プラスチック容器包装	中身の見える袋を使用	月3~4回	無料	
	ペットボトル・缶・びん	中身の見える袋を使用	月3~4回		
	紙パック	ひもで縛るか 中身の見える袋を使用	月3~4回		
	ダンボール	ひもで縛るか 中身の見える袋を使用	月3~4回		
	新聞ちらし・雑誌・本	ひもで縛るか 破れない袋を使用	月3~4回		
	蛍光管・LED ・水銀使用廃製品	購入時の箱等利用するか 中身の見える袋を使用	月3~4回		
	電池	電池と表示し、 中身の見える袋を使用	月3~4回		

※燃やせないごみ、キケンごみ、粗大ごみ、収集しない大型ごみについては、ごみ処理場への自己搬入による排出も可。資源ごみについては、リサイクルセンターへの自己搬入による排出も可。自己搬入又は許可業者へ依頼する場合は、市指定ごみ袋・ごみ処理券は使用せず、ごみ処理場で処理手数料10kgにつき231円を支払う。なお、リサイクルセンターへ自己搬入する資源ごみの処理手数料は無料。

イ. 事業系ごみ

種類	処理手数料	収集方法等
燃やせるごみ	10kgにつき 128 円	市の施設へ排出者自らが搬入するか収集運搬許可業者に依頼して搬入。 資源化業者へ自らが搬入するか収集運搬許可業者に依頼して資源化業者へ搬入若しくは資源回収業者による運搬。
燃やせないごみ	10kgにつき 231 円	
生ごみ	10kgにつき 93 円	
資源物	10kgにつき 114 円	

ウ. し尿・浄化槽汚泥

種類	処理手数料	収集方法等
し尿	100につき 50 円 仮設トイレ 1 箇所につき 880 円	申し込み制による戸別収集
浄化槽汚泥	許可業者へ支払い	許可業者へ自らが委託

エ. 地域清掃及びボランティア清掃ごみ

種類	収集方法等
公共の場所（公園・道路等）を町内会や団体等で清掃した際に排出されるごみ	ポイ捨てごみ用ボランティア袋又は草木類専用ボランティア袋を使用し、廃棄物管理課又は所管課と事前に協議する。
公共の場所（公園・道路等）を個人で清掃した際に排出されるごみ	ポイ捨てごみ用ボランティア袋又は草木類専用ボランティア袋を使用し、廃棄物管理課又は所管課へ連絡する。

(3) ごみ排出に伴う協力義務等

ア. 家庭ごみ

家庭からごみを排出する時は、燃やせるごみ・燃やせないごみ・キケンごみ・粗大ごみ・生ごみ・資源物（7区分）に分別し、収集日の朝8時30分までに道路沿いの決まった場所に出す。

種類		排出時の協力義務等
燃	や せ る ご み	燃やせるごみに分別される物の中に含まれる金属等の不燃物は可能な限り除去する。
燃	や せ な い ご み	ガラスの破片等収集作業に危険を伴うものについては、危険防止の梱包を行う。
	キ ケ ン ご み	スプレー缶、卓上ガスボンベ及びライターは中身を使い切り、「危険物」と表示し、マッチ・花火その他火が出る恐れのあるものについては、水に濡らし、「危険物」と表示する。
粗	大 ご み	申込時の受付番号をごみ処理券に記入する。
生	ご み	一つ一つの生ごみを15cm未満に小さくする。
資 源 物	プラスチック容器包装	中身を残さずに汚れを落とす。
	ペットボトル・缶・びん	汚れを落とし潰さない。
	紙 パ ッ ク	汚れを落とす。
	ダン ボ ー ル	荷崩れしないようにする。
	新聞 ちらし・雑誌・本	荷崩れしないようにする。
	蛍 光 管 ・ L E D ・ 水 銀 使 用 廃 製 品	割れている場合は紙で包む。
	電 池	リチウムイオン電池は端子部分を絶縁する。

イ. 事業系ごみ

事業活動に伴って排出される廃棄物は、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とし、特に事業者自ら減量化・資源化及び分別の徹底を図り、これら廃棄物の保管施設の設置等に努める。また、再生利用や再資源化が可能なものは資源化施設等で処理し、市の最終処分場への搬入はそれ以外の廃棄物とする。

種類	排出時の協力義務等
燃 や せ る ご み	1個当たりの大きさが最長辺40センチメートル未満（ロープ、紐にあつては、最長辺200センチメートル未満）にし、袋に入れる場合は中身の見える袋で1袋当たりの内容量が60ℓ以下にする。
燃 や せ な い ご み	最長辺を200cm以下にする。
生 ご み	最長辺を15cm以下にし、60ℓ以下の中身の見える袋に入れる。但しそれにより難しい場合は、汚水等が飛散するおそれがないよう措置を講ずる。
資 源 物	汚れを落とし、袋に入れて廃棄する場合は、60ℓ以下の中身の見える袋に入れる。

ウ. 適正処理困難物

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条に規定する市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の際し、適正な処理が困難となる物。

種類	処分方法等
廃ゴムタイヤ	タイヤ販売店、ガソリンスタンド等へ依頼する。
特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭用機器（テレビジョン受信機、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、エアコンディショナー等）	販売店舗へ引取りを依頼するか、専門業者へ依頼する。
廃消火器	専門業者へ依頼する。
廃自動車	販売店等へ依頼する。
廃原動機付自転車	販売店、公益社団法人自動車リサイクル促進センターへ依頼する。
廃船	一般社団法人日本マリン事業協会へ依頼する。
エンジンが付属するもの	販売店等へ依頼する。
携帯電話及びスマートフォンの電池パック	各携帯電話会社へ依頼する。
動物の死骸	ペットの場合は恵浄殿（火葬場）へ、事業活動から生じるものは区域外搬出による。
太陽光等発電設備	販売店等へ依頼する。

エ. 排出禁止物

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条に規定する市が行う一般廃棄物の収集に際して排出を禁止する廃棄物。

種類	品目の例示	排出方法等
特別管理一般廃棄物	ポリ塩化ビフェニルを使用する部品、ダイオキシン類の量がばいじん等1gにつき3ngを超えるもの、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物	専門業者に依頼する。
毒性、感染性、爆発性、引火性等危険性のある物又は著しく悪臭を発生する物	プロパンガスボンベ、灯油、エンジンオイル、バッテリー、農薬、有害物質を含む薬品、注射器及び注射針、汚物など	専門業者や販売店に依頼する。注射器及び注射針はかかりつけの病院へ依頼する。汚物はトイレに流す。
液状の物	食用油、塗料など	凝固、乾燥等により固形化させるか、布などに染み込ませて市の収集に排出する。
小型充電式電池		端子部分に絶縁の措置を講じ、市の収集に排出する。
適正処理困難物	ウに規定する物	ウに規定する処分方法による。
規則で定めるもの		
	分別がされていないもの	分別し直して市の収集に排出する。
	火災ごみの撤去に伴って生じた廃木材等	排出者自らが運搬するか収集運搬許可業者に依頼して市の施設へ搬入する。
	最大の辺又は径が2メートルを超えるもの	分解、切断等の措置を講ずるか、排出者自らが運搬又は収集運搬許可業者に依頼して市の施設へ搬入する。
	体積が2立方メートルを超えるもの	
	重量が80キログラムを超えるもの	
	短辺の幅が1.5メートルを超える廃スプリングマットレス及び廃スプリング入りソファ	
	パーソナルコンピュータ	製造業者又は一般社団法人パソコン3R推進協会へ回収を申し込む。
	庭石、土砂及び石	建設・土木・造園業者へ依頼する。
	レンガ、ブロック、コンクリート塊及びアスファルト	排出者自らが運搬するか収集運搬許可業者に依頼して民間の資源化施設へ搬入する。
	事業活動により生じたもの	事業系ごみとして排出者自らが運搬するか収集運搬許可業者に依頼して市の施設へ搬入する。

(4) 処理施設の概要

ア. 中間処理施設

施設名	所在地	処理方法	処理能力	受入日・時間等
し尿処理場	中島松 460-1	一次処理 夾雑物除去	15kℓ/日	月～金曜日 8:45～17:00 土曜・日曜日及び 12/31～1/3は休業
焼却施設	中島松 461-1	焼却	56t/日	月～金曜日 8:45～17:00 土曜日・12/31は 8:45～12:00 日曜日及び 1/1～1/3は休業
リサイクルセンター	島松沢 131-8	選別・ 圧縮梱包	11t/5h	月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 日曜日及び 12/31～1/3は休業
生ごみ処理施設	中島松 460-1	破碎選別	18 t /日	月～金曜日 8:45～16:00 土曜日・12/31は 8:45～12:00 日曜日及び 1/1～1/3は休業
破碎処理施設	盤尻 255-4 他	破碎・磁選	60 t /h	ごみ処理場内での前 処理施設として設置

イ. 最終処分場

施設名	所在地	処理方法	構造等	受入日・時間等
ごみ処理場	盤尻 255-4 他	最終処分	管理型 面積 20,500 m ² 容積 160,000 m ³	月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 日曜日及び 12/31～1/3は休業

(5) 一般廃棄物収集運搬業許可業者

事業者名	電話	住所	許可番号
リサイクルファクトリー(株)	32-5440	恵庭市柏陽町 4-11-10	第 1 号
(有)野田容器	33-3570	恵庭市戸磯 76-23	第 2 号
嘉屋興業(株)	33-5069	恵庭市白樺町 1-18-5	第 3 号
(有)恵庭清掃社	34-5288	恵庭市戸磯 76-31	第 4 号
北海道建設サービス(株)	32-0358	恵庭市黄金中央 2-3-10	第 6 号
(公社)恵庭市シルバー人材センター	34-0311	恵庭市桜町 3-8-18	第 10 号
(有)荷興物流	33-5525	恵庭市北柏木町 2-6-13	第 11 号
(株)恵庭クリーンサービス	32-1122	恵庭市北柏木町 3-169-4	第 14 号

(6) 浄化槽清掃業許可業者

事業者名	電話	住所	許可番号
(有)恵庭清掃社	34-5288	恵庭市戸磯 76-31	第 1 号
嘉屋興業(株)	33-5069	恵庭市白樺町 1-18-5	第 2 号

2. 一般廃棄物処分業許可業者で処理する一般廃棄物

(1) 処理主体及び処理方法

種類	収集・運搬主体	中間処理	
		処理主体	処理方法
がれき類	排出者、許可業者	許可業者	資源化
刈草			
木くず	排出者、許可業者	許可業者	資源化

(2) 処理施設の概要

施設名	種別	所在地	再資源化対象物	処理能力	受入日・時間等
クリーン産業株式会社	一般廃棄物処分業許可	恵庭市盤尻49-1	木くず類、がれき類、刈草	17.6 t/日 240 t/日	事業毎に定める
リサイクルファクトリー株式会社	一般廃棄物処分業許可	恵庭市柏陽町4丁目11-10	木くず、流木	20 t/h	事業毎に定める
株式会社 C&R	一般廃棄物処分業許可	苫小牧市字静川5-4	流木、風倒木、剪定木	40 t/h	事業毎に定める

3. 関係を有する市町村への搬出

(1) 処理方法

種類	収集・運搬主体	処理方法
食品残渣	排出者、許可業者	資源化
動植物性残渣		
すきとり物	排出者、許可業者	資源化
自然木		
動物の死骸	排出者、許可業者	焼却処理
水銀含有廃棄物	処理施設による引取	資源化

(2) 処理施設の概要

施設名	所在地	対象物	処理能力
株式会社ばんけいリサイクルセンター石狩事業所石狩生ゴミリサイクル工場「衛生舎」	石狩市新港中央2丁目757-11	食品残渣、動植物性残渣	10,000 t/年
リサイクルファクトリー株式会社	千歳市中央690-42	すきとり物、自然木	小型破砕機 48 t/8h 選別 720 t/8h 破砕 160 t/8h
千歳市小動物焼却処理場	千歳市美々758-1	動物の死骸	170kg/h
角山開発株式会社	江別市角山69-9,10	動物の死骸	15t/月
野村興産株式会社イトムカ鉱業所	北見市留辺蘂町富士見217-1	水銀含有廃棄物	焙焼 160.24t/日

第3 一般廃棄物の発生抑制、再使用・再生利用、エネルギー回収、適正処理の施策

(令和3年度の取組)

1. ごみの排出抑制、再使用・再利用の促進

NO	施策名称	具体的内容
1	ごみの減量化・資源化に係る意識啓発・情報発信	ごみの発生抑制と再使用・再生利用の推進のため、各種紙媒体、ホームページ及びごみ分別事典等での周知の他、町内会や市民団体等を対象とした出前講座等を行い、ごみの減量や分別などに関する啓発を行います。 このほかにも、不適正な分別による異物混入の防止のため、ごみ処理施設に関することなど、ごみ処理全般に係る情報発信を行います。
2	適切なおみ処理手数料の設定	「負担の公平性の確保」、「ごみの減量化」、「資源化の促進」等の観点から、適切なおみ処理手数料を検証し、必要に応じた見直しを行います。
3	資源化の促進に向けた取組	生ごみや資源物の分別収集・小型家電の回収などにより、可能な限り資源化を実施します。さらに、資源物の民間回収拠点の情報提供も行き、官民協働での資源化の取組を進めます。
4	地域・事業者との連携	町内会、環境美化等推進員、集合住宅オーナー及び管理会社と連携し、不法投棄・不適正排出対策に努めます。 特に集合住宅については、不適正ごみの排出抑制のため、優良保管場所認定制度において、ステーションの適正管理の推進を支援しています。 また、事業者の製造・流通・販売段階での過剰包装削減等の取組を促進していきます。
5	分別意識向上のための SNS 等の活用	簡単に適正分別に取り組み、分別意識を向上することができるよう、SNS やアプリ等を活用した家庭ごみの分別周知や、ごみ検索サイトの普及等を促進していきます。

2. 適正なおみ処理設備運営と収集運搬体制の維持

NO	施策名称	具体的内容
1	焼却施設の適切な運営	循環型ごみ処理システムの安定的な運営のため、環境負荷の低減と、エネルギーの有効利用による安全かつ経済的な運転管理を行います。
2	焼却施設の余熱・エネルギーの活用等	焼却施設で発生する余熱を蒸気として回収し、施設内の暖房・給湯・電力に利用するほか、隣接する生ごみ・し尿処理場、下水終末処理場に熱エネルギーとして供給し、汚泥乾燥・消化槽加温・暖房として活用します。 また、生ごみ（家庭系・事業系）については、生ごみ・し尿処理場において破碎分別後、下水終末処理場へ圧送し、施設内でバイオガスを生成し売電します。
3	安定的で経済性・効率性を考慮したごみ処理施設の維持管理手法の検討	焼却施設稼働後のごみの量やごみ質を分析し、施設負荷の軽減や、経済性・効率性を考慮した維持管理手法を検討します。
4	経済的・効率的な分別や収集運搬体制の検討	国のデジタルガバメント実行計画において、「処理件数が多く」、「住民等の利便性向上」や「業務の効率化」効果が高いと考えられる、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続の例として挙げられていることから、今後導入の検討をします。

3. 社会状況の変化に対応する新たな課題への取組

NO	施策名称	具体的内容
1	少子高齢化社会への対応	高齢者や単身者のごみ出し支援や、大量の遺品の適正処理が困難なケースへの対応などを検討していきます。
2	災害廃棄物処理計画の継続的な見直し	国の「災害廃棄物対策指針」等に基づき、適切な見直しを継続的に行い、発災時に迅速な対応を行えるよう、平時から災害に備えた準備や体制の構築等に努めます。
3	食品ロスの削減	食品ロスを削減するために食品を買いすぎない、自宅や飲食店における食べ切りの実践等、市民・事業者等と連携しながら取り組んでいきます。
4	プラスチック資源循環への対応	化石燃料由来のプラスチック製品からの転換や、リサイクルシステムの新たな取組など、国の動向を注視しつつ、経済性・効率性の観点を検討を行い、地域の実情に応じた対応を実施します。
5	今後懸念される様々な課題への対応	持続可能な社会を目指した国際協調の取組が進められていることを踏まえ、国、道、その他関係機関と連携・協働のもと、社会情勢に柔軟に対応した新たな施策の立案・実施に取り組んでいきます。 また、自らも事業者として、グリーン購入などの取組を実行するなど、地方公共団体に期待される役割を果たしていきます。

VIII. ごみ処理事業の沿革

本市の清掃事業は、昭和 30 年代半ばまで各家庭等での自家処理が主流でしたが、昭和 35 年の恵庭町(当時)清掃条例施行を機に、公共処理を開始。

その後、昭和 41 年には白樺町ごみ埋立場を開設し、衛生的処理の確立と適正処理のための施設整備を進め、昭和 50 年代には収集・運搬・中間処理、そして最終処分までの一連の処理体制が確立されました。

昭和 54 年に運転開始したごみ焼却施設は、ダイオキシン類濃度基準などへの対応が難しくなったことから平成 14 年 12 月から休止しています。

平成 22 年 4 月には家庭ごみの有料化を開始し、約 2 割のごみが減少する等の効果が表れ、さらに平成 24 年 4 月から生ごみの分別収集を開始し着実に埋立量を減らすとともに、バイオガス化の原料としてエネルギーに変換しての利用を進め、循環型のごみ処理を一層進めています。

令和 2 年 4 月には新たな焼却施設が本格稼働し、可燃ごみの焼却処分によりごみの減量化、最終処分場の延命化、衛生的処理を図っています。今後も引き続き、「安全性」「経済効率性」「効率性」を重視した廃棄物の適正処理と資源循環型社会の実現を目指します。

1. 恵庭市ごみ処理事業の沿革

年度	出来事
昭和 31 年	衛生自治会連合会設立(町内会 24 地区で構成、恵庭市衛生団体連合会の前身)
昭和 35 年	恵庭町清掃条例施行
	ごみ収集開始(委託・有料制)
昭和 38 年	直営によるごみ収集開始(有料制)
昭和 41 年	白樺町ごみ埋立場開設
昭和 44 年	し尿処理場運転開始
昭和 45 年	市制施行
昭和 48 年	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行
	一般家庭ごみ収集手数料を無料化
昭和 53 年	北海道クリーン作戦、市民総ぐるみ清掃美化運動展開
	衛生自治会連合会を恵庭市衛生団体連合会に名称変更
	恵庭市廃棄物処理施設設置条例施行(3 月 15 日)
昭和 54 年	可燃ごみ及び不燃ごみの分別収集開始
	ごみ焼却場運転開始
昭和 55 年	恵庭下水終末処理場運転開始
昭和 58 年	地域環境美化助成事業として、ごみステーション設置助成事業開始
	恵庭市ごみ処理基本計画を策定
昭和 59 年	盤尻ごみ処理場(破碎・埋立)運転開始
	事業系一般廃棄物、産業廃棄物処分有料化
昭和 61 年	粗大ごみ収集開始
昭和 62 年	ごみ収集を一部民間委託
昭和 63 年	し尿処理手数料及びごみ処分手数料改定
平成元年	新し尿処理場(中島松)運転開始

平成 4 年	生ごみ堆肥化容器購入助成制度開始
	衛生団体連合会の協力を得、ごみ組成分析事業開始
	資源回収モデル事業開始
	ごみ処理場第 2 期供用開始
平成 5 年	「衛生課」を「環境衛生課」と「清掃課」に組織変更
	ごみ収集全面民間委託
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を全部改正し、施行(3月30日)
平成 6 年	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則全部改正し、施行(4月8日)、改正(3月30日)
	集団資源回収奨励金助成事業開始
	恵庭市資源回収奨励金交付要綱策定・告示(4月1日)
	恵庭市ごみ処理基本計画を策定
	恵庭市廃棄物減量等推進審議会を設置
恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(2月2日)	
平成 7 年	「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」半透明ごみ袋を指定し、分別の徹底、収集作業の安全確保及び適正処理促進(10月実施)
	し尿処理手数料及びごみ処分手数料改定
	ごみ処理場第 3 期(産業廃棄物用)供用開始
平成 8 年	恵庭市分別収集計画策定
	焼却場の排ガスダイオキシン類測定[5ng/m ³]
	し尿処理手数料改定
	恵庭市し尿処理手数料減免取扱い要綱策定・告示(7月1日)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月30日)
平成 9 年	「ごみ処理広域化計画」(北海道策定)が示される
	焼却場の排ガスダイオキシン類測定[3.7ng/m ³]
平成 10 年	「廃棄物処理推進室」を設置
	恵庭市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例施行
	焼却場の排ガスダイオキシン類測定[7.7ng/m ³]
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月30日)
平成 11 年	資源物分別収集説明会[61町内会 延 3,000人に実施]
	道央地域ごみ処理広域化推進協議会設立
	「道央ブロックごみ処理広域化基本計画」の策定
	焼却場の排ガスダイオキシン類測定[5.3ng/m ³]
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月16日)
恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(3月29日)	
平成 12 年	「清掃課」を「廃棄物対策課」、「廃棄物処理推進室」を「廃棄物広域処理推進室」に組織名称変更
	リサイクルセンター運転開始
	資源物(缶・ビン・ペットボトル・ダンボール・紙パック)の分別収集開始
	ごみ処理広域化施設整備基本方針案の策定
	焼却場の排ガスダイオキシン類測定(11月)[3.8ng/m ³]
	ごみ処理場第 4 期供用開始
恵庭市廃棄物の受入等に関する要綱策定・告示(3月15日)	
平成 13 年	家電リサイクル法の施行に伴い、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンを排出禁止物に指定
	道央地域ごみ処理専門委員会設置

	浸出水送水管整備により送水開始
	焼却場の排ガスダイオキシン類測定[8.7ng/m ³]
	南空知(長沼町・南幌町・由仁町)の資源物受入開始
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(3月14日)
平成14年	ごみ処理場(最終処分場)に可燃ごみ対策として薬剤散布車購入(コンカバー)
	道央地域ごみ処理広域化推進協議会において生ごみ可燃ごみ広域処理方針(案)を策定
	道央地域ごみ処理専門委員会報告書提出
	道央地域ごみ処理広域化推進協議会において広域ごみ処理住民説明会の開催
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(10月18日)
	ごみ焼却場休止(11月30日)
	きれいなまちづくり条例施行(3月31日)
平成15年	新聞・雑誌分別収集開始
	「廃棄物対策課」と「環境衛生課」を「環境衛生課」1課に組織変更
	「生活環境部計画調整担当」を設置
	ごみ処理場(最終処分場)の埋立処理用重機としてブルドーザー及びトラッシュコンパクタを更新
	市管理職による不法投棄監視・パトロールの実施
	し尿処理手数料及びごみ処分手数料改定
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月16日)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(12月16日、3月12日)
恵庭市集合住宅に係るごみ保管場所設置等に関する指導要綱策定・告示(3月18日)	
平成16年	「廃棄物広域処理推進室」を生活環境部より独立し理事を配置
	恵庭市ごみ排出抑制促進事業開始(電動生ごみ処理機等購入助成)
	蛍光管・乾電池分別収集開始
	し尿処理施設2次処理施設を休止。前処理後下水終末処理場へ移送し、処理開始
	ごみ処理場破砕処理施設休止
恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(3月14日)	
平成17年	古着リサイクル(拠点回収)開始。
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(7月14日、3月24日)
平成18年	「環境衛生課」を「廃棄物対策課」と「環境課」に組織変更
	食用油のリサイクル開始(10/1 民間による拠点回収)
	リサイクルセンター内にプラスチック容器包装減容保管施設を整備
	恵庭市一般廃棄物処理基本計画策定
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月6日)
恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(3月31日)	
平成19年	プラスチック容器包装の資源物回収開始
	ごみ処分手数料改定
	廃棄物広域処理推進室の廃止に伴い、広域処理事務を廃棄物対策課の所掌とする
	資源物の収集回数を月2回から月3~4回に拡大
	「恵庭市ごみへらし市民会議」による「恵庭市循環型社会形成のための市民提案」受理
恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(10月29日)	
平成20年	ごみ処分手数料改定
	ごみ処理場第5期供用開始

	「家庭ごみの有料化についての基本的な考え方」及び「恵庭市循環型社会形成推進施策(案)」について市民懇談会を開催(16回開催参加者 502名)
	「家庭ごみ有料化市民説明会」を開催(75回開催参加者 2,921)(1月～3月)
	恵庭市循環型社会形成推進施策策定
	焼却処理施設「恵庭市単独処理の方針」表明
	南空知(長沼町、南幌町、由仁町)の資源物受入れ終了
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(3月30日)
平成 21 年	「家庭ごみ有料化市民説明会」(平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月、103 回参加者 4,512 人)
	ごみ減量・リサイクル推進キャラクター「クリーンちゃん」公募・決定
	恵庭市一般廃棄物処理基本計画策定
	有料指定ごみ袋外装袋企業広告公募・掲載
	ごみ分別事典企業広告公募・掲載
	ごみ処理場(最終処分場)の埋立処理用重機「トラッシュコンパクト」更新
	情報誌「eco る」創刊
	啓発用DVD「実践しよう！恵庭のごみ減量・リサイクル大作戦」作成
	ごみ分別事典作成
	家庭ごみ有料化 3 点セット市内全世帯配布(ごみ分別事典、ごみ・リサイクル収集カレンダー、有料指定ごみ袋試供品)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(9月25日)
	恵庭市家庭廃棄物処理手数料収納事務等の取扱いに関する要綱策定・告示(10月27日)
	恵庭市環境美化等推進員登録制度実施要綱策定・告示(3月1日)
	恵庭市集合住宅排出ごみ等有料保管場所認定制度実施要綱策定・告示(3月1日)
平成 22 年	「家庭ごみ処理有料化」開始
	恵庭市環境美化等推進員登録制度導入
	恵庭市集合住宅ごみ等優良排出認定制度導入
	恵庭市ボランティア清掃ごみ袋交付要綱策定・告示(4月16日)
	「道央地域ごみ処理広域化推進協議会」離脱
	リサイクルセンタープラスチック容器包装減容保管施設に破袋機を設置
	ごみ処理場(最終処分場)の埋立処理用重機「ブルドーザー」更新
	し尿処理施設内に生ごみ資源化処理施設整備(工事開始)
恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月15日)	
平成 23 年	ごみ処理手数料改定
	生ごみ分別収集モデル事業実施(7月)
	生ごみ分別収集市民説明会開催(115回:3,827人)
	(生ごみ分別)市内事業者向け説明会開催(第1回:48社60人 第2回:23社27人)
	分別事典別冊(生ごみ用)作成
	生ごみ分別収集試供品3点セット全戸配布(3月)
	集団資源回収奨励金増額(2円→3円/kg)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月15日)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(12月15日)
平成 24 年	ごみ処理手数料改定
	生ごみ分別収集開始(4月)、5～8月生ごみ処理施設試運転
	廃棄物減量等推進審議会に焼却施設検討専門部会を設置(7月～11月:全5回)

	啓発用 DVD「ごみ減量・リサイクル大作戦」改訂
	啓発用 DVD「恵庭市生ごみ・し尿処理場 生ごみからエネルギー回収！」作成
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(6月25日)
	し尿処理場を生ごみ・し尿処理場に名称変更(9月1日施行)
	生ごみ処理施設供用開始(9月)
	中島松地域交流施設完成(12月)
	中島松町内会へ焼却施設建設地として要請(12月)
	恵庭市粗大ごみふれあい収集実施要綱策定・告示(12月18日)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月18日)
	ボランティア袋に関するアンケート調査実施(1月)
	簡易版ごみと資源物の出し方・分け方の全戸配布(3月)
平成 25 年	ごみ処理手数料改定
	市職員による通勤時ごみ拾い(きれいなまちづくりキャンペーン)開始
	家庭ごみ・リサイクルに関するアンケート調査実施【2,000名対象】(10月)
	事業系廃プラスチックを産業廃棄物に区分変更
	粗大ごみふれあい収集開始
	生ごみ・し尿処理場が「国土交通大臣賞」を含む4つの賞を受賞
	第6期最終処分場予定地取得
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(7月1日)
	焼却場建設予定地の中島松町内会と協定締結(12月)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月18日)
平成 26 年	ごみ処理手数料改定
	小型家電の拠点回収を開始(市役所・島松支所・恵み野出張所)
	古着リサイクルの回収品目を拡大(「綿50%以上のもの限定」という制限を撤廃)
	リサイクルセンターの資源物収集袋の圧縮梱包機更新(防衛省・特定防衛施設周辺整備調整交付金)
	ごみ排出指導・パトロール車設置(防衛省・特定防衛施設周辺整備調整交付金)
	スプレー缶等の拠点回収開始(スプレー缶等の自分で穴を開けてガスを抜くことが出来ない分)
	剪定枝回収モデル事業の実施(10月)
	恵庭市ごみ排出抑制促進事業助成要綱策定・告示(4月1日)
恵庭市ダンボール箱堆肥化資材支給要綱策定・告示(4月1日)	
平成 27 年	旧焼却施設煙突解体工事の実施
	剪定枝回収モデル事業の実施(10月)
	恵庭市一般廃棄物処理基本計画(平成27年度～平成36年度)の策定(10月)
	恵庭市ごみ焼却施設基本計画の策定(11月)
	焼却施設建設予定地用地取得(12月)
	生ごみ堆肥化容器購入助成・電動生ごみ処理機購入助成終了
平成 28 年	リサイクルセンター「ストックヤード」建設
	単身高齢者アンケート調査実施
	ごみサク(ごみ分別ウェブサイト検索)利用開始(3月)
	焼却施設整備工事(4ヵ年工事)着工(9月)
	剪定枝回収モデル事業の実施
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(8月9日、3月22日)

	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月27日、3月28日)
平成29年	ごみ処理手数料改定
	スプレー缶等穴あけ不要収集開始(4月)
	リサイクルセンター「ストックヤード」稼働開始(4月)
	恵庭市ごみ排出抑制促進事業助成要綱廃止(5月16日)
	第6期最終処分場供用開始(5月)
	剪定枝回収モデル事業の実施(10月)
	焼却施設等周辺地域連絡会議(9月27日)
	都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト実施(8月～3月)
	ごみ分別事典改訂(ごみ分別事典と生ごみ分別事典の統合)
	廃棄物減量等推進審議会に分別・収集・料金体系等検討部会を設置(6、7、8、10、11、12、1月)
	リサイクルセンター、フォークリフト更新(防衛省・特定防衛施設周辺整備調整交付金)
ごみ処理場、ホイールローダー購入(防衛省・特定防衛施設周辺整備調整交付金)	
平成30年	分別変更説明会(11回、参加者594名)、粗大ごみ説明会(9回、参加者826名)、出前講座(43回、参加者1,328名)
	都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト実施(10月27日)
	剪定枝回収モデル事業の実施(11月)
	ごみステーションシンポジウム(11月20日)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正(12月18日、2月27日)
	新分別事典作成及び全戸配布(2月)
	焼却施設等周辺地域連絡会議(2月18日)
	ダンボール箱堆肥化資材支給事業の終了(2月25日)
	粗大ごみコールセンター受付開始(3月)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(3月29日)
	ごみ排出指導ノットロール車更新(防衛省・再編関連訓練移転等交付金)
ごみ処理場、破砕機購入(防衛省・特定防衛施設周辺整備調整交付金)	
平成31年 令和元年	焼却施設本格稼働に向けた分別変更の開始(4月)
	焼却施設火入れ式(10月15日)
	焼却施設試運転開始(11月)
	剪定枝回収モデル事業の実施(11月)
	焼却施設等周辺地域連絡会議(2月14日)
	排出事業者説明会(2月20日)
	新不燃ごみ袋販売開始(3月)
	恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則改正(3月12日)
	ごみ処理場、ブルドーザー購入(防衛省・特定防衛施設周辺整備調整交付金)
令和2年	焼却施設本格稼働(4月)
	ごみ処理手数料改定、ごみ処理券400円券販売開始(4月)
	古着拠点回収の停止(6月)
	剪定枝回収モデル事業終了による経過措置の実施(10月)
	リネットジャパンとの協定によるパソコンの無料回収実施(1月)
	市管理職による不法投棄監視ノットロールの終了

2. ごみの広域処理から単独処理への経緯

平成 11 年 12 月 14 日に、2 市 4 町(恵庭市、北広島市、長沼町、南幌町、由仁町、栗山町)による「道央地域ごみ処理広域化推進協議会」が発足(会長：恵庭市長、事務局：恵庭市)

(1)道央地域ごみ処理広域化推進協議会の開催状況

NO	開催日	議 題
第 1 回	平成 11 年 12 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <協議会設立会議> ・協議会の名称・協議会規約案及び幹事会要綱案・協議会会長の選出について
第 2 回	平成 12 年 2 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 12 年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会会計予算について
第 3 回	平成 12 年 5 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・道央ブロックごみ処理広域化基本計画について ・平成 11 年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会決算報告について ・広域処理方法について
第 4 回	平成 12 年 11 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理広域化施設整備基本方針について ・ごみ処理の広域的取り組みに関する基本的合意について ・施設整備準備室体制について
第 5 回	平成 13 年 2 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 12 年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会予算執行について ・平成 13 年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会予算案について
第 6 回	平成 13 年 5 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル施設実施計画等策定業務委託について ・平成 12 年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会会計予算の繰越明許費について ・平成 12 年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会会計歳入歳出決算について ・(仮称)道央地域ごみ処理専門委員会の設置について
第 7 回	平成 13 年 8 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年度協議会会計補正予算の専決処分の報告について ・道央地域ごみ処理広域化の事業実施主体について ・広域ごみ処理施設の建設位置の選定に関する取扱いについて ・会議の公開について
第 8 回	平成 13 年 9 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・議員連絡協議会の件 ・広域ごみ処理施設の建設位置の選定に関する取扱いの件
第 9 回	平成 14 年 2 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年度協議会補正予算の専決処分の報告について ・平成 14 年度協議会予算について ・リサイクル施設実施計画策定状況について ・専門委員会の進捗状況について ・今後の全体計画について
第 10 回	平成 14 年 5 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年度協議会決算報告について ・平成 14 年度業務計画(案)について ・平成 14 年度補正予算(案)について
第 11 回	平成 14 年 8 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ・可燃ごみの処理方針(案)について
第 12 回	平成 15 年 2 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会予算(案)について ・可燃ごみの広域処理方針(案)について
第 13 回	平成 15 年 5 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年度協議会決算報告について ・ごみ広域処理施設整備基本方針(案)について
第 14 回	平成 15 年 11 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設建設候補地の選定について ・平成 15 年度協議会会計補正予算について
第 15 回	平成 16 年 2 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会予算(案)について
第 16 回	平成 16 年 5 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度協議会決算報告について
第 17 回	平成 16 年 5 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度補正予算(案)について ・平成 17 年度予算(案)及び事業計画(案)について
第 18 回	平成 17 年 5 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度道央地域ごみ処理広域化推進協議会決算認定について
第 19 回	平成 18 年 2 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の選出について(会長・監事) ・平成 18 年度協議会事業計画及び協議会会計予算について
第 20 回	平成 22 年 5 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・道央地域ごみ処理広域化推進協議会の枠組み変更について(恵庭市の協議会離脱の了承を受付)

(2)ごみ広域処理施設の考え方

ごみ処理広域化の推進につきましては、国の通達及び道が策定した「ごみ処理広域化計画」に基づき、恵庭市・北広島市・長沼町・南幌町・由仁町・栗山町の2市4町で、ごみ処理に伴い発生するダイオキシン類の削減や施設建設コストの削減などを図るため、平成11年12月に「道央地域ごみ処理広域化推進協議会」を発足し、平成12年3月には「道央ブロックごみ処理基本計画」を策定しました。しかし、栗山町は当面、独自でのごみ処理を行うとのことから、以降、2市3町でごみの適正処理・循環型社会の構築にむけて共同してごみ処理を行うため協議を進めました。

(3)ごみ広域処理の取組み経過

平成12年11月 「ごみ処理広域化施設整備基本方針」策定

※生ごみ処理は2市が「バイオガス化」・3町が「堆肥化」、可燃ごみ処理は「RDF化」

平成13年6月 「道央地域ごみ処理専門委員会」設置(8回開催)

平成13年8月～11月 シンポジウム開催(北広島市・長沼町・恵庭市 計3回)

平成14年5月 「道央地域ごみ処理専門委員会」報告書提出

※生ごみ処理は「堆肥化」、可燃ごみ処理は「RDF化」

平成14年7月 住民説明会開催(恵庭市)

平成14年8月 「生ごみ・可燃ごみの処理方法の考察」策定

※一部堆肥化によるガス化溶融処理

平成14年10月 恵庭市住民説明会開催(恵庭市独自 8地区)

平成15年2月 「生ごみ・可燃ごみの広域処理方針(案)」策定

※生ごみを含む可燃ごみの処理は、ガス化溶融を基本とした「焼却処理」

平成15年5月 「ごみ広域処理施設整備基本方針(案)」策定

※ 施設整備は、第1次施設整備計画で焼却施設、第2次施設整備計画で再生利用施設。焼却処理方法は、「ガス化溶融処理」を基本、稼働予定20年、施設規模142t、H16.5基本方針(案)修正(稼働予定21年、施設規模140t、産廃20tも一体的に整備)

平成15年6月 広域住民説明会開催(長沼町・南幌町 計2回)

恵庭市住民説明会開催(恵庭市独自 計4回)

「ごみ処理施設適地選定調査」着手

平成15年10月 北島地区住民説明会開催

平成15年11月 住民説明会開催

「広域ごみ処理施設建設対策協議会(地元関係住民)」発足

平成16年～ ごみ処理施設建設候補地適地選定調査の継続、事業課題の調整

平成17年4月 北島地区が「千歳川河川整備計画」に基づく遊水地の候補地に位置づけ

平成18年2月 広域事業計画スケジュールの見直し(焼却施設供用開始目標年次をH27に設定)

※18・19年度を調整期間、20年度に事業を再構築し、27年度の施設供用開始を目指す

平成18年11月 施設建設候補地(北島地区)取り下げ

平成 19 年 4 月 協議会事務局体制の縮小(派遣職員を廃止し、恵庭市廃棄物対策課に事務局を置く)
<経緯>

平成 12 年に策定した「広域化施設整備基本方針」では、容器包装物を対象としたリサイクル施設、可燃ごみの処理は、固形燃料化、バイオガス化、堆肥化などの資源化施設を計画しておりましたが、生ごみ・可燃ごみの処理施設につきましては、その他の処理を含めさらに検討が必要として、平成 13 年に学識経験者による「ごみ処理専門委員会」を設置し、技術的な比較検証に入り、平成 14 年には専門委員会の報告書が提出されています。

報告の内容につきましては、「生ごみは堆肥化、可燃ごみは固形燃料化とする。しかし、他にいくつかの有力な選択肢が有ることから、検証対象とした他の処理方式も併せて調査検証を行う必要がある」とされました。

これを受け、「生ごみ・可燃ごみの処理方法の考察」及び「生ごみ・可燃ごみの処理方針」の策定を進める中で、他の処理方式を含めた施設の総合評価並びに堆肥化及び固形燃料の需要先の調査を行いました。検証の結果、固形燃料化につきましては固形燃料の利用先が 1 事業所しかないこと、また、堆肥につきましても、特に恵庭市・北広島市においては家畜糞尿等の堆肥が生産・供給され、既に農地への充足率が高い現状にあり、需要先の確保が困難であることなどから、可燃ごみの処理は焼却処理を行うこととして、平成 15 年 5 月に「広域処理施設整備基本方針(案)」を策定しました。

また、施設の整備計画は、構成市町における可燃ごみの処理及び資源物の再生利用の現状を踏まえ、第 1 次施設整備計画で焼却処理施設、第 2 次施設整備計画で再生利用施設の整備を行うことにしました。

その後、平成 15 年 6 月に広域処理施設の適地選定調査に着手し、11 月には調査の中間報告を行い、恵庭市北部(北島地区)が望ましいとの報告がされたことから、12 月には、地元関係住民による「広域ごみ処理施設建設対策協議会」が発足し、地元との用地の合意形成に向けて協議を重ねました。

しかし、平成 16 年 6 月、国から「石狩川水系河川整備基本方針」が示され、平成 17 年 4 月に「千歳川河川整備計画」が策定され、恵庭市北島地区が遊水地等に位置づけられる可能性が高くなったことで、地域全体の将来的な土地利用との関連からもごみ処理施設建設の問題と切り離すことにはならず、ごみ処理施設の用地を先行として協議することはできないという地元の意向が示されたことから、遊水地計画の推移を見守ることとなり、用地の合意形成には一定の協議調整期間が必要となりました。

このことで、広域ごみ処理施設整備の更なる遅れが避けられない状況となり、各構成市町における当面の過渡期処理対策の検討を急がなければならないことから、平成 18 年 2 月の協議会において、平成 18・19 年度を調整期間とし、施設建設用地の見通しをつけるとともに、広域における事業課題を整理し、平成 20 年度にごみ広域処理施設整備基本方針等を見直すなど広域事業の再構築を行い、平成 27 年度をごみ焼却施設の供用開始目標年次とする広域事業計画スケジュールの見直しを行いました。

しかしながら、その後、遊水地計画の最終的な場所を決める調査に 1~2 年程度必要との見通しとなったことや、事業の遅れに伴う各構成市町の独自処理(北広島市は生ごみの資源化(バイオガス化)、南空知 3 町は現堆肥化処理の継続)を進めることに伴い、広域での焼却処理対象物が大きく減少し、施設規模が大幅に縮小される見通しとなったことから、現広域計画の抜本の見直しが必要となりました。

更に、現広域計画に基づいて選定した北島地区の適地候補地としての位置づけも再検討が必要となるため、北島地区を引き続き建設候補地として地元との協議を進めることは適切でないとして、建設候補地の取り下げを表明し、平成 18 年 11 月に建設候補地については白紙撤回となりました。

このことから、各構成市町でのごみ処理における独自処理方策が優先される形となり、現協議会の枠組みでは、平成 27 年度をごみ焼却施設の供用開始目標年次とするスケジュールでの事業展開は、非常に困難な状況となりました。

(4)単独処理への経過

- 平成 18 年 8 月 千歳市への共同処理可能性の協議申し入れ
- 平成 20 年 12 月 千歳市との共同処理断念(協議申し入れ取り下げ)
- 平成 21 年 1 月 恵庭市単独処理の方針決定を表明(1/15 厚生消防常任委員会に報告)
- 平成 22 年 5 月 広域化推進協議会から恵庭市離脱(5/24)

<経緯>

恵庭市としては、現広域計画の抜本的見直しやスケールメリット減少など現広域での事業再構築は難しい状況であると判断し、新たな事業展開として千歳市への可燃ごみ委託処理や可燃ごみ共同処理の可能性について協議を進めました。

しかし、平成 20 年策定した「恵庭市循環型社会推進施策」に基づくごみ処理の方向性と整合性を図りながら千歳市との協議・検討を重ねた結果、平成 20 年 12 月に恵庭市単独処理の方針を固め、平成 21 年 1 月に議会(常任委員会)に報告しました。

このため、協議会の枠組みの方向性についての協議を進めましたが、今後、恵庭市がごみ処理施設の整備を進める上で、このまま広域の枠組みに留まることは困難な状況であることから、平成 22 年 5 月の協議会において、恵庭市が離脱し 1 市 4 町の枠組み変更することで承認されました。

IX. 清掃関連法令・内規類・その他資料

○恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成6年3月30日

条例第4号

改正 平成7年2月2日条例第1号

平成8年12月30日条例第26号

平成10年12月30日条例第30号

平成11年12月16日条例第26号

平成14年3月14日条例第4号

平成14年10月18日条例第27号

平成15年12月16日条例第29号

平成18年12月6日条例第29号

平成19年10月29日条例第28号

平成21年3月30日条例第10号

平成22年12月15日条例第22号

平成23年12月15日条例第29号

平成24年12月18日条例第31号

平成25年12月18日条例第36号

平成28年12月27日条例第41号

平成29年3月28日条例第12号

平成30年12月18日条例第36号

平成31年2月27日条例第2号

令和3年4月1日条例第13号

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第35号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用の促進等による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することにより、循環型社会の形成、清潔な生

活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (5) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。
- (6) 再生品 主に再生資源を用いて製造され、又は加工された製品をいう。
- (7) 戸別ごみ排出場所 一戸建ての住宅に居住する市民が、市が行う家庭廃棄物の収集に排出するため当該住宅の敷地内に設置又は指定する当該住宅からの家庭廃棄物のみを排出する場所をいう。
- (8) ごみ保管場所 一戸建ての住宅に居住する市民又は共同住宅に居住する市民が、市が行う家庭廃棄物の収集に排出するため共同で利用する家庭廃棄物のみを集積する場所をいう。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する技術開発に努めなければならない。

4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに市民の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再利用可能な物の分別、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図るとともに、発生した家庭廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法で自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会の設置及び組織)

第6条 市長の諮問に応じ、本市における廃棄物の減量化並びに廃棄物の処理及び清掃に関する事項を調査審議するため、恵庭市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 4 委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、再任されることができる。

- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(減量化推進のための市の役割)

第7条 市長は、再利用等による廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

- 2 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため必要と認めるときは、市民及び事業者に対して指導又は助言を行うことができる。

- 3 市長は、再利用の可能な廃棄物の収集、廃棄物の処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

(減量化推進のための事業者の役割)

第8条 事業者は、その事業系廃棄物を減量するため、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用の促進に必要な措置を講ずるとともに、再生資源及び再生品を利用するよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確立等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再利用が可能な包装容器等の普及を図り、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

4 事業者は、市民が商品等の購入に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択することができるように努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

(事業系廃棄物の保管場所等の設置)

第9条 事業用建築物を所有する者又は建設しようとする者は、当該事業用建築物に係る事業系廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項に規定する保管場所の設置基準は、規則で定める。

(減量化推進のための市民の役割)

第10条 市民は、集団資源回収(町内会その他の団体が新聞、雑誌、ダンボールその他の資源物を回収し、当該資源物の回収を業とする者に引き渡す行為であって、営利を目的としないものをいう。以下同じ。)その他再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品を購入するに当たっては、当該商品の内容及び包装、容器等が廃棄物となった場合を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第11条 市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、総合的かつ適正な一般廃棄物の処理を行うものとする。

(一般廃棄物の処理に関する基本的事項の告示)

第12条 市長は、土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、当該土地又は建物の管理者とする。以下「占有者等」という。)及び事業者が一般廃棄物の適正な処理を容易に行うことができるよう、一般廃棄物処理計画のうちの排出方法、処理施設、受入時間等の基本的事項を告示するものとする。

2 市長は、前項の基本的事項に変更があったときは、その都度変更の内容を告示するものとする。

(市が処理する一般廃棄物)

第13条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物(浄化槽汚泥を除く。)及び事業系一般廃棄物のうちし尿を収集、運搬又は処分するものとする。

2 市は、家庭廃棄物の適正な処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物(浄化槽汚泥を含む。)を処分することができる。

(排出マナーの遵守義務)

第14条 占有者等は、自ら処分できない家庭廃棄物については、第12条第1項の基本的事項に定める排出方法により、散乱及び飛散の防止策を講じて戸別ごみ排出場所又はごみ保管場所に排出しなければならない。

2 ごみ保管場所を利用する者は、自ら処分できない家庭廃棄物を市長の定める排出方法によりごみ保管場所に持ち出し、市が収集した後は常に清潔にしておかなければならない。

3 住戸数が2戸以上の住宅(長屋、共同住宅、寄宿舍、寮等をいう。以下同じ。)を所有する者又は建設しようとする者は、当該住宅に係る家庭廃棄物のごみ保管場所を設置しなければならない。この場合において、住宅を所有する者又は建設しようとする者は、当該ごみ保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(家庭廃棄物の収集又は運搬の禁止等)

第14条の2 市(市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。)以外の者は、戸別ごみ排出場所及びごみ保管場所に排出された家庭廃棄物(集団資源回収のために排出されたものを除く。)を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、戸別ごみ排出場所及びごみ保管場所から家庭廃棄物を収集し、又は運搬しないよう命ずることができる。

(適正処理困難物の指定)

第15条 市長は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分に際し、適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう必要な協力を求めることができる。

(排出禁止物)

第16条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。ただし、規則で定める処理を施した物については、この限りでない。

- (1) 特別管理一般廃棄物
- (2) 毒性、感染性、爆発性、引火性等危険性のある物又は著しく悪臭を発する物
- (3) 液状の物
- (4) 適正処理困難物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処理施設等の機能に支障を生ずる物で、規則で定めるもの

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第17条 占有者等及び事業者は、自らその一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。

(処理状況の把握)

第18条 一般廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託しようとする占有者等及び事業者は、当該一般廃棄物が不適正に処理されることのないよう、その処理の状況等の把握に努めなければならない。

(処理計画作成の指示)

第18条の2 市長は、必要と認めるときは、多量の廃棄物を排出する事業者に対し、その廃棄物の減量及び処理に関する計画書を作成し、提出するよう指示することができる。

(市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格)

第18条の3 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項第1号から第3号までに掲げる資格又は経験を有する者であること。
- (2) 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者であること。

(市が処分する産業廃棄物)

第19条 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処分ことができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障がないと認めるものとする。

2 前項の産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

(産業廃棄物の受入基準等)

第20条 前条の産業廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入する者は、別に規則で定める受入基準に従

わなければならない。

2 前項の処理施設の管理者は、当該施設に前条の産業廃棄物を搬入する者が前項の受入基準に従わない場合には、当該産業廃棄物の受入れを拒否することができる。

(産業廃棄物処理に関する市長の指導監督)

第21条 市長は、市内において生ずる産業廃棄物の実態を把握し、その適正な処理が行われるよう事業者に対し必要な指導監督を行うものとする。

(改善命令等)

第22条 市長は、第9条、第14条第1項又は第17条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わなかったときは、その旨を公表することができるとともに、一般廃棄物の収集、運搬又は処分することを期限を定めて停止させることができる。

3 前項に規定する期限は、命令を受けた者への指導等の強化のため、当該廃棄物の種類及び量等によってその都度定めるものとする。

(地域の清潔の保持)

第23条 占有者等は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して、地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第24条 何人も、道路、公園、河川その他の公共の場所に紙くず、空缶、吸殻その他の廃棄物を捨てること等により、当該公共の場所を汚してはならない。

2 前項の公共の場所の管理者は、これらの場所の清潔の保持及び適正な管理に努めなければならない。

3 土木、建築等の工事を行う者は、都市の美観を損なわないように、工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

(空地の管理)

第25条 空地を所有し、又は管理する者は、空地の環境保全に関する条例(昭和51年条例第3号)に規定する空地及びその他の空地にみだりに廃棄物が捨てられないように、適正な管理をしなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第26条 市は、第13条の規定により一般廃棄物を処理するときは、別表1に掲げる手数料を徴収する。

2 前項に規定する手数料の徴収等に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その申請により前条の手数を減免することができる。

(1) 天災に直接起因して廃棄物となった一般廃棄物を処分しようとするとき。

(2) 火災により廃棄物となった一般廃棄物を処分しようとするとき。

(3) その他市長が特別な理由があると認めるとき。

(産業廃棄物処分手数料)

第28条 市は、第19条の規定により産業廃棄物を処分するときは、別表2に掲げる手数料を徴収する。

2 前項に規定する手数料の徴収等に関し必要な事項は、規則で定める。

第29条 削除

(一般廃棄物処理業許可申請等の手数料)

第30条 別表3に掲げる許可等の申請をする者は、当該申請の際に、同表に定める手数料を納入しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。

(過料)

第30条の2 第14条の2第2項の規定による命令に従わない者には、5万円の過料を科する。

2 詐欺その他不正な行為により、この条例に定める手数料又は費用の徴収を免れたものには、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(報告の徴収)

第31条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他の関係者に対し、廃棄物の処理に関して必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第32条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、廃棄物の処理に関し必要な検査を行わせることができる。

(清掃指導員)

第33条 市長は、法第19条第1項及び前条の規定による立入検査並びにこの条例に定める事項の指導を行わせるため、市の職員のうちから、清掃指導員を任命する。

2 清掃指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)

2 恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第35号)は、廃止する。

(経過規定)

3 この条例施行の際、現に改正前の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、改正後の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則(平成7年2月2日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 し尿処理手数料の金額については、別表1の規定にかかわらず平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間は、10リットルにつき50円とする。

3 この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に収集したし尿処理手数料及び処理したごみ処分手数料から適用し、同日前に収集したし尿処理手数料及び処理したごみ処分手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年12月30日条例第26号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年12月30日条例第30号)

この条例は、平成11年2月5日から施行する。

附 則(平成11年12月16日条例第26号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月14日条例第4号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年10月18日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に収集したし尿処理手数料及び処理したごみ処分手数料から適用し、同日前に収集したし尿処理手数料及び処理したごみ処分手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成15年12月16日条例第29号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月6日条例第29号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月29日条例第28号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定並びに別表1の改正規定中家庭廃棄物処理手数料の部燃やせるごみ及び燃やせないごみの項及び粗大ごみの項に係る部分は、平成22年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「新条例」という。)第26条及び別表1の規定は、平成22年4月1日以後に収集、運搬又は処分する家庭廃棄物から適用し、平成22年3月31日以前に収集、運搬又は処分する家庭廃棄物については、なお従前の例による。

3 新条例第28条及び別表2の規定は、平成22年4月1日以後に処分する産業廃棄物から適用し、平成22年3月31日以前に処分する産業廃棄物については、なお従前の例による。

附 則(平成22年12月15日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分する事業系廃棄物及び産業廃棄物の手数料から適用し、同日前に処分する事業系廃棄物及び産業廃棄物の手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成23年12月15日条例第29号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定中家庭廃棄物処理手数料の部分は、平成24年3月1日から施行する。

附 則(平成24年12月18日条例第31号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第18条の2の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月18日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物並びに施行日以後に処理するし尿の手数料から適用し、施行日前に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物並びに施行日前に処理するし尿の手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年12月27日条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物並びに施行日以後に処理するし尿の手数料から適用し、施行日前に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物並びに施行日前に処理するし尿の手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月28日条例第12号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月18日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第14条の次に1条を加える改正規定、第16条、第27条、第29条及び第30条の2の改正規定並びに次項の規定 平成31年4月1日

(2) 別表1(備考2の改正規定を除く。)及び別表2の改正規定並びに附則第3項から第7項までの規定 平成32年4月1日

(一般廃棄物処理手数料の減免に関する経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定による改正前の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第27条の規定により行われていた手数料の減免に関しては、同条の規定は、平成32年3月31日までに処理する家庭廃棄物の手数料に限り、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(一般廃棄物処理手数料に関する経過措置)

3 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「新条例」という。)別表1の規定のうち次の各号に掲げる一般廃棄物の一般廃棄物処理手数料の金額は、同表の規定にかかわらず、平成34年3月31日までの間に限り、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 家庭廃棄物処理手数料の部燃やせるごみの項に規定する燃やせるごみ 当該有料指定ごみ袋の容量1リットルにつき2円

(2) 事業系一般廃棄物処分手数料の部ごみ焼却施設への直接搬入ごみの項に規定するごみ焼却施設への直接搬入ごみ 10キログラムにつき128円

(3) 事業系一般廃棄物処分手数料の部ごみ処理場への直接搬入ごみの項に規定するごみ処理場への直接搬入ごみ 10キログラムにつき231円

(適用区分)

4 新条例別表1家庭廃棄物処理手数料の部の規定は、附則第1項第2号に定める施行の日(以下「施行日」という。)以後に収集又は直接搬入する家庭廃棄物について適用し、施行日以前に収集又は直接搬入する家庭廃棄物については、なお従前の例による。

5 新条例別表1(家庭廃棄物処理手数料の部を除く。)及び別表2の規定は、施行日以後に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物について適用し、施行日以前に処分する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物

については、なお従前の例による。

(準備行為)

6 新条例別表1に規定する有料指定ごみ袋及びごみ処理券の売りさばきは、施行日前においても、これを行うことができる。

7 施行日前に家庭廃棄物の排出に使用された新条例別表1に規定する有料指定ごみ袋及びごみ処理券は、附則第1項第2号に掲げる規定による改正前の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表1の規定する有料指定ごみ袋及びごみ処理券とみなす。

附 則(平成31年2月27日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表1(第26条関係)

手数料の種類	取扱区分		金額
家庭廃棄物処理 手数料	生ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	当該有料指定ごみ袋の容量1リットルにつき2円
	燃やせるごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	当該有料指定ごみ袋の容量1リットルにつき3円
	燃やせないごみ及び危険ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	当該有料指定ごみ袋の容量1リットルにつき4円
	可燃性粗大ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋により排出することができない家庭廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するもので規則で定めるごみ処理券を貼り付けて排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	10キログラムにつき128円を基準として、900円以内で品目別に規則で定める額
	不燃性粗大ごみ	規則で定める有料指定ごみ袋に	10キログラムにつき231

	み	より排出することができない家庭廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するもので規則で定めるごみ処理券を貼り付けて排出されたものを収集及び運搬し、処分するとき。	円を基準として、900円以内で品目別に規則で定める額
	ごみ焼却施設への直接搬入ごみ	家庭廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき128円
	ごみ処理場への直接搬入ごみ	家庭廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき231円
事業系一般廃棄物処分手数料	ごみ焼却施設への直接搬入ごみ	事業系一般廃棄物のうち、ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき217円
	ごみ処理場への直接搬入ごみ	事業系一般廃棄物のうち、ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき343円
	生ごみ処理場への直接搬入ごみ	事業系一般廃棄物のうち、生ごみ処理場で処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき93円
	リサイクルセンターへの直接搬入ごみ	事業系一般廃棄物のうち、リサイクルセンターで処理するごみを直接搬入したものを処分するとき。	10キログラムにつき114円
し尿処理手数料			10リットルにつき50円

備考

- 1 処理した量が10キログラム未満のときは、10キログラムとみなして計算する。
- 2 仮設トイレに係るし尿処理手数料については、収集場所1回につき880円を加算する。

別表2(第28条関係)

手数料の種類	取扱区分	金額
産業廃棄物処分 手数料	第19条に規定する産業廃棄物のうち、 ごみ焼却施設で処理するごみを直接搬 入したものを処分するとき。	10キログラムにつき400円
	第19条に規定する産業廃棄物のうち、 ごみ処理場で処理するごみを直接搬入 したものを処分するとき。	10キログラムにつき509円

備考 処理した量が10キログラム未満のときは、10キログラムとみなして計算する。

別表3(第30条関係)

許可等の区分	手数料	
	種別	金額
一般廃棄物収集運搬業若しく は一般廃棄物処分業又は浄化 槽清掃業に係る許可証の再交 付	許可証再交付手数料	1件につき2,000円
浄化槽法(昭和58年法律第43 号)第35条第1項の浄化槽清掃 業の許可	浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき20,000円
法第7条第6項の一般廃棄物処 分業の許可又は同条第7項の 当該許可の更新	一般廃棄物処分業許可等申請 手数料	1件につき20,000円
法第7条第1項の一般廃棄物収 集運搬業の許可又は同条第2 項の許可の更新	一般廃棄物収集運搬業許可等 申請手数料	1件につき20,000円

○恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成6年4月8日

規則第8号

改正 平成7年3月30日規則第2号	平成12年3月29日規則第22号
平成15年12月16日規則第32号	平成16年3月12日規則第8号
平成17年3月14日規則第9号	平成17年7月14日規則第22号
平成18年3月24日規則第13号	平成19年3月31日規則第20号
平成21年9月25日規則第27号	平成23年12月15日規則第29号
平成24年6月25日規則第31号	平成25年7月1日規則第22号
平成28年8月9日規則第48号	平成29年3月22日規則第11号
平成31年3月29日規則第10号	令和2年3月12日規則第13号

(一部未施行)

令和3年4月1日規則第22号

恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年規則第17号）の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営)

第2条 条例第6条の規定に基づき設置する恵庭市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

8 本条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(所掌事項)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(部会)

第4条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 第2条の規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(事業系廃棄物の保管場所の設置基準)

第6条 条例第9条第2項に規定する事業系廃棄物等の保管場所の設置基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該建築物内又はその敷地内に設けること。
- (2) 廃棄物等を保管するのに十分な広さがあること。
- (3) 物が飛散し、流出し、及び悪臭が漏れるおそれがないようにすること。
- (4) ねずみの発生及びはえ等の害虫が発生しないようにすること。

(ごみ保管場所の設置)

第7条 条例第14条第3項に規定するごみ保管場所の設置について市長と協議すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ごみ保管場所を設置する位置
- (2) ごみ保管場所の構造及び規模
- (3) その他ごみ保管場所の設置に必要な事項

2 前項の協議を終了したときは、当該協議をした者は、当該ごみ保管場所の管理者を定め、集合住宅のごみ保管場所設置届出書（様式第1号。以下この条において「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 届出書に記載された事項のうち次に掲げる事項のいずれかに変更が生じたときは、速やかに変更後の届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 所有者の住所、氏名又は名称及び電話番号

(2) 建物の名称

(3) ごみ保管場所の構造及び規模

(4) ごみ保管場所を設置する位置

(5) ごみ保管場所の管理者

（収集運搬の禁止命令）

第7条の2 条例第14条の2第2項の規定による命令は、収集運搬禁止命令書（様式第2号）により行うものとする。

（適正処理困難物の指定）

第7条の3 条例第15条第1項の規定により指定する適正処理困難物は、次のとおりとする。

(1) 廃ゴムタイヤ

(2) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器（テレビジョン受信機、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、コンディショナー等）

(3) 廃消火器

(4) 廃自動車

(5) 廃原動機付自転車

(6) 廃船

(7) エンジンが附属するもの

(8) 携帯電話及びスマートフォンの電池パック

(9) 動物の死骸

(10) 太陽光等発電設備

（排出禁止物）

第8条 条例第16条第1項第5号の規定により規則で定める一般廃棄物は、次に掲げるものとする

る。

- (1) 分別がされていないもの
- (2) 火災ごみの撤去に伴って生じた廃木材等
- (3) 最大の辺又は径が200センチメートルを超えるもの
- (4) 体積が2立方メートルを超えるもの
- (5) 重量が80キログラムを超えるもの
- (6) 短辺の幅が150センチメートルを超える廃スプリングマットレス及び廃スプリング入りソファ
- (7) パーソナルコンピュータ
- (8) 庭石、土砂及び石
- (9) レンガ、ブロック、コンクリート塊及びアスファルト
- (10) 事業活動により生じたもの
- (11) その他市長が定めるもの
(排出禁止物の前処理)

第8条の2 条例第16条第1項ただし書に規定する規則で定める処理は、次のとおりとする。

- (1) ガラスの破片等収集作業に危険を伴うものについては、十分に危険防止の梱包を行うこと。
- (2) 塗料、接着剤等については、乾燥等の措置を講ずること。
- (3) スプレー缶（プラスチック製エアゾール容器及びエアゾール式消火器を含む。）、卓上ガスボンベ及びライターについては、中身を使い切り、「危険物」と表示し、マッチ、花火その他火が出るおそれのあるものについては、水に濡らし、「危険物」と表示すること。
- (4) 著しく悪臭を発する物については、脱臭等の措置を講ずること。
- (5) 最大の辺又は径が200センチメートルを超えるもの、体積が2立方メートルを超えるもの又は重量が80キログラムを超えるものについては、分解、切断等の措置を講ずること。
- (6) 小型充電式電池については、端子部分に絶縁の措置を講ずること。

(廃棄物の受入基準)

第9条 条例第20条第1項の規定により規則で定める産業廃棄物の受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 市内において生じた産業廃棄物であること。

- (2) 再利用又は再生利用が困難であると市長が認めた産業廃棄物であること。
- (3) 特別管理産業廃棄物でないこと。
- (4) 毒性、感染性、爆発性、引火性等の危険性がないこと。
- (5) フロン、水銀、鉛、ひ素等の有害物質が含まれていないこと。
- (6) 著しく悪臭を発する物でないこと。
- (7) 液状ではないこと。
- (8) 可燃物は、1個当たりの大きさが最長辺40センチメートル未満であること（ロープ又は紐状のものにあつては、長さが200センチメートル未満であること。）。
- (9) 可燃物を袋に入れて廃棄する場合は、中身の見える袋で1袋当たりの内容量が60リットル以下のものとする。
- (10) 不燃物は、最長辺が200センチメートル以下であること。
- (11) 市長の指定する処理施設に産業廃棄物を搬入する者と市長の間で廃棄物の処理に関する委託契約が締結されていること。

2 事業系一般廃棄物の受入基準は、前項に規定する条件を満たし、かつ、次の条件を満たすものとする。

- (1) 生ごみは、最長辺が15センチメートル以下であり、かつ、60リットル以下の中身が見える袋に入っていること。これにより難い場合は飛散、流出するおそれがないような措置が講じられていること。
- (2) 資源物は、著しく汚れておらず、かつ、袋に入れる場合は、中身の見える袋で1袋当たりの内容量が60リットル以下のものであること。

(家庭廃棄物処理手数料の取扱区分)

第10条 条例別表1の規則で定める有料指定ごみ袋（以下「指定袋」という。）は、様式第3号のとおりとする。

2 条例別表1の規則で定めるごみ処理券は、恵庭市ごみ処理券（様式第4号）とする。

3 条例別表1の品目別に規則で定める額は、別表のとおりとする。

(家庭廃棄物処理手数料の徴収)

第10条の2 条例第26条第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 市が収集、運搬又は処分する家庭廃棄物処理手数料は、指定袋及びごみ処理券（以下「指定袋等」という。）の交付に際し、それらの交付数に応じて徴収する。

- (2) 市長の指定する場所に搬入された家庭廃棄物（指定袋等で排出されたものを除く。）の処理手数料は、当該指定する場所において重量を確認し、処分の都度、納入通知書により徴収する。
- (3) 前2号の規定により徴収した手数料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（家庭廃棄物処理手数料の収納の委託）

第10条の3 市長は、家庭廃棄物処理手数料の徴収のため必要があると認めるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第158条第1項の規定により市長が適当と認める者に家庭廃棄物処理手数料の収納事務等を委託することができる。

- 2 前項の規定により家庭廃棄物処理手数料の収納事務等の委託を受けた者は、収納した家庭廃棄物処理手数料を委託契約で定める期日までに、指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。

（し尿処理手数料の徴収方法）

第11条 条例別表1のし尿処理手数料（仮設トイレに係るものを除く。）はし尿処理券（様式第5号）により、仮設トイレに係るし尿処理手数料は納入通知書により、それぞれくみ取りの都度徴収する。

- 2 前項の規定にかかわらず、継続して排出されるし尿（一時に排出されるもので市長が認めたものを含む。）の処理手数料は、1月ごとに徴収する。
- 3 前項のし尿処理手数料の納期限は、くみ取りを行った日が属する月の翌月の25日とする。

（し尿処理手数料の収納の委託）

第11条の2 市長は、し尿処理手数料の徴収のため必要があると認めるときは、施行令第158条第1項の規定により指定金融機関又は収納代理機関その他市長が適当と認めるものにし尿処理手数料の収納を委託することができる。

- 2 前項の規定によりし尿処理手数料の収納を委託する場合には、し尿処理券の売りさばきに関し、し尿処理券取扱委託契約を締結するものとする。

（し尿処理券の売りさばき）

第12条 市長は、前条の規定によりし尿処理券を売りさばく者（以下「売りさばき人」という。）にし尿処理券を交付しようとするときは、し尿処理券配布簿（様式第6号）に交付するし尿処理券の番号及び交付枚数を記載しなければならない。

- 2 売りさばき人は、市長より交付を受けたし尿処理券を現金と引換えに売りさばくものとし、販売実績ごとに市長にし尿処理手数料を払い込まなければならない。
- 3 し尿処理券の販売において、領収書は交付しないものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、交付することができるものとする。
- 4 売りさばき人は、3月ごとに販売したし尿処理券の枚数を集計し、市長にし尿処理券売りさばき実績報告書（様式第7号）を提出しなければならない。
- 5 市長は、前項に規定するし尿処理券売りさばき実績報告書の提出を受けた場合は、売りさばき金額の5パーセントに消費税相当額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を、売りさばき手数料として売りさばき人に支払うものとする。

（し尿処理券の返還）

第13条 し尿処理券は、これを返還して現金の交付を受けることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) くみ取り式の便槽を使用しなくなったとき。
- (2) 第11条第2項に規定する方法によりし尿処理手数料を納入することとなったとき。
- (3) その他市長がやむを得ないと認めるとき。

2 し尿処理券の返還について必要な事項は、市長が別に定める。

（し尿処理券の半券交付）

第14条 し尿処理券を徴したときは、その都度半券を交付しなければならない。

（無効のし尿処理券）

第15条 し尿処理券は、次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 会計管理者印のないもの
- (2) 著しく汚損又は損傷しているもの
- (3) 引渡前に左上記にちぎれているもの
- (4) 無効の表示があるもの
- (5) その他正当な使用と認められないもの

（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処分手数料の徴収）

第15条の2 事業系一般廃棄物処分手数料は、条例別表1事業系一般廃棄物処分手数料の部に掲げるごみを処理する施設の区分に応じ、それぞれ当該施設において重量を確認し、処分の都度、納入通知書により徴収する。

2 産業廃棄物処分手数料は、条例別表 2 に掲げるごみを処理する施設の区分に応じ、それぞれ当該施設において重量を確認し、処分の都度、納入通知書により徴収する。

3 前 2 項の規定により徴収した手数料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処分手数料の収納の委託)

第 15 条の 3 第 10 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処分手数料の収納の委託について準用する。

(手数料の減免)

第 16 条 条例第 27 条の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第 27 条第 1 号及び第 2 号の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、罹災物を証する書類が交付された日から 60 日以内に、当該書類の写しを前項の手数料減免申請書に添付し、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項の手数料減免申請書を受理したときは、内容を調査し、相当と認めるときは、手数料減免承認書(様式第 9 号)を当該申請をした者に交付するものとする。

4 前項の手数料減免承認書の交付を受けた者は、当該一般廃棄物を自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託し、市長が指定する場所に搬入しなければならない。

(許可の申請)

第 17 条 法第 7 条第 1 項又は第 6 項の規定による一般廃棄物の収集及び運搬又は処分に関する業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

2 法第 7 条第 2 項又は第 7 項の規定による一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可更新申請書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

3 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第 12 号)を市長に提出しなければならない。

(許可証の交付)

第 18 条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、相当と認めるときは、一般廃棄物処理業許可証(様式第 13 号)又は浄化槽清掃業許可証(様式第 14 号)(以下これらを「許可証」という。)を交付する。

2 前条に規定するそれぞれの業の許可期間は、2年とする。

3 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可の基準)

第19条 許可の基準は、法第7条又は浄化槽法第36条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 市長が定める一般廃棄物処理計画に適合していること。

(2) 市内に住所又は事業所を有していること。

(3) 当該許可を受けようとする者が自ら当該事業を実施するものであること。

(4) 当該事業を遂行するために必要な施設、車両、人員又は経営基盤及び事業能力を有する者であること。

(5) 当該事業の実施に関し、相当な経験及び知識を有する者であること。

(6) 許可番号の表示に関する事項等に係る市長の求めに応じることができる者であること。

2 前項第4号に規定する者が市内にいないときは、前項各号(第2号を除く。)のいずれにも該当するものに限り、市外に住所又は事業所を有している者に許可をすることができるものとする。

(変更等の申請又は届出)

第20条 第18条第1項の規定による一般廃棄物処理業の許可を受けた者(以下「処理業者」という。)は、法第7条の2第1項の規定による事業の範囲を変更しようとするときは、一般廃棄物処理業変更許可申請書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 処理業者は、その一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、当該廃止又は変更の日から10日以内に事業廃止届(様式第16号)又は一般廃棄物処理業変更届(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

3 処理業者は、法第7条第5項第4号イからへまで又はチからヌまで(同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、当該事項に該当するに至った日から14日以内に一般廃棄物処理業欠格要件に係る届出(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

4 第18条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、第17条第3項の申請書及び添付書類の記載事項に変更があつたときは、変更の日か

ら30日以内に、浄化槽清掃業変更届（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

- 5 浄化槽清掃業者は、浄化槽法第38条各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号のいずれかに該当することとなった日から30日以内に、事業廃止届を市長に提出しなければならない。

（変更許可証の交付）

第21条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受領したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、一般廃棄物処理業変更許可証（様式第20号）を交付する。

（許可の取消し）

第22条 市長は、第18条又は第20条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法、浄化槽法、条例又は規則の規定に違反する行為をしたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 第19条に規定する基準に適合しないと認められるとき。
- (4) その他事業に関連する他の法令等に違反する行為と認められるとき。

（許可証再交付の申請）

第23条 第18条第1項及び第21条の規定による許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）は、許可証を亡失し、毀損し、又は汚損したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定により再交付を受けようとする者は、許可証再交付の申請書（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

（許可証の返還）

第24条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 第18条第2項及び第21条の規定による許可証の許可期間が満了したとき。
- (2) 第20条第2項及び第5項の規定による事業を廃止したとき。
- (3) 第20条第3項の規定による一般廃棄物処理業欠格要件に係る届出を提出したとき。
- (4) 第22条の規定による許可の取消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき。

(実績報告書の提出)

第25条 処理業者は、廃棄物の収集及び運搬又は処分に関する実績を翌年度の5月末日までに一般廃棄物収集運搬業実績報告書(様式第22号)又は一般廃棄物処分業実績報告書(様式第23号)により市長に報告しなければならない。

2 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃に関する実績を翌年度の5月末日までに浄化槽清掃業実績報告書(様式第24号)により市長に報告しなければならない。

(清掃指導員証)

第26条 条例第33条第2項に規定する清掃指導員の身分を示す証明書は清掃指導員証(様式第25号)とする。

(委任)

第27条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成7年3月30日規則第2号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日規則第22号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月16日規則第32号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月12日規則第8号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月14日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年7月14日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月24日規則第13号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則施行の際、現に第8条の改正規定による改正前の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定により発行されたし尿処理券については、第8条の改正規定による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

附 則（平成19年3月31日規則第20号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 6 この規則第14条の規定による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則別図の規定にかかわらず、北海道恵庭市助役印の押印された恵庭市し尿処理券については、当分の間、その効力を有するものとする。

附 則（平成21年9月25日規則第27号）

- 1 この規則は、平成22年3月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定は、平成22年4月1日以後に収集、運搬又は処分する廃棄物の処理手数料から適用し、平成22年3月31日以前に収集、運搬又は処分する廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月15日規則第29号）

この規則は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成24年6月25日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月1日規則第22号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成28年8月9日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月22日規則第11号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第10号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成32年4月1日

(準備行為)

2 この規則による改正後の恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則様式第3号及び様式第4号の規定による有料指定ごみ袋及びごみ処理券の使用に必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

附 則 (令和2年3月12日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第10条関係)

種 目	品 目	手数料の額
電気 ガス	オルガン・電子ピアノ	900円
石油 厨房	カラオケ演奏装置	400円
器具	ステレオセット (スピーカー、アンプ等)	400円
	電動コンプレッサー	400円
	電動マッサージチェア	400円
	ドラムセット	400円
	プロジェクションテレビ	400円
	アンテナ (テレビ、CS、BS、無線等)	200円
	温水洗浄便座	200円
	加湿器・除湿機・空気清浄機	200円
	ガスコンロ	200円
	楽器 (オルガン・ピアノ、ドラムセットを除く)	200円
	クッキングヒーター	200円
	小型家電製品 (扇風機、掃除機、電子レンジ、家庭用プリンター、ミニコンポ等)	200円
	こたつ (布団を除く1セット)	200円
	照明器具	200円
	食器洗浄機・乾燥機	200円

	ストーブ	200円
	オイルヒーター	200円
	パネルヒーター	200円
	電気カーペット・電気毛布	200円
	ポリタンク	200円
住宅設備	490型ホームタンク	900円
	アコーディオンカーテン	400円
	電気温水器	400円
	洗面化粧台	400円
	便器	400円
	流し台	400円
	ボイラー	400円
	浴槽	400円
	490型未満ホームタンク	400円
	煙突	200円
	ストーブガード	200円
	畳	200円
	風呂のふた	200円
	ブラインド	200円
	レンジフード（換気扇を含む）	200円
家具 寝具	折りたたみベッド	400円
	ソファ	400円
	ソファベッド	400円
	ダイニングテーブルセット	400円
	二段ベッド（1セット）	400円
	ベッドフレーム	400円
	ベッドマットレス（折りたたみ以外）	400円
	衣装ケース（5個まで重ねて1セット）	200円

	椅子	200円
	学習机	200円
	額縁	200円
	鏡台（ドレッサー）	200円
	絨毯（カーペット）	200円
	カラーボックス	200円
	ござ	200円
	座椅子	200円
	布団、座布団又は毛布（3枚まで1セット）	200円
	収納家具（テレビ台、サイドボード、ワゴン等）	200円
	収納箱	200円
	食器棚	200円
	ジョイントマット（厚さ5cmまで重ねて1セット）	200円
	姿見・鏡	200円
	スチールデスク	200円
	タンス	200円
	ついたて	200円
	テーブル	200円
	花台	200円
	ビーズクッション	200円
	ベッドマットレス（折りたたみ）	200円
	リクライニングチェア	200円
スポーツ	バスケットゴール	900円
アウトドア 園芸 健康 器具	園芸・農業用機器（電動式）（刈払い機、芝刈り機等）	400円
	健康器具（電動式）	400円
	ゴルフクラブ（1セット）	400円
	自転車	400円

	卓球台	400円
	一輪車	200円
	植木鉢（プラスチック製）（5個まで重ねて1セット）	200円
	植木鉢（プラスチック製以外）	200円
	園芸・農業用機器（電動式以外）（スコップ、レーキ等）	200円
	脚立・はしご・踏み台	200円
	クーラーボックス	200円
	健康器具（電動式以外）	200円
	コンポスト容器	200円
	サーフボード	200円
	水槽	200円
	スキー（板、ストック及び金具1セット）	200円
	スノーボード（板及び金具1セット）	200円
	清掃用具（ブラシ、ほうき、モップ等）	200円
	テント	200円
	トレリス	200円
	バーベキューコンロ	200円
	パラソル	200円
車用品	スキーキャリア（1セット）	200円
	バンパー	200円
	ホイール	200円
	マフラー	200円
	ルーフボックス	200円
子ども用品	三輪車	200円
	そり（5個まで重ねて1セット）	200円
	チャイルドシート	200円

	ベビーカー	200円
	ベビーゲート	200円
	ベビーベッド	200円
	ベビーバス	200円
	歩行器	200円
	遊具（ジャングルジム、すべり台等）	200円
その他	大型複合機	900円
	業務用の冷蔵庫、冷凍庫及びエアコンディショナー	900円
	耐火金庫	900円
	臼	400円
	神棚	400円
	金庫（耐火金庫を除く）	400円
	スロット台	400円
	除雪道具（電動式）	400円
	ドラム缶	400円
	仏壇	400円
	ロッカー	400円
	アイロン台	200円
	運搬具（ショッピングカート、台車等）	200円
	置物類（人形、ぬいぐるみ、剥製等）	200円
	クリスマスツリー	200円
	車椅子	200円
	米びつ	200円
	除雪道具（電動式以外）	200円
	スーツケース	200円
	漬物樽（プラスチック製）（5個まで重ねて1セット）	200円

バケツ（プラスチック製）（5個まで重ねて1セット）	200円
ひな壇	200円
物干し竿（2本1セット）	200円
物干し支柱（2本1セット）	200円
物干し用品	200円
ペット小屋・ケージ	200円
木の枝及び幹（直径30センチメートル程度、長さ150センチメートル程度に束ねられたもの）	100円
剪定枝（直径40センチメートル以内、長さ40センチメートル以内に束ねられた1本の直径が10センチメートル未満のもの）（10束まで）	100円
板状束（縦200センチメートル、横100センチメートル、厚さ5センチメートル程度に束ねられたもの）（木製以外）	400円
棒状束（直径30センチメートル程度、長さ150センチメートル程度に束ねられたもの）（木製以外）	400円
その他板類（木製以外）	200円
その他棒類（木製以外）	200円
棒状束（直径30センチメートル程度、長さ150センチメートル程度に束ねられたもの）（園芸用支柱）	200円
その他板類・板状束（縦200センチメートル、横100センチメートル、厚さ5センチメートル程度に束ねられたもの）（木製）	100円
その他棒類・棒状束（直径30センチメートル程度、長さ150センチメートル程度に束ねられたもの）（木製）	100円

	各品目に類似せず、最大の辺又は径が150センチメートルを超えるもの	400円
	各品目に類似せず、最大の辺又は径が150センチメートル以内のもの	200円

備考

この表に規定する手数料の額は、1セット等の単位の記載がないものについてはそれぞれの品目1個当たりの金額とする。

○恵庭市廃棄物処理施設設置条例

昭和54年3月15日

条例第5号

改正 昭和59年3月27日条例第10号 昭和64年1月6日条例第1号
平成元年1月8日条例第1号 平成11年12月16日条例第28号
平成24年3月1日条例第1号 平成24年6月13日条例第20号
令和元年6月20日条例第15号 令和2年2月26日条例第9号

(設置)

第1条 本市に廃棄物の衛生的な処理を図るため廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
恵庭市焼却施設	恵庭市中島松461番地1
恵庭市生ごみ・し尿処理場	恵庭市中島松460番地1
恵庭市ごみ処理場	恵庭市盤尻255番地4
破砕施設	恵庭市盤尻255番地4
恵庭市リサイクルセンター	恵庭市島松沢131番地8

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 恵庭市し尿処理場設置条例（昭和42年条例第11号）は、廃止する。

附 則（昭和59年3月27日条例第10号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和64年1月6日条例第1号）

改正 平成元年1月8日条例第1号

この条例は、平成元年2月1日から施行する。

附 則（平成元年1月8日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月16日条例第28号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月13日条例第20号）

この条例は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（令和元年6月20日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月26日条例第9号）

この条例は、令和2年3月16日から施行する。

○きれいなまちづくり条例

平成15年3月31日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶やたばこの吸い殻などの散乱を防止することによって、地域の環境美化を促進し、市民の生活環境の向上に役立てることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使用することばの意味を、次のように定めます。

- (1) 空き缶等 飲み物や食べ物を収納していた缶、瓶その他の容器類のことをいいます。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、紙くず、発泡スチロール、プラスチック製品、ナイロン、ビニール類、ガムのかみかす、犬のふんその他これらに類するものをいいます。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいいます。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うすべてのものをいいます。
- (5) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理するものをいいます。

(市の取り組み)

第3条 市は、この条例の目的達成のために実施プランを定め、これを実施します。

- 2 市は、前項のプランを実施するに当たり、市民等、事業者及び土地所有者等に対して、必要な協力を求めます。
- 3 市は、ごみの散乱防止の意識啓発に取り組みます。
- 4 市は、5月30日をごみゼロの日に定め、市民等、事業者、土地所有者等の協力のもとに、全市的なキャンペーン及び清掃運動を実施します。
- 5 市は、空き缶、空き瓶等容器の再資源化を促進します。
- 6 市は、ごみの散乱防止のため、ボランティアグループなど自主的活動を行う団体等の育成に取り組みます。

(市民等の取り組み)

第4条 市民等は、屋外で自ら出した空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器に適切に収納しましょう。

- 2 市民等は、屋外で喫煙するときは、携帯用吸い殻入れを持参し、吸い殻を持ち帰りましょう。

- 3 市民等は、犬を散歩させるときは、犬のふんを入れるための袋等を持参し、ふんを持ち帰りましょう。
- 4 市民等は、自動車等からごみを捨てずに、そのごみを持ち帰りましょう。
- 5 市民等は、身近な地域における清掃活動に参加するように努めるとともに、市が実施するごみの散乱防止のための取り組みに協力しましょう。
- 6 市民等は、ごみのポイ捨て防止のため、花などを植え、自然豊かな美しいまちをつくりましょう。

(事業者の取り組み)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の実践に努めましょう。

- 2 事業者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止するため、それらの回収、処分及び再資源化に努めましょう。
- 3 事業者は、従業員に対し環境美化意識の啓発を図るとともに、市が実施するごみの散乱防止のための取り組みに協力しましょう。
- 4 事業者は、ごみのポイ捨て防止のため、花などを植え、自然豊かな美しいまちをつくりましょう。

(土地所有者等の取り組み)

第6条 土地所有者等は、その土地にごみを散乱させないように、看板や柵の設置など必要な対策を実行するよう努めましょう。

- 2 土地所有者等は、その土地にごみが散乱しているときは、適切な方法によって処理しましょう。
- 3 土地所有者等は、市が実施するごみの散乱防止のための取り組みに協力しましょう。

(委任)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

○恵庭市廃棄物の受入等に関する要綱

令和元年9月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の処理施設における廃棄物の適正な処理に資するため、事業系廃棄物の受入等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年条例第4号。以下「条例」という。）及び恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成6年規則第8号）において使用する用語の例による。

(廃棄物の受入方針)

第3条 本市の処理施設において受入する事業系廃棄物を排出する者（以下「排出事業者」という。）には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び条例に従い、廃棄物の分別を徹底し、発生の抑制を図り、並びに資源化及び再生利用に努めるよう求めるものとする。

(廃棄物の受入手続)

第4条 事業系廃棄物の受入は、産業廃棄物及び事業系一般廃棄物処理委託契約書（様式第1号。以下「産廃等委託契約書」という。）により市長と委託契約を締結した排出事業者が排出したものに限り行うものとする。

2 市長は、前項の委託契約を締結したときは、当該産廃等委託契約書1通を当該排出事業者に交付するものとする。

3 契約期間は、契約の日からその日が属する年度の3月31日までとする。ただし、市長が廃棄物の適正な処理のために必要と認めたときは、この限りでない。

4 排出事業者は、次に掲げる産廃等委託契約書の記載事項に変更があったときは、産廃等委託契約書に関する変更届（様式第2号。以下「変更届」という。）を市長に提出するものとする。この場合において、市長が変更届を受理したときは、当該委託契約に係る変更契約が締結されたものとみなす。

(1) 搬入車両の情報

(2) 排出事業場の情報

- (3) 収集運搬の委託先の情報
- (4) 契約期間
- (5) 排出事業者名又は住所
- (6) 連絡先
- (7) 廃棄物の種類
- (8) 年間予定数量の大幅な変動

(契約の解除)

第5条 市長は、排出事業者が正当な事由なく変更届を提出しなかったときその他契約の内容に違反したときは、書面による催告の上、当該契約を解除することができる。

- 2 排出事業者の責めに帰すべき事由により委託契約が解除となった場合における未処理の廃棄物は、排出事業者の責任において処理するものとし、市長は処理しないものとする。

(手数料の支払方法)

第6条 廃棄物の処分に係る手数料は、搬入の都度、現金により支払うものとする。ただし、廃棄物を継続して搬入する排出事業者のうち一括納付を希望する排出事業者が支払う処分に係る手数料は、口座振替の方法により支払うものとする。

- 2 前項ただし書の規定による口座振替は、本市の指定金融機関又は収納代理金融機関に口座振替依頼書が提出された排出事業者名義の口座でなければすることができない。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、口座振替ができないやむを得ない事情があると認めるときは、口座振替に代えて納入通知書により支払わせることができる。
- 4 一括納付による処分に係る手数料は、月末締めとし、納期限を翌月の25日とする。

(契約期間の延長)

第7条 一括納付の承諾を受けた排出事業者は、産廃等委託契約書の内容に変更がないとき、及び市長又は排出事業者のいずれかからの解約の申入れがないときは、第4条第3項の規定にかかわらず、当該産廃等委託契約書の内容をもって1年間のみ更新するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(準備行為)

- 2 事業系廃棄物の受入に係る契約その他事業系廃棄物の受入の手続を行うに当たり必要な行為は、この要綱の実施の前においてもすることができる。

附 則

この要綱は、令和2年7月6日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

○恵庭市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可に関する基準

昭和62年 9月 1日実施 市長決裁

(平成 4年 7月 4日 一部改正)

(平成 6年 3月30日 一部改正)

(平成10年 3月30日 一部改正)

(平成28年 8月 9日 一部改正)

(平成31年 4月 1日 一部改正)

(令和 3年 4月 1日 一部改正)

(目的)

第1条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成6年規則第8号。以下「規則」という。)第17条及び第19条の規定に基づく一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可に関し必要な基準を定め、廃棄物の計画的な処理を図るとともに、生活環境の保全及び清掃事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(許可の判断基準)

第2条 規則第19条に規定する許可の基準の他、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者については、次の要件を満たしているかを確認するものとする。

- (1) 施設その他使用車両等を含め、廃棄物の飛散、流出及び悪臭の漏れのないようにする措置が講じられているか。
- (2) 施設その他使用車両等は、自ら所有しているか、又は申請時に取得計画が確実であると認められるか。
- (3) 施設の管理並びに使用車両の保管及び清掃等は、周辺の環境保全を保つことができる計画になっているか。
- (4) 収集運搬車両には、許可番号を表示するなど、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを示すことができるか。
- (5) 労働安全マニュアルを策定しており、事故の未然防止策が講じられているか。

2 規則第19条に規定する許可の基準の他、一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者については、次の要

件を満たしているかを確認するものとする。

- (1) 処分を行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、法第8条に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けているか。
- (2) 前号の設置の許可を受けている場所が市内ではない場合、恵庭市へ処理施設を設置する旨の届出(設置場所変更申出書)が北海道知事に受理されているか。
- (3) 廃棄物の飛散、流出、地下への浸透及び悪臭が発散しないように必要な措置が講じられているか。
- (4) 一般廃棄物処理施設の入口に、許可番号を表示するなど、一般廃棄物処分業の許可を受けた者であることを示すことができるか。
- (5) 労働安全マニュアルを策定しており、事故の未然防止策が講じられているか。

3 規則第19条に規定する許可の基準の他、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者については、次の要件を満たしているかを確認するものとする。

- (1) スカム及び汚泥厚測定器並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有しているか。
- (2) 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有しているか。
- (3) パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有しているか。
- (4) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有しているか。
- (5) 労働安全マニュアルを策定しており、事故の未然防止策が講じられているか。

(申請時に必要な書類)

第3条 規則第17条による申請書の提出があったときは、当該申請書のほか、次に掲げる書類を確認するものとする。

- (1) 法人においては、定款の写し、登記事項証明書及び役員名簿
- (2) 個人においては、住民票の写し
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまで又は浄化槽法第36条第2号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
- (4) 業務従事者名簿(責任者を含む。)
- (5) 業務に従事するために必要な資格を証する書類
- (6) 前年度の収支決算書

(7) 取扱事業者(所)名及び事業概要

(8) 一般廃棄物処理業においては廃棄物の収集運搬又は処分の予定量を記載した書類

(9) 一般廃棄物収集運搬業又は浄化槽清掃業においては、運搬車両の一覧表及び車検証又は売買契約書の写し(取得又は取得計画が明らかになるもの)

(10) 運搬車両の写真(前方及び右又は左方向から撮影したもの)

(11)事業所の所在地及び施設の配置状況を示す図面

(12) 納税証明書

(13) 施設又は運搬に使用する車両等を運転する者の免許証(表・裏)及び資格を証する物の写し

(14) 前条第4号に規定する労働安全マニュアルの写し

2 規則第20条第1項の規定による申請又は同条第4項の規定による届出があったときは、前項各号のうち変更があった書類を確認するものとする。

○恵庭市家庭廃棄物処理手数料収納事務等の取扱いに関する要綱

平成21年10月27日

告示第115号

(趣旨)

第1条 この告示は、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成6年条例第4号。以下「条例」という。)及び恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成6年規則第8号。以下「規則」という。)の規定に基づく家庭廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)の徴収に係る有料指定ごみ袋及びごみ処理券(以下「指定袋等」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示で用いる用語の意義は、次に掲げるもののほか、条例又は規則で用いる用語の例による。

- (1) 収納事務受託者 市長が指定袋等の保管、配送、在庫の管理、収納業務等を委託した卸販売事業者をいう。
- (2) 取扱店 指定袋等を取り扱う店舗をいう。
- (3) 取扱者 取扱店の指定を受けた者をいう。

(指定袋等の包装単位)

第3条 指定袋等の包装の単位は、有料指定ごみ袋については5枚入りで1組、10組で1ピース、50組で1箱とし、ごみ処理券(100円券)については10枚綴りで1冊、100冊で1箱、ごみ処理券(400円券)については5枚綴りで1冊、200冊で1箱とする。

(取扱店の指定を申請できる者の要件)

第4条 取扱店の指定を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 現に小売業を営んでおり、市内に販売員その他の従業者が常駐する店舗を有する者
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の決定、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の決定又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の決定がされていない者
- (3) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者は、取扱店の指定を申請することができる。

(指定の申請)

第5条 取扱店の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店指

定登録申請書(様式第1号)に当該指定を受けようとする店舗の位置図及び法人にあつては登記事項証明書、登記の無い法人又は個人にあつてはその他市長の求める書類を添付して市長に提出するものとする。

(取扱店の指定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに審査を行い、取扱店として指定するかどうか決定し、恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店指定通知書(様式第2号)又は恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店不指定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。この場合において、取扱店として指定する場合は、恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店指定証(様式第4号。以下「指定証」という。)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により取扱店の指定をしたときは、当該取扱店を登録するものとする。

3 市長は、前2項の規定により取扱店の指定及び登録をしたときは、当該取扱店及び収納事務受託者と3者協定を締結するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 取扱者は、登録内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店変更届出書(様式第5号)により市長へ届け出るものとする。この場合において、次に掲げる事項について変更する場合は、法人にあつては登記事項証明書、登記の無い法人又は個人にあつてはその他市長の求める書類を添付するものとする。

(1) 代表者の異動

(2) 店舗の移転

(3) 商号の変更

(4) 営業の譲渡

(取扱店の廃止等)

第8条 取扱者は、廃業等により指定袋等の販売ができなくなったときは、直ちにその旨を恵庭市有料指定ごみ袋等取扱店廃止届出書(様式第6号)により市長へ届け出るものとし、指定証を市長へ返却するものとする。

(取扱者の責務等)

第9条 取扱者は、取扱店において市民等の求めに応じ、指定袋等を販売し、これと引き換えに手数料を徴収するものとする。

2 取扱者は、指定袋等を恵庭市有料指定ごみ袋等発注書(様式第7号。以下「発注書」という。)により収納事務受託者から仕入れ、恵庭市有料指定ごみ袋等販売日計票(燃やせるごみ袋用)(様式第8号)、恵庭市

有料指定ごみ袋等販売日計票（燃やせないごみ袋用）（様式第9号）及び恵庭市有料指定ごみ袋等販売日計票（生ごみ専用袋・粗大ごみ処理券用）（様式第10号。以下これらを総称して「日計表」という。）により、適切に指定袋等の販売の管理を行うものとする。

- 3 取扱者は、収納事務受託者から指定袋等が納品されたときは、発注書に基づいた内容であること及び不良品等の有無について確認し、収納事務受託者が求めたときは、受領印を押印するものとする。
- 4 取扱者は、納品された指定袋等の中から不良品等を発見したときは、恵庭市有料指定ごみ袋等不良品報告及び交換票（様式第11号。以下「不良品届」という。）により、直ちにその指定袋等を添えて収納事務受託者又は市長に報告するものとし、収納事務受託者又は市長は、その指定袋等と同様の規格の適合品である指定袋等と交換するものとする。
- 5 取扱者は、市民から指定袋等の不良品等が持ち込まれたときは、その指定袋等を確認し、適合品である指定袋等と交換するものとする。この場合において、取扱者は、直ちにその持ち込まれた指定袋等を添えて不良品届により収納事務受託者又は市長に報告し、その指定袋等と同様の規格の適合品である指定袋等との交換を受けるものとする。
- 6 取扱者は、日計表により販売の管理を行うほか、指定袋等の在庫の状況について、四半期ごとに恵庭市有料指定ごみ袋等在庫管理報告書（様式第12号）により市長に報告するものとする。
- 7 取扱者は、納品された指定袋等の数量に応じた手数料の額から、その数量に応じた取扱店手数料の額をあらかじめ差し引いた金額を、手数料として収納事務受託者からの請求に基づき納付するものとする。
- 8 前項の取扱店手数料の額は、納品された指定袋等の数量に応じた手数料の額に100分の6を乗じて得た額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額（以下これらを「消費税相当額」という。）を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 9 取扱者は、指定袋等に係る書類について適正に保管し、市長から必要な報告を求められたときは、速やかに応じるものとする。
- 10 取扱者は、指定証を取扱店の店頭に表示するものとする。
- 11 取扱者は、市の廃棄物処理施策を理解し、協力するものとする。
- 12 取扱者は、規則第10条に規定する有料指定ごみ袋及びごみ処理券について、全種類を取り扱うものとする。

（指定の取消）

第10条 市長は、取扱者が第4条に規定する要件を欠いたとき、協定に違反したとき、又は不正な手段によ

り指定袋等の販売を行ったときは、当該協定を解除した上、取扱店の指定を取り消し、登録を抹消することができる。

(取扱店の廃止等による清算)

第10条の2 取扱者は、第8条の規定により取扱店の廃止等を行った場合において、在庫分の指定袋等を返還し、家庭廃棄物処理手数料還付申請書(様式第13号)により市長に手数料の還付を申請することができる。この場合において、指定袋の返還単位は1枚単位とする。

2 市長は、前項の返還及び申請が適正に行われたと認められる場合において、家庭廃棄物処理手数料還付通知書(様式第14号)により取扱者に手数料の還付を行うものとする。

3 前項の規定により、還付を行う手数料は、返還を行う指定袋等の数量に応じた手数料の額から第9条第8項に規定する取扱店手数料の額をあらかじめ差し引いた金額を還付するものとする。

(収納事務受託者及びその事務等)

第11条 市長は、指定袋等の円滑な販売及び手数料の確実な収納を行うため、収納事務受託者を定め、別に委託契約を締結するものとする。

2 収納事務受託者は、規則第10条の2の規定による手数料の徴収のほか、指定袋等の保管、配送、在庫管理等を行うものとする。

3 収納事務受託者は、指定袋等の保管に際し、屋根及び壁を有する土地に定着した建物内において指定袋等の保管量に応じて必要な面積を有し、かつ、火災、荷崩れ及び盗難の防止措置を講じている場所を確保するものとする。

4 収納事務受託者は、指定袋等の管理については、常に適正に管理する体制を整え、取扱者からの発注の受付のため、24時間通年受付可能な通信機器等を設置するものとする。

5 収納事務受託者は、取扱者からの発注書に基づき恵庭市有料指定ごみ袋等配送管理票(様式第15号)を作成し、適正に在庫及び配送の管理を行うとともに、取扱店に指定袋等を配送したときは、取扱店から受領印を徴するものとする。

6 収納事務受託者は、毎月、納品した指定袋等の数量に応じた手数料の額を取扱店手数料等決定通知書兼請求書(様式第16号)により決定し、取扱者に請求するものとする。この場合において、1月の期間は、月の21日から翌月の20日とする。

7 収納事務受託者は、取扱者が指定した口座から手数料の口座振替をしたときは、取扱者に対して口座振替済通知書(様式第17号)を送付するものとする。

8 収納事務受託者は、指定袋等の取扱実績に応じた取扱店手数料相当額及び収納管理事務手数料を、収納管

理事務手数料等請求書（様式第18号）により市長に請求するものとする。

- 9 前項の収納管理事務手数料の額は、取扱店に納品した指定袋等の数量に応じた手数料の額に100分の2を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 10 収納事務受託者は、取扱店ごとに集計した指定袋等の取扱実績について、毎月末日までに手数料収納内訳報告書（様式第19号）により市長に報告するものとする。この場合において、集計する期間は、報告する月の前月の21日から報告する月の20日までの1月とする。
- 11 収納事務受託者は、取扱店に納品した指定袋等の数量に応じた手数料の額のすべてを、納付された手数料として市長に支払うものとする。この場合において、取扱者が第9条第7項の規定による手数料の納付を行わなかったときは、収納事務受託者がその処理に当たるものとする。
- 12 収納事務受託者は、取扱者から収納した手数料を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第164条及び恵庭市会計規則（平成9年規則第11号）第63条に規定する繰替払の方法により市長に納付するものとする。この場合において、収納事務受託者は、繰替払計算内訳書（様式第20号）を市長に提出するものとする。
- 13 収納事務受託者は、収納管理事務等に関する書類について、適正に管理及び保管するとともに、市長の求めに応じ提出するものとする。
- 14 収納事務受託者は、収納事務等に関する実績について、報告様式をもって市長へ提出するものとする。

（手数料等の決定通知）

第12条 市長は、収納事務受託者から報告された指定袋等の取扱実績に応じて、収納管理事務手数料、取扱店手数料及び手数料の額を決定し、収納管理事務手数料等決定通知書（様式第21号）により収納事務受託者に通知するものとする。

（調査）

第13条 市長は、手数料に係る収納事務等の処理状況について、必要な調査を行うことができる。

（補則）

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年3月1日から実施する。

附 則

この告示は、告示の日から実施する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この告示の実施の際現にこの告示による改正前の恵庭市家庭廃棄物処理手数料収納事務等の取扱いに関する要綱第6条の規定により取扱店の指定を受けた者は、この告示による改正後の恵庭市家庭廃棄物処理手数料収納事務等の取扱いに関する要綱第6条の規定により取扱店の指定を受けた者とみなす。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この告示は、令和2年2月4日から実施する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この告示は、令和2年9月8日から実施する。

附 則

この告示は、令和2年6月2日から実施する。

○恵庭市ボランティア清掃ごみ袋交付要綱

平成22年4月16日

告示第40号

(目的)

第1条 この告示は、清潔で快適な地域環境を維持するため清掃を行うボランティアに対し、ポイ捨てごみ用ボランティア袋及び草木類専用ボランティア袋(以下「ボランティア袋」という。)を交付することについて必要な事項を定めることにより、地域の環境美化を促進することを目的とする。

(ボランティア清掃)

第2条 ボランティア袋の交付の対象となる清掃は、個人又は団体が地域の環境美化を目的に道路、公園その他公共の場所(以下「公共の場所」という。)を義務なく無償で行う清掃(以下「ボランティア清掃」という。)とする。

(ボランティア袋の交付)

第3条 市長は、ボランティア清掃を行う個人又は団体の代表者に対しボランティア袋を交付する。

2 ボランティア袋は、次の各号に掲げるボランティア清掃を行うものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める枚数を限度に交付する。

(1) 個人 10枚

(2) 団体 ボランティア清掃に参加する人数に2を乗じて得た枚数

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、前項の限度を超えて当該必要とする枚数を交付することができる。

(交付の申請)

第4条 ボランティア袋の交付を受けようとする者は、ボランティア袋交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、遅滞なくボランティア袋を交付するものとする。

3 第1項に規定する申請の受付は、別表に掲げる市の組織のほか、恵庭市環境美化等推進員において行うものとする。

(ボランティア清掃の方法)

第5条 ボランティア袋の交付を受けた者は、次に掲げる方法により、ボランティア清掃を行うものと

する。

- (1) ボランティア袋の交付を受けた者がボランティア清掃を行おうとするときは、事前に公共の場所を管理する者の了承を得てから清掃を行うものとし、ボランティア袋の使用方法、堆積場所等について当該公共の場所を管理する者と協議するものとする。
- (2) ボランティア清掃のうち、ごみ拾いを行う場合にあってはポイ捨てごみ用ボランティア袋を使用し、除草等を行う場合にあっては草木類専用ボランティア袋を使用するものとする。
- (3) ボランティア袋に収められたごみは、市の処理施設へ搬入又は市へ回収を依頼し処理するものとする。
- (4) ボランティア袋に収められたごみの回収を市に依頼するときは、団体によるときはボランティア清掃を行う日の3日前までに、個人によるときはボランティア清掃が完了する日に電話等により行うものとする。

2 ボランティア袋の交付を受けた者は、当該交付を受けたボランティア袋が不要になったときは、ボランティア袋を市長に返還するものとする。

(受付簿の整備)

第6条 市長は、ボランティア袋交付簿(様式第2号)を整備し、ボランティア袋の交付について管理するものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、ボランティア袋に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から実施し、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年7月23日から実施し、この要綱による改正後の恵庭市感染症予防対策本部設置要綱、恵庭市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱、恵庭市環境美化等推進員登録制度実施要綱及び恵庭市ボランティア清掃ごみ袋交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

○恵庭市資源回収奨励金交付要綱

平成6年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年条例第4号）第7条の規定に基づき、再生資源の回収を自主的に行う団体に奨励金を交付することにより再生資源回収の促進及びリサイクル意識の高揚を図り、もってごみの減量化及び資源の有効利用の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源 紙類（新聞紙、雑誌、本、ダンボール及び紙パックをいう。以下同じ。）、紙製容器包装類（雑がみを含む。以下同じ。）、瓶類、金属類（エンジンがついていないものに限る。）、布類その他市長が認めるものであって、再利用できるものをいう。
- (2) 資源回収 資源を回収する行為をいう。
- (3) 回収業者 資源回収を業とする者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象とする者は、町内会、学校、PTA、老人クラブその他市長が適当と認めた団体であって、集団で資源回収を行う団体（以下「資源回収団体」という。）とする。ただし、回収業者等の主として営利を目的とする法人を除く。

(資源回収団体の登録)

第4条 奨励金の交付を受けようとする資源回収団体は、恵庭市集団資源回収実施団体登録申請書（様式第1号）により、あらかじめ市に登録するものとする。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、申請を受理すべきものと認めたときは、速やかに登録の決定を行い、恵庭市集団資源回収実施団体登録決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 前項の登録を受けた資源回収団体は、申請した事項に変更又は抹消が生じたときは、恵庭市集団資源回収実施団体（変更・抹消）申請書（様式第3号）により市長に提出するものとする。

(奨励金の交付)

第5条 奨励金は、前条に該当する資源回収団体に対して交付するものとする。

- 2 奨励金の交付は、前条の規定に基づく登録がなされた日から起算する。

(奨励金の交付額)

第6条 奨励金を交付する額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、100円未満の額は切り捨てるものとする。

(1) 資源回収団体が回収した紙類、瓶類、金属類及び布類 回収総重量に1キログラムにつき3円を乗じて得た額

(2) 資源回収団体が回収した紙製容器包装類 回収総重量に1キログラムにつき6円を乗じて得た額
(交付申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする資源回収団体（以下「申請団体」という。）は、恵庭市資源回収奨励金交付申請書（様式第4号）に回収伝票（様式第6号）を添えて市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは当該申請の内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めるときは、恵庭市資源回収奨励金交付決定通知書（様式第7号）により申請団体に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第9条 前条の規定により通知を受けた申請団体は、恵庭市資源回収奨励金請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該年度の11月末日まで及び当該年度の翌年度の5月末までの年2回に分け、それぞれ奨励金を交付するものとする。

3 奨励金の交付は、申請団体が指定する口座への振込みにより行うものとする。

(奨励金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、申請団体が次の各号のいずれかに該当したときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他市長が特に必要と認めたとき。

(奨励金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に奨励金を交付しているときは、申請団体に対し、奨励金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定にかかわらず、この要綱の実施の日から平成6年7月までの間に登録された資源回収団体に係る奨励金の交付は、平成6年4月から起算する。
- 3 第7条の規定に係わらず、平成6年の交付申請手続きは、次のとおりとする。
 - (1) 上半期は、4月から6月までの回収分とする。
 - (2) 回収伝票は、回収業者から受取る伝票の写しとし、当該伝票に重量以外の計算単位が記載されている場合は、別に定める基準によって換算した数値によるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年3月5日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年9月17日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月9日から実施する。

○恵庭市環境美化等推進員登録制度実施要綱

平成 22 年 2 月 17 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域の美化並びにごみの減量及び資源化に理解があり、市と協働で市内の環境美化に取り組むボランティア活動に熱意がある市民を環境美化等推進員として登録することについて必要な事項を定めることにより、相互に協力して市内の生活環境を保全し、及び公衆衛生を向上させることを目的とする。

(環境美化等推進員の登録)

第 2 条 市長は、協働で市内の環境美化に取り組むボランティア活動に理解を持つ市民の中から次に掲げる方法により環境美化等推進員を登録する。

- (1) 町内会その他これに類する団体の代表者からの推薦
- (2) 公募

2 前項第 1 号の推薦は、恵庭市環境美化等推進員推薦書（様式第 1 号）によるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により推薦及び公募された者を環境美化等推進員として登録したときは、恵庭市環境美化等推進員登録完了通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(環境美化等推進員の活動)

第 3 条 環境美化等推進員は、市と協働して次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 環境美化に関する活動
- (2) 廃棄物及び資源物の分別並びに排出マナーの向上に関する活動
- (3) リサイクルの推進及び廃棄物の減量に関する活動
- (4) 不法投棄の通報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が市内の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために依頼する活動

2 市長は、前項の活動を円滑に行えるよう環境美化等推進員にスタッフベストを貸与する。

3 環境美化等推進員は、第 1 項の活動を行うときは、スタッフベストを着用するものとする。

4 環境美化等推進員が活動を行う範囲は、自己の居住する区域とするものとする。

(活動報告)

第 4 条 環境美化等推進員は、活動の状況その他環境衛生の向上に関することについて、定期的に市長に報告するものとする。

2 市長は、環境美化等推進員から報告された事項を精査し、環境衛生の向上に関する施策の推進に役立てなければならない。

(登録の取消し)

第 5 条 市長は、環境美化等推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 環境美化等推進員から登録の取消しの申出があったとき。
- (2) 生活環境の保全又は公衆衛生の向上に反する行為を常習していると認められたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境美化等推進員として登録することが不相当である事由があると市長が認めたとき。

2 前項の取消しを行ったときは、恵庭市環境美化等推進員取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（災害補償）

第7条 市長は、環境美化等推進員がその活動の遂行中に受けた損害又は第三者に与えた損害については、市が加入する賠償責任保険補償保険等の範囲内で補償する。

（活動に関する事務）

第8条 環境美化等推進員の活動に関する事務は、生活環境部において行う。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、環境美化等推進員登録制度の実施に必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年7月23日から実施し、この要綱による改正後の恵庭市感染症予防対策本部設置要綱、恵庭市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱、恵庭市環境美化等推進員登録制度実施要綱及び恵庭市ボランティア清掃ごみ袋公布要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

○恵庭市集合住宅に係るごみ保管場所設置等に関する指導要綱

平成16年3月18日

告示第42号

(趣旨)

第1条 この告示は、集合住宅におけるごみ保管場所の設置に係る協議その他集合住宅におけるごみの排出指導に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ保管場所 恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年条例第4号。以下「条例」という。）第2条第2項第8号に規定するごみ保管場所をいう。
- (2) 集合住宅 条例第14条第3項に規定する住戸数が2戸以上の住宅をいう。
- (3) 恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成6年規則第8号。以下「規則」という。）第7条第2項に規定するごみ保管場所の管理者をいう。

(対象者)

第3条 この告示の対象となる者は、集合住宅を所有する者、集合住宅を建設しようとする者又は集合住宅の管理を請け負う者(以下「所有者等」という。)とする。

(ごみ保管場所を設置する位置)

第5条 規則第7条第1項第1号のごみ保管場所を設置する位置は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 集合住宅の敷地内であること。
- (2) 市街化区域内にあること。
- (3) 市が定めるごみ収集路線又は公道に面していること。
- (4) 収集作業を安全に行うことができ、かつ、収集効率の妨げにならないこと。

(ごみ保管場所の構造及び規模)

第6条 規則第7条第1項第2号のごみ保管場所の構造及び規模は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 収集作業が容易にできる構造であり、かつ、収集作業をするために必要な空間及び安全性が確保されていること。
- (2) ごみの散乱及び鳥獣による被害を防止することができる構造であること。
- (3) 1住戸につき、おおむね100リットルのごみを保管することができる規模であること。
- (4) ごみ保管場所の総保管容量が明確になっていること。
- (5) 「○○アパート入居者専用」等と明記した掲示プレートを設けること。

2 前項第3号において、敷地の状況等によりごみの保管容量を満たさずごみ保管場所を設置することができない場合は、次条に規定する管理者がごみ保管場所を清潔に保持するものとする。

(管理者の責務)

第8条 管理者は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) ごみ保管場所の清潔保持に関すること。
- (2) 入居者に対するごみの排出指導に関すること。
- (3) その他ごみ保管場所の適正管理に必要なこと。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 この要綱実施の際、現にごみ保管場所を設置している者については、市長は、当該ごみ保管場所に生活環境上著しい支障が生じていると認める場合に限り、この要綱に定める指導を行うことができるものとする。

附 則

この告示は、平成29年5月30日から実施する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から実施する。

○恵庭市集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度実施要綱

平成 22 年 2 月 17 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、家庭廃棄物及び資源物を適正に分別し、排出マナーを遵守している集合住宅に係るごみ保管場所（恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 6 年条例第 4 号）第 2 条第 2 項第 8 号に規定するごみ保管場所をいう。以下同じ。）を、優良保管場所として認定することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(優良保管場所)

第 2 条 優良保管場所の認定を受けることができるごみ保管場所は、別表に定める認定基準に適合するものとする。

第 3 条 削除

(認定申請)

第 4 条 優良保管場所の認定を受けようとするごみ保管場所を有する集合住宅の所有者又は管理者は、当該認定を受けようとする日の 2 か月前の日までに恵庭市集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、前項の所有者又は管理者は、認定を受けようとする日の 2 か月前の日以後においても申請書を提出することができる。

(審査及び認定)

第 5 条 市長は、申請書を受理したときは、当該申請されたごみ保管場所について、認定基準適合チェック表（様式第 2 号）により審査する。

2 市長は、前項の審査の結果、優良保管場所の認定をしたときは、認定書（様式第 3 号）及び証票を交付する。

3 前項の証票は、認定適合マーク（様式第 4 号）とし、申請のあった集合住宅におけるごみ保管場所の数に応じて交付するものとする。

4 証票は、優良保管場所として認定されたごみ保管場所に掲示するものとする。

5 市長は、第 1 項の審査の結果、認定基準に適合しない項目があるときは、認定基準適合チェック票の写しを添えてその旨を通知するものとする。

6 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から 1 4 日以内に市長に対して再審査の申出をすることができる。

7 前項の再審査の申出があったときは、市長は、当初の審査と同一の審査を行わなければならない。この場合において、なお認定基準に適合しない項目があるときは、市長は、認定基準適合チェック票の写しを添えて優良保管場所の認定をしなかった旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第 6 条 優良保管場所の認定を受けたごみ保管場所を有する集合住宅の所有者又は管理者（以下「認定を受

けた者」という。)は、当該優良保管場所の位置、ごみ保管場所の数その他ごみ保管場所に関する事項に変更が生じたときは、速やかに変更届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出の内容を確認しなければならない。この場合において、市長は、優良保管場所の認定を継続し難いような変更があると認めるときは、必要な補正を依頼するものとする。

(再認定審査)

第7条 市長は、優良保管場所について、毎年度再認定の審査を行う。ただし、その年度中に優良保管場所の認定を受けたものを除く。

- 2 第5条第1項及び第5項から第7項までの規定は、前項の再認定の審査について準用する。

(環境美化等推進員の協力)

第8条 市長は、第5条第1項及び第7項の審査(前条第2項において準用する場合を含む。)及び第6条第2項の届出の確認を行うに当たっては、環境美化等推進員に調査を依頼することができる。

- 2 前項に規定する調査の依頼は、恵庭市集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度について(調査依頼(様式第6号))をもって行うものとする。

(認定適合マークの返還等)

第9条 認定を受けた者は、優良保管場所の認定を受けたごみ保管場所が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該ごみ保管場所に引き続き認定適合マークを掲げてはならない。

- (1) 第7条の再認定の審査において認定基準に適合しないこととなったとき。
- (2) ごみ保管場所としての使用を廃止したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、認定適合マークを掲示することができない事情が生じたとき。

- 2 市長は、優良保管場所が前項各号の事由に該当することを知ったときは、認定を受けた者に対して返還通知書(様式第7号)をもって認定適合マークの返還を求めるものとする。

(台帳の整備)

第10条 市長は、優良保管場所に関する事務を適正に管理するため、申請、認定及び証票の管理に係る台帳を整備しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年5月6日から実施し、改正後の恵庭市集合住宅排出ごみ等優良保管場所認定制度実施要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年11月17日から実施する。

○恵庭市し尿処理券の返還の取扱いに関する要綱

平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成6年規則第8号。以下「規則」という。）第13条第2項の規定に基づき、し尿処理券の返還に伴うし尿処理手数料の還付について必要な事項を定めるものとする。

(し尿処理手数料の還付申請)

第2条 し尿処理手数料の還付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、し尿処理手数料還付申請書（様式第1号）に返還しようとするし尿処理券を添えて、市長に提出するものとする。

(し尿処理手数料の還付)

第3条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに審査を行い、還付の可否を決定するものとする。

2 し尿処理手数料の還付を決定したときは、し尿処理手数料還付通知書（様式第2号）により申請者に通知し、前条のし尿処理手数料還付申請書に記載された金融機関の口座にし尿処理手数料を還付するものとする。

3 し尿処理手数料の還付を行わないときは、し尿処理手数料還付不可通知書（様式第3号）に提出されたし尿処理券を添えて、申請者に通知するものとする。

(台帳管理)

第4条 市長は、し尿処理手数料の還付を行った場合は、し尿処理手数料還付台帳（様式第4号）により、返還されたし尿処理券及び還付したし尿処理手数料を適正に管理するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

令和3年度清掃事業の概要

恵庭市生活環境部廃棄物管理課

令和3年 月 日作成



ごみ減量・リサイクル推進キャラクター
「クリーンちゃん」